

郡上市こども計画

(令和7年度～令和11年度)



郡上市

はじめに

少子高齢化の進行とそれに伴う人口減少は、地域経済規模の縮小、社会保障制度における現役世代の負担増加、さらには地域コミュニティ意識の衰退など、すべての市民の将来に大きな影響を及ぼす問題となっています。こうした状況の中、次世代を担う最も大切な存在である子どもたちが、それぞれの夢や希望に向けて健やかに成長し、未来を築くことができることは、社会共通の願いであり、社会情勢の変化や地域の実情にあわせて、子ども・子育て支援の環境を整えることが重要な課題です。



本市においては、平成27年度から令和6年度までの2期10年の計画期間にわたり、子ども・子育て3法に基づき策定した「郡上市子ども・子育て支援事業計画」により、「誰もが安心して子どもを産み育てられるまち～ずっと郡上・もっと郡上～」を基本理念とし、市民の皆さまとともに「日本一住みたいまち・子育てしやすいまち」を目指してきたところです。この間、子どもとその家庭に応じた、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援や子どもの成長を支援する施策を着実に進めてまいりました。

このたび、令和2年3月に策定した「第2期郡上市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間終了に伴い、令和5年度に実施しました乳幼児及び小学生の保護者を対象とした子育て支援に関するアンケート調査結果を踏まえた「第3期郡上市子ども・子育て支援事業計画」を包含し、「こども基本法」に規定される市町村こども計画と位置付ける「郡上市こども計画」を策定いたしました。本計画では、第2期計画での取組を継承しつつ、子ども、若者、子育て当事者が、将来にわたって自分らしく幸せに過ごすことができ、すべての人がそれぞれの立場において、子どもとともに元気に輝きつづけるまちの実現に向けて、基本理念を「未来が輝く しあわせ育む こどもまんなかのまち 郡上 ～ずっと郡上 もっと郡上～」と定めて、より総合的に子ども、子育て支援施策を含む内容の計画としています。

この理念に基づく施策の推進にあたっては、子育てを巡る環境の変化や新たな課題に対応するために、子どもや若者、子育て当事者視点の声を聞きながら、もっとも良いことは何かを考えて施策に取り組むとともに、子どもを生み育てることに喜びを感じられるように、家庭、地域、企業、行政など、さまざまな分野の主体が子どもや若者、子育て家庭への支援を実行し、次代を担う子ども一人ひとりの育ちを応援していくことが求められています。豊かな自然、文化、歴史や安心・安全な子育て環境を活かしつつ、市民の皆様のご協力をいただきながら、地域全体で子ども、若者の健やかな成長や子育てを応援する環境づくりを更に進めるとともに、子育てや子ども・若者への支援施策の充実に全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました郡上市子ども・子育て会議の皆さま、子育て支援等に関するアンケート調査にご協力いただきました保護者の皆さま、市内高校生および関係者の皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

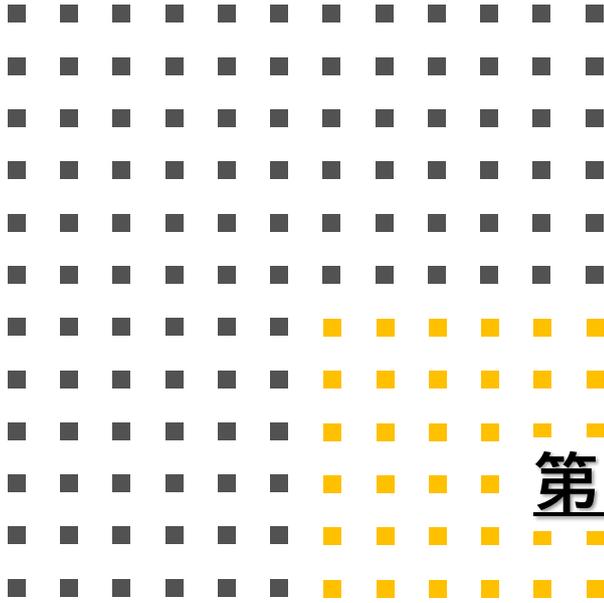
郡上市長

山川弘保

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	4
4. 計画策定の体制	4
5. 市町村こども計画のポイント	5
6. SDGsについて	7
7. 計画の対象について	8
第2章 こども・子育てを取り巻く状況	9
1. 統計からみた郡上市の現状	9
2. 教育・保育の状況	21
3. アンケート調査結果	29
4. 第2期計画の評価	36
5. 統計データやアンケート調査結果からみる本市の課題	40
第3章 計画の基本理念等	43
1. 基本理念	43
2. 基本的視点	44
3. 基本目標	45
4. 施策体系	46
5. 数値目標（指標）の設定と進捗管理	47
第4章 施策の展開	49
基本目標1 妊娠から出産・子育てへの切れ目のない支援を充実します	49
基本目標2 こどもや若者の心身の健やかな成長を支援します	52
基本目標3 子育て世代を応援し安心して子育てができるまちを目指します	56
基本目標4 こどもや若者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します	61
第5章 量の見込みと確保方策	67
1. 教育・保育提供区域の設定	67
2. 「量の見込み」算出の内容	69
3. こどもの推計人口	72
4. 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保	77
5. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保	90
6. 子育てのための施設等利用給付	105
7. こども誰でも通園制度	106

第6章 計画の推進に向けて	107
1. 推進の体制	107
2. 国・県等との連携	107
3. 計画の達成状況の点検及び評価	107
資料編	109
1. 策定経過	109
2. 郡上市子ども・子育て会議条例	110
3. 郡上市子ども・子育て会議委員名簿	112
4. 用語解説	113



第1章 計画の概要



第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展、中でも単独世帯数の増加に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、こどもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、育児休業取得の関係等、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中で、国は、平成24年に認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付等を盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定し、こどもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充等を推進していくため、市町村ごとに5年を1期とする幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのニーズを反映した子ども・子育て支援事業計画を策定することとしました。

さらに、令和5年4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行するとともに、「こども家庭庁」が発足されました。同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が目指されており、行政を始め、地域社会全体でこどもたちの成長を支援していくことが求められています。

また、同年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、「加速化プラン」として今後3年間における少子化対策への集中的な取組が位置付けられたほか、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園給付である「こども誰でも通園制度」が発足し、令和8年度からの本格的な施行開始に向けて準備が進められています。

本市では、令和元年度に策定した「第2期郡上市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第2期計画」という）」において、「誰もが安心して子どもを産み育てられるまち 郡上 ～ずっと郡上 もっと郡上～」を基本理念として定め、こどもとその家庭に応じた支援、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援、地域社会全体で子育ての支援、男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進など、子育て支援やこどもの成長を支援する取組を進めてまいりました。

第2期計画が令和6年度をもって計画期間を満了することにとともに、社会情勢の変化や国の法制度の変更、郡上市の現状を踏まえ、新たに「郡上市こども計画（以下、「本計画」という）」を策定し、本市の切れ目のない子ども・子育て支援の充実を進めていくとともに、本市における「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めます。

2. 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、こども基本法第 10 条第 2 項の規定に基づく「市町村こども計画」です。

(2) 計画の性格

本計画は、こども大綱及び岐阜県こども計画を勘案した、本市におけるこども施策についての計画です。

また、子ども・子育て支援法第 60 条で示す基本指針に則して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定めた、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「子どもの貧困対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を含めます。

さらに、国の「こども未来戦略」における放課後児童対策の一層の強化を図るために制定された「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示します。

(3) 関連諸計画との関係

本計画は、「郡上市総合計画」を最上位計画、「郡上市健康福祉推進計画」を上位計画とし、その方針に沿って策定するものです。

また、「郡上市地域福祉計画」、「郡上市障がい福祉計画・郡上市障がい児福祉計画」、「郡上市男女共同参画プラン」、「郡上市教育振興基本計画」、「郡上市食育基本計画」等の関連計画との整合を図ります。

【図表1-1 計画関係図】



3. 計画の期間

こども基本法において、市町村こども計画の計画期間は定められていませんが、本計画に内包する子ども・子育て支援事業計画は5年ごとに見直しを行うこととなっているため、計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

【図表1-2 計画期間】

計画/年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
こども計画	第2期 子ども・子育て支援事業計画					こども計画				

4. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、こどもや子育てをめぐる状況を踏まえた上で、多様な視点から意見を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとして、以下の体制と方法で策定を行いました。

(1) 計画策定の体制

本計画は、公募による市民、学識経験者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「郡上市子ども・子育て会議」において、アンケート調査結果、計画に盛り込む内容等を審議しました。

(2) 計画策定の方法

① 第2期計画の分析・評価

これまでの計画の成果と問題点を分析し、その成果を今後を引き継いでいくとともに、新たな課題に対応していくことが必要であることから、第2期計画の進捗状況等を検証し、その評価を行いました。

② 子育て中の保護者の現状・意向の把握

本市では、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、令和5年12月から令和6年1月にかけて「郡上市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」を実施しました。

調査結果の概要は第2章に掲載しています。

③ パブリックコメントの実施

計画は広く市民の意見が反映されたものであることが重要です。そのため、パブリックコメントの実施を通じて、広く市民の意見を集め、計画への反映に努めました。

5. 市町村こども計画のポイント

こども大綱には、こども施策に関する基本的な方針として、以下の6本の柱が示されています。

【図表1—3 こども施策に関する基本的な方針】

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

また、こども施策に関する重要事項として、「ライフステージを通じた重要事項」、「ライフステージ別の重要事項」、「子育て当事者への支援に関する重要事項」の3つの重要事項が示されており、こども計画策定にあたって、これらの重要事項を盛り込むことが必要です。

【図表1—4 ライフステージを通じた重要事項】

◆こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
◆多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
◆こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
◆こどもの貧困対策
◆障害児支援・医療的ケア児等への支援
◆児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
◆こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

【図表1—5 ライフステージ別の重要事項】

<p>◆こどもの誕生前から幼児期まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ✓ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
<p>◆学童期・思春期</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ✓ こども・若者の視点に立った居場所づくり ✓ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ✓ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ✓ いじめ防止 ✓ 不登校のこどもへの支援 ✓ こどもや保護者などからの意見を参考とする校則の見直し ✓ 体罰や不適切な指導の防止 ✓ 高校中退の予防、高校中退後の支援
<p>◆青年期</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 高等教育の修学支援、高等教育の充実 ✓ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ✓ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ✓ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

【図表1—6 子育て当事者への支援に関する重要事項】

<p>◆子育てや教育に関する経済的負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減 ✓ 特に高等教育について、更なる支援拡充の検討（授業料等減免、奨学金制度の充実、授業料後払い制度の本格導入など） ✓ 基礎的な経済支援としての児童手当の位置付けの明確化、拡充 ✓ 医療費等の負担軽減
<p>◆地域子育て支援、家庭教育支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供 ✓ 体罰によらない子育てに関する啓発 ✓ 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進 ✓ 訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及
<p>◆共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 育児休業制度の強化 ✓ 長時間労働の是正や働き方改革の促進 ✓ 男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の実施 ✓ 男性の育児休業が当たり前になる社会の実現
<p>◆ひとり親家庭への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施 ✓ こどもに届く生活・学習支援の推進 ✓ プッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化 ✓ 安全・安心な親子の交流の推進 ✓ 養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化

6. SDGsについて

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGs は、17 の目標・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを基本理念として掲げています。

SDGs の「誰一人取り残さない」という考えは、郡上市こども計画の目指すべき姿にも当てはまるものです。そのため、本市のこども・子育て施策を推進するにあたっては、SDGs を意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会におけるさまざまな担い手と連携しながら、こどもの最善の利益が実現される社会を目指します。

【図表1ー7 SDGsについて】



7. 計画の対象について

「こども基本法」において、こどもは「心身の発達の過程にある者」と定義し、18歳や20歳といった特定の年齢で必要なサポートが途切れることなく、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるよう、すべてのこども・若者の成長を地域社会全体で支援していくことが求められています。

本計画の対象となる、「こども・若者」の定義は、国が定めた「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案し、30歳未満とします。

また、本計画で「こども」の表記については、原則としてひらがなを用いることとしますが、法律や制度に準じる場合や固有名詞を用いる場合は、「子ども」・「子供」と表記することとします。



第2章 こども・子育てを取り巻く状況

第2章 こども・子育てを取り巻く状況

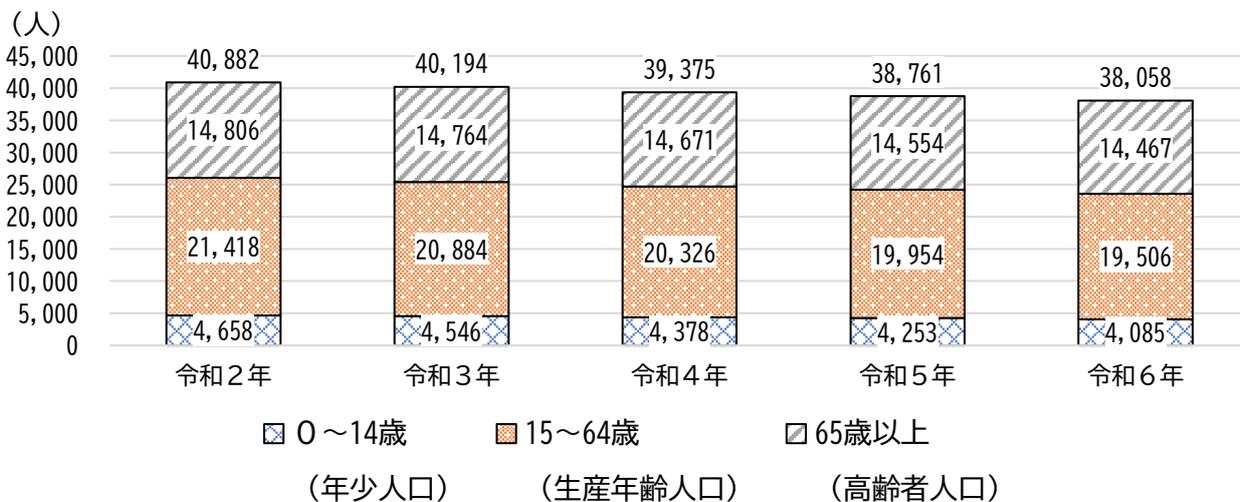
1. 統計からみた郡上市の現状

(1) 総人口の推移

本市の人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和6年では38,058人となっています（図表2-1）。

年齢3区分別にみると、すべての年齢層で減少を続けています。

【図表2-1 年齢3区分別人口の推移】

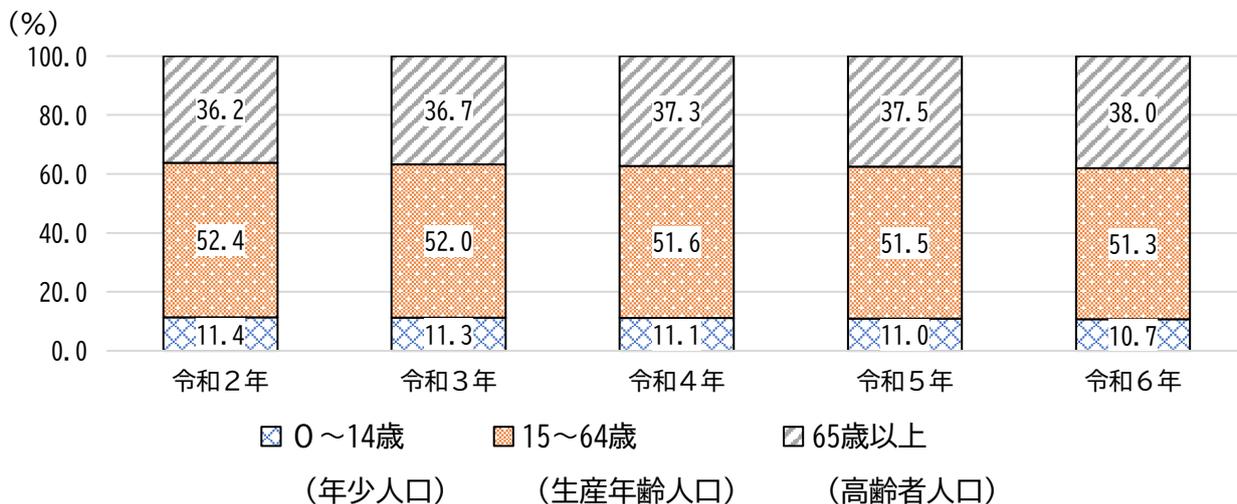


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 人口割合の推移・推計

本市の年齢3区分別人口割合をみると、年少人口割合、生産年齢人口割合は減少を続けており、高齢者人口割合が増加を続けています（図表2-2）。

【図表2-2 年齢3区分別人口割合の推移・推計】



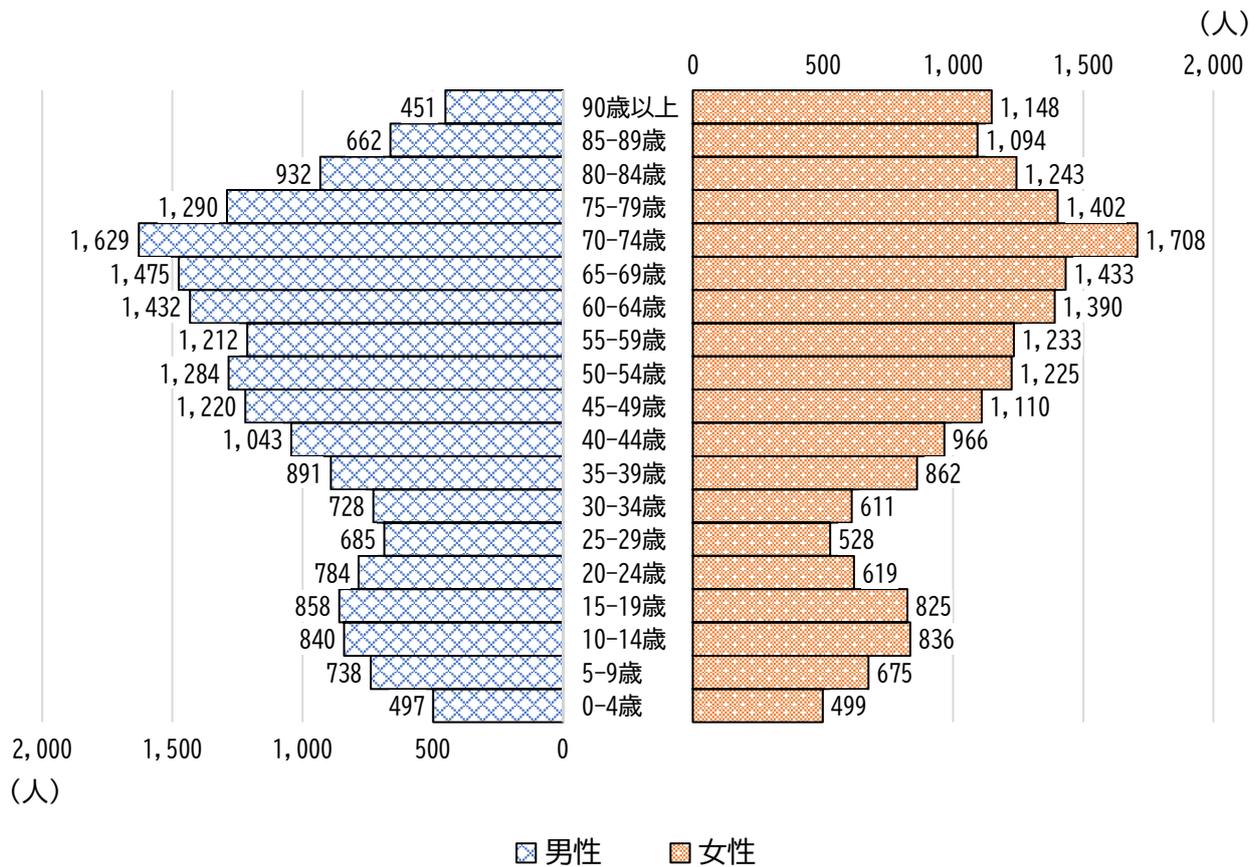
(3) 人口ピラミッド

郡上市の人口ピラミッドは「つぼ型」となっています。

5歳階級別人口を見ると、男性、女性共に70-74歳の人口が最も多くなっており、いわゆる「団塊の世代」を含む前期高齢者が多くなっています。

一方、20歳未満の人口の中で、0-4歳児の人口が最も少なくなっており、少子化が進んでいることがわかります。(図表2-3)。

【図表2-3 人口ピラミッド】



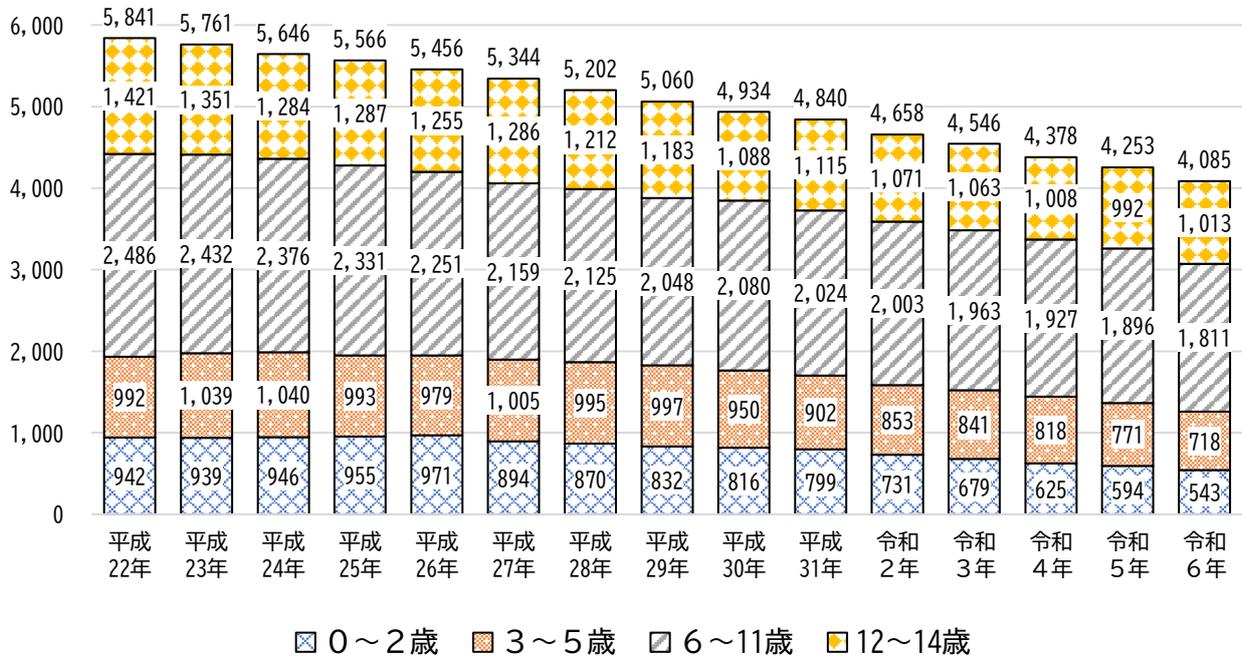
資料：住民基本台帳（令和6年3月31日現在）

(4) こどもの人口（年少人口）の推移

本市のこどもの人口（年少人口：0～14歳）の推移をみると、平成22年以降減少傾向にあり、令和6年では4,085人となっています（図表2-4）。

【図表2-4 こどもの人口の推移・推計】

(人)



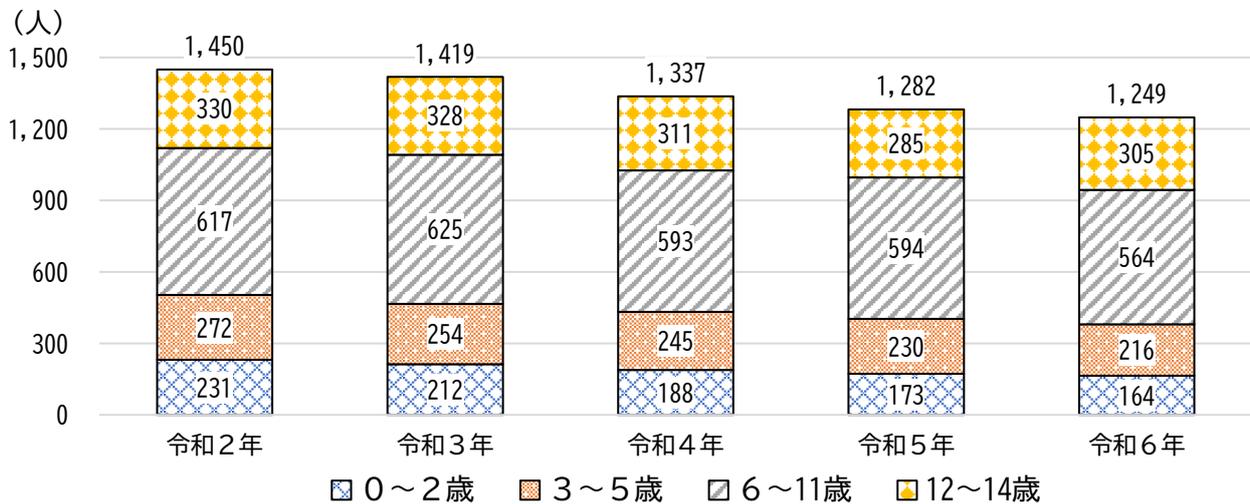
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(5) 地区別のこどもの人口の推移

① 八幡町

八幡町の0～14歳のこどもの人口の推移をみると、令和2年以降減少が続いており、令和6年では1,249人となっています（図表2-5-1）。

【図表2-5-1 八幡町のこどもの人口の推移】

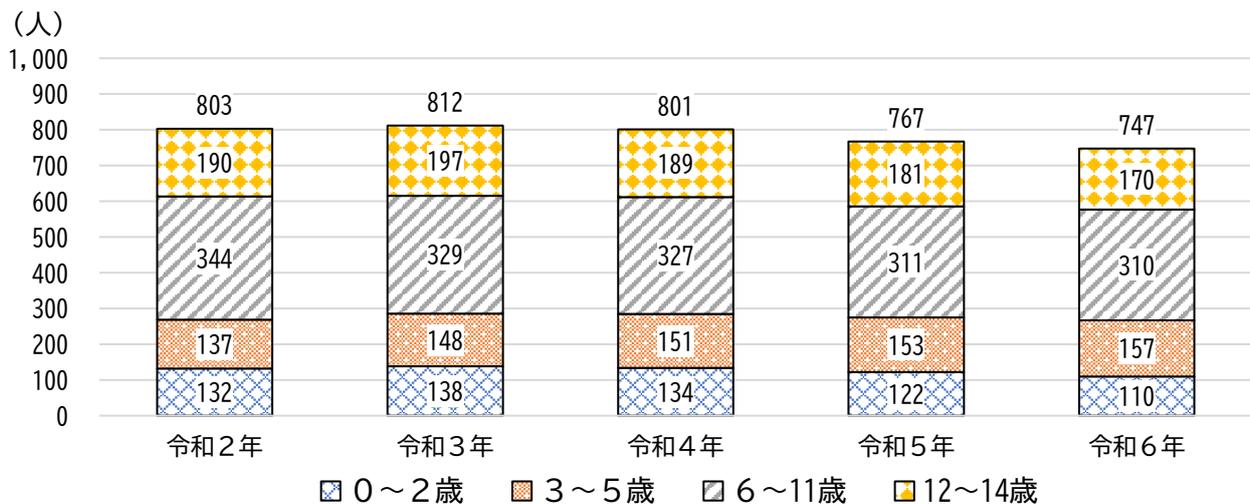


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

② 大和町

大和町の0～14歳のこどもの人口の推移をみると、令和3年以降減少が続いており、令和6年では747人となっています（図表2-5-2）。

【図表2-5-2 大和町のこどもの人口の推移】

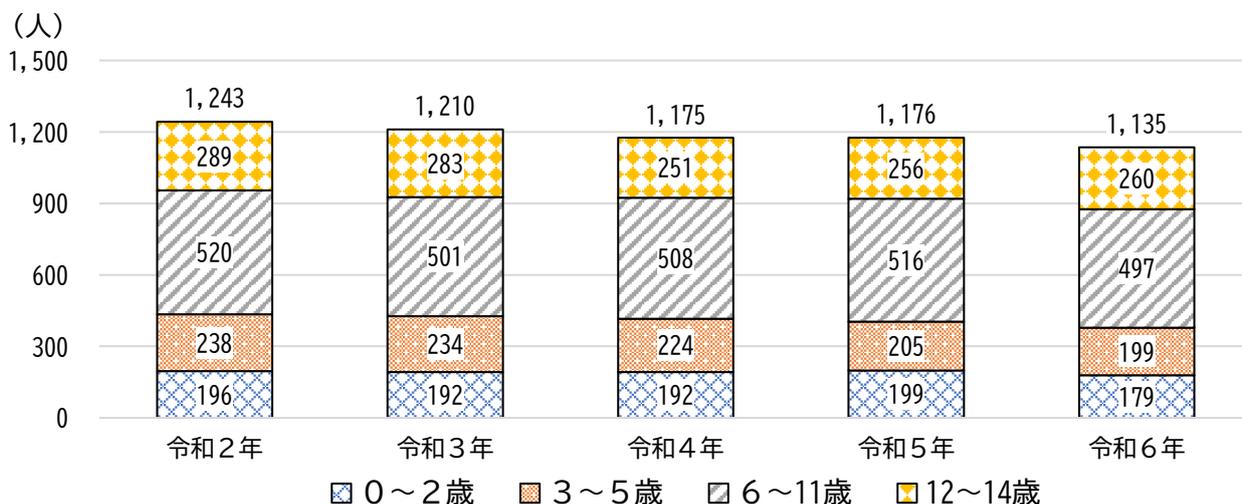


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

③ 白鳥町

白鳥町の0～14歳のこどもの人口の推移をみると、令和2年以降減少傾向であり、令和6年では1,135人となっています（図表2-5-3）。

【図表2-5-3 白鳥町のこどもの人口の推移】

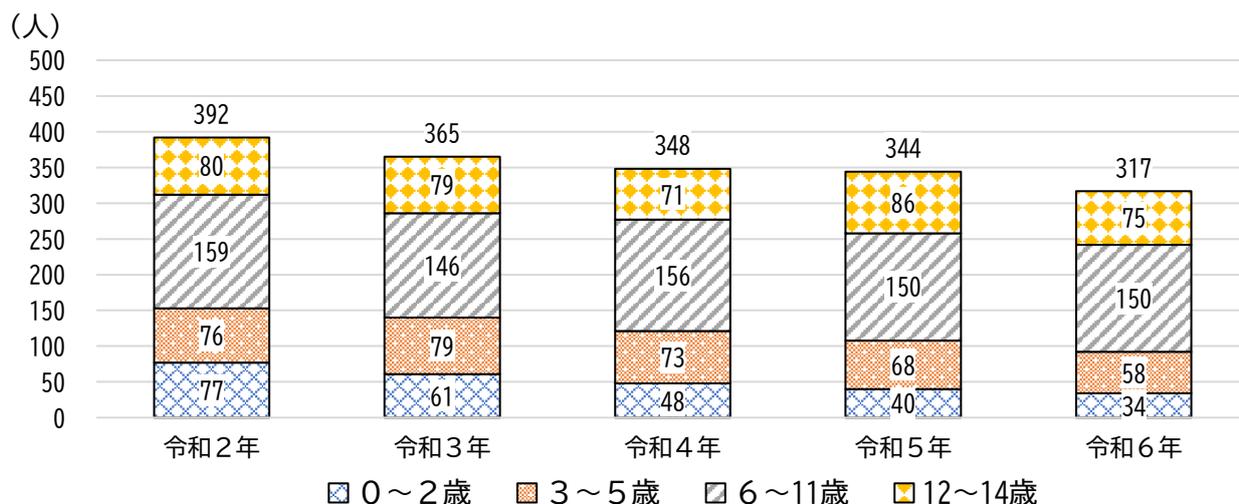


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

④ 高鷲町

高鷲町の0～14歳のこどもの人口の推移をみると、令和2年以降減少が続いており、令和6年では317人となっています（図表2-5-4）。

【図表2-5-4 高鷲町のこどもの人口の推移】

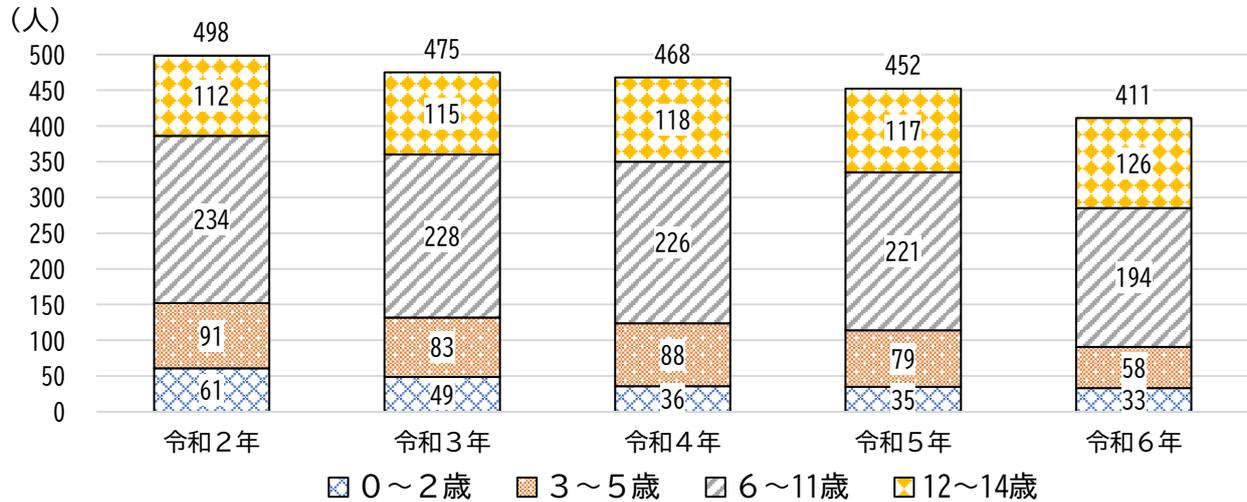


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

⑤ 美並町

美並町の0～14歳のこどもの人口の推移をみると、令和2年以降減少が続いており、令和6年では411人となっています（図表2-5-5）。

【図表2-5-5 美並町のこどもの人口の推移】

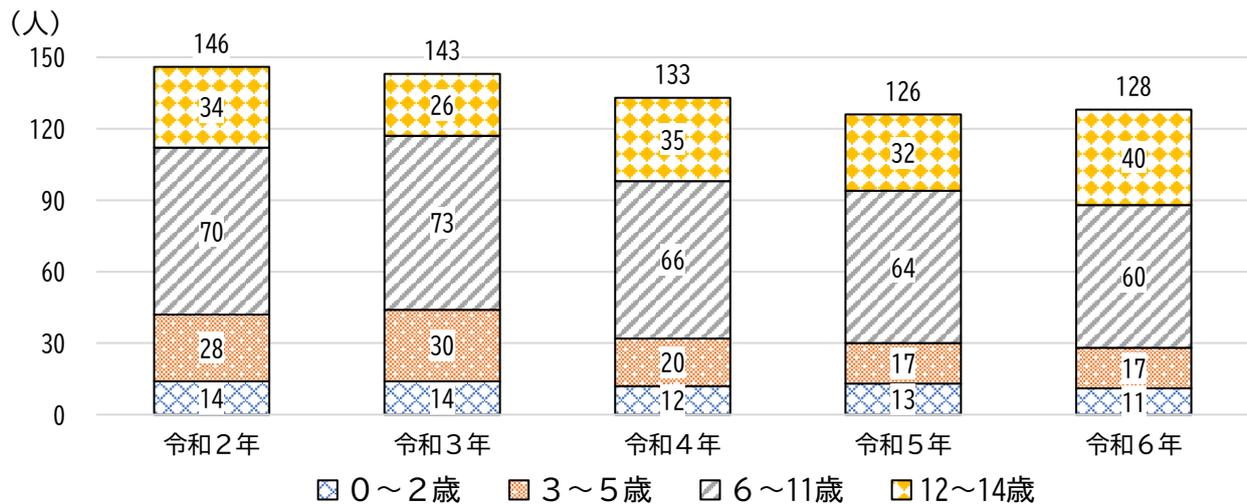


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

⑥ 明宝

明宝の0～14歳のこどもの人口の推移をみると、令和2年以降減少傾向であり、令和6年では128人となっています（図表2-5-6）。

【図表2-5-6 明宝のこどもの人口の推移】

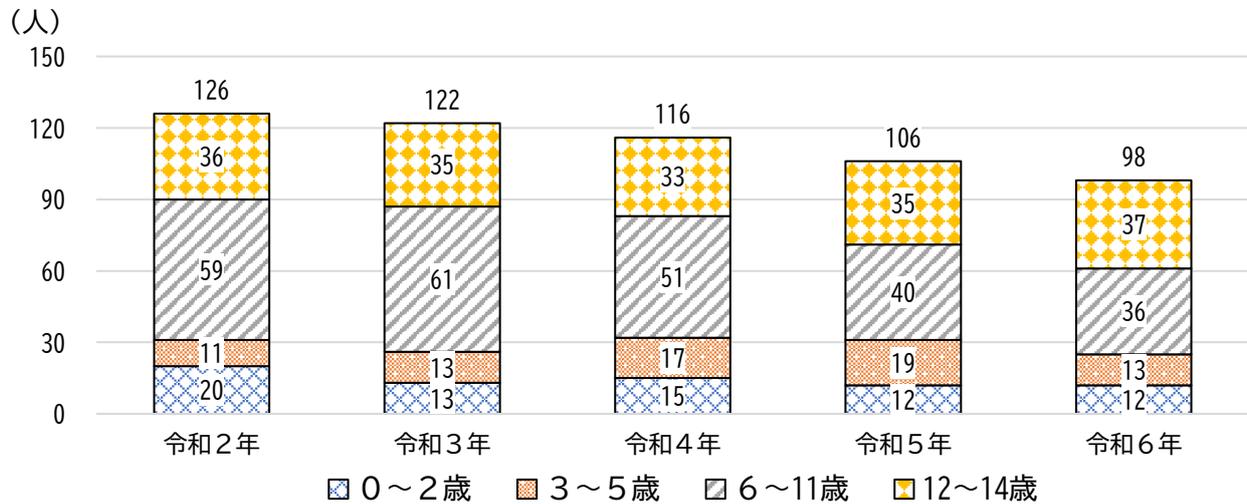


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

⑦ 和良町

和良町の0～14歳のこどもの人口の推移をみると、令和2年以降減少が続いており、令和6年では98人となっています（図表2-5-7）。

【図表2-5-7 和良町のこどもの人口の推移】



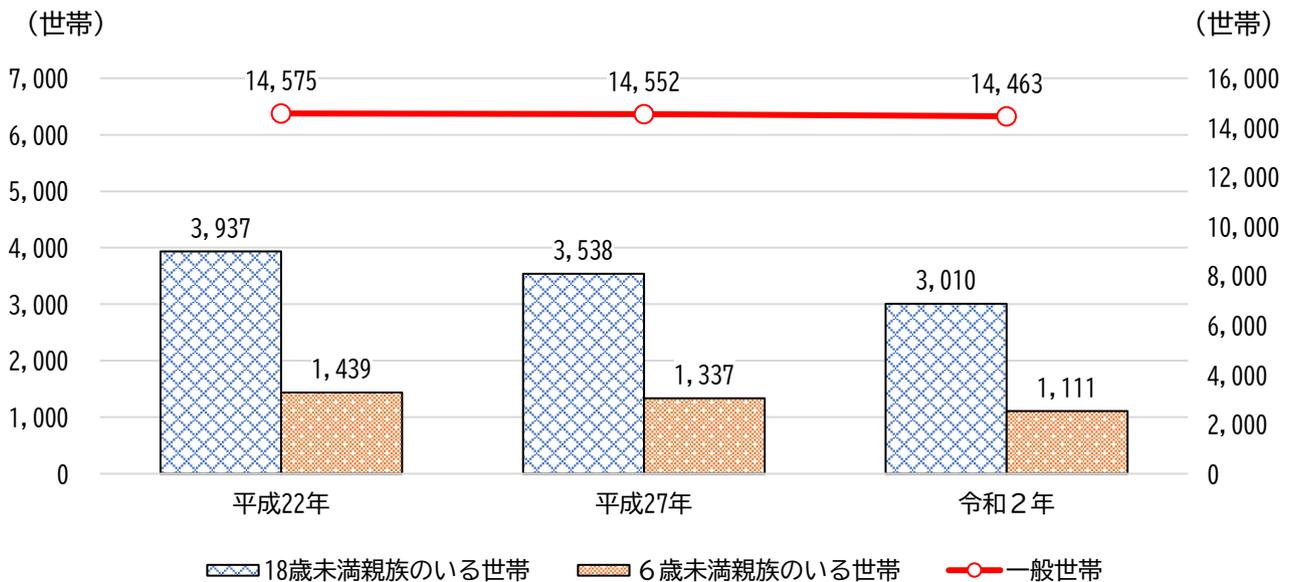
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(6) 世帯の推移

① こどものいる世帯の状況

本市の一般世帯数は、平成22年以降減少傾向にあり、令和2年では14,463世帯となっています。また、18歳未満親族のいる世帯、6歳未満親族のいる世帯は、ともに減少を続けており、令和2年では、18歳未満親族のいる世帯が3,010世帯、6歳未満親族のいる世帯が1,111世帯となっています（図表2-6-1）。

【図表2-6-1 こどものいる世帯の状況】

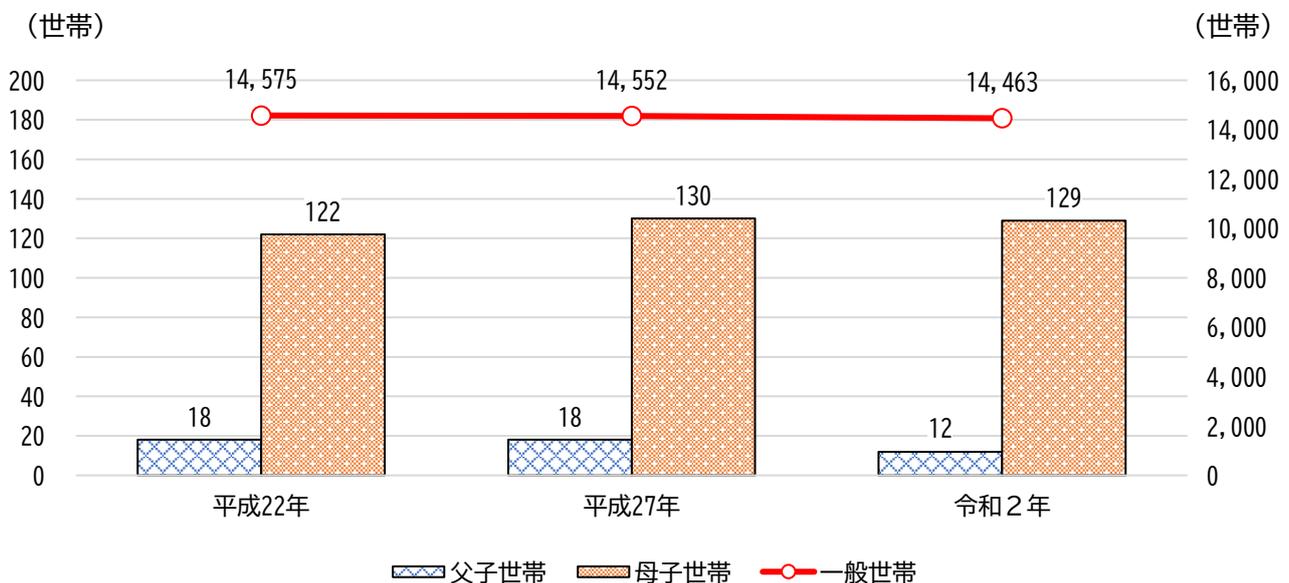


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② ひとり親世帯の状況

本市のひとり親世帯の推移をみると、令和2年では「父子世帯」が12世帯、「母子世帯」が129世帯となっています（図表2-6-2）。

【図表2-6-2 ひとり親世帯の状況】



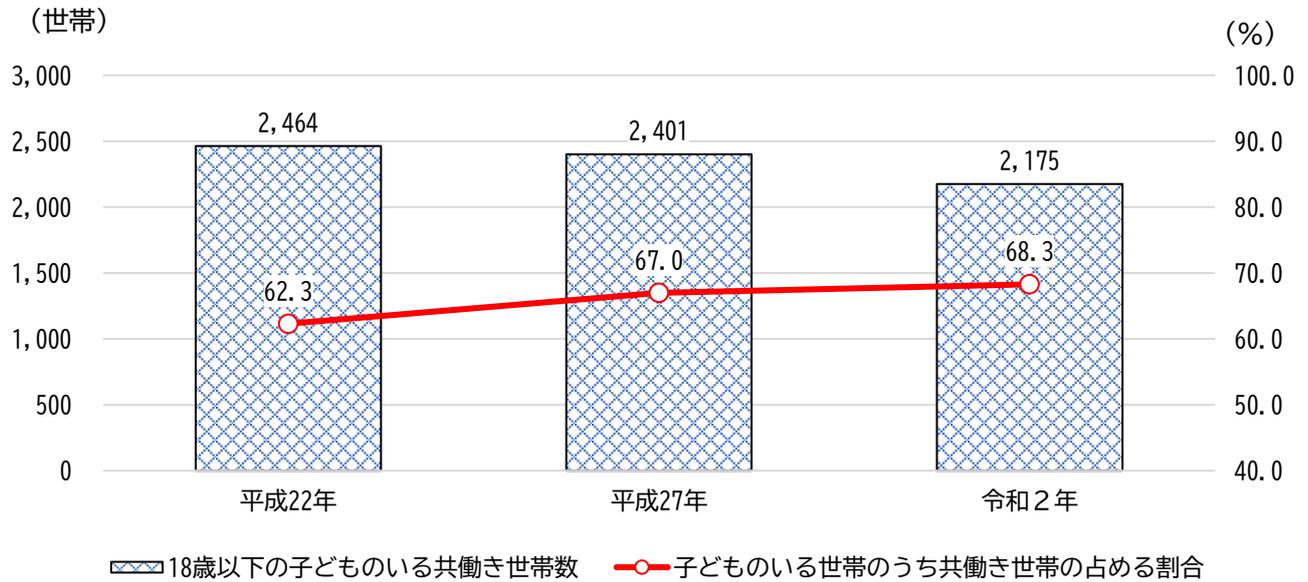
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③ 共働き世帯の状況

本市の共働き世帯の状況を見ると、18歳以下のこどものいる共働き世帯数は、平成12年以降減少を続けており、令和2年では2,175世帯となっています。

一方、こどものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合について、令和2年では68.3%となっており、平成22年の62.3%から6.0ポイント増加しています（図表2-6-3）。

【図表2-6-3 共働き世帯の状況】



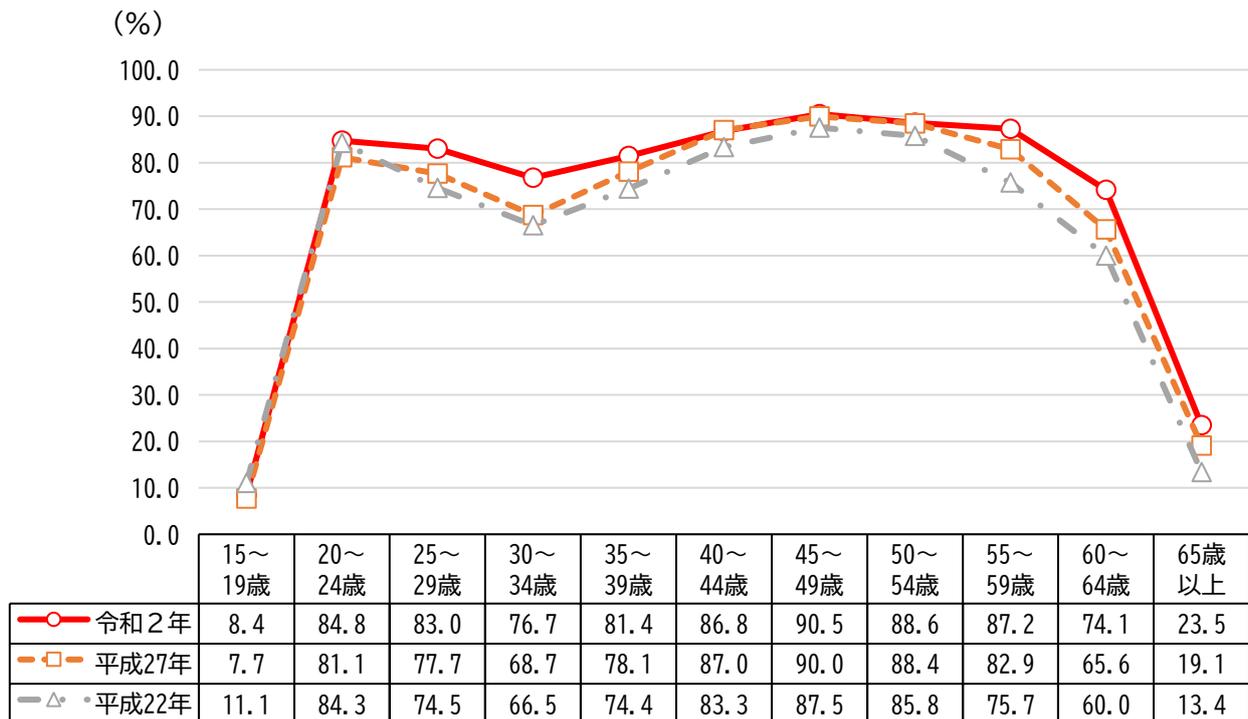
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(7) 女性の労働力率の推移

本市の女性の年齢別労働力率をみると、出産、育児の時期に当たる30代では、労働力率が低下し、育児が一段落してきた40代頃から再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」となっています。

経年の変化を見ると、平成22年から令和2年にかけて20歳以上の女性の労働力率は増加しており、特に30～34歳、55～59歳、60～64歳、65歳以上の労働力率は、10ポイント以上増加しています（図表2-7-1）。

【図表2-7-1 女性の労働力率の推移】

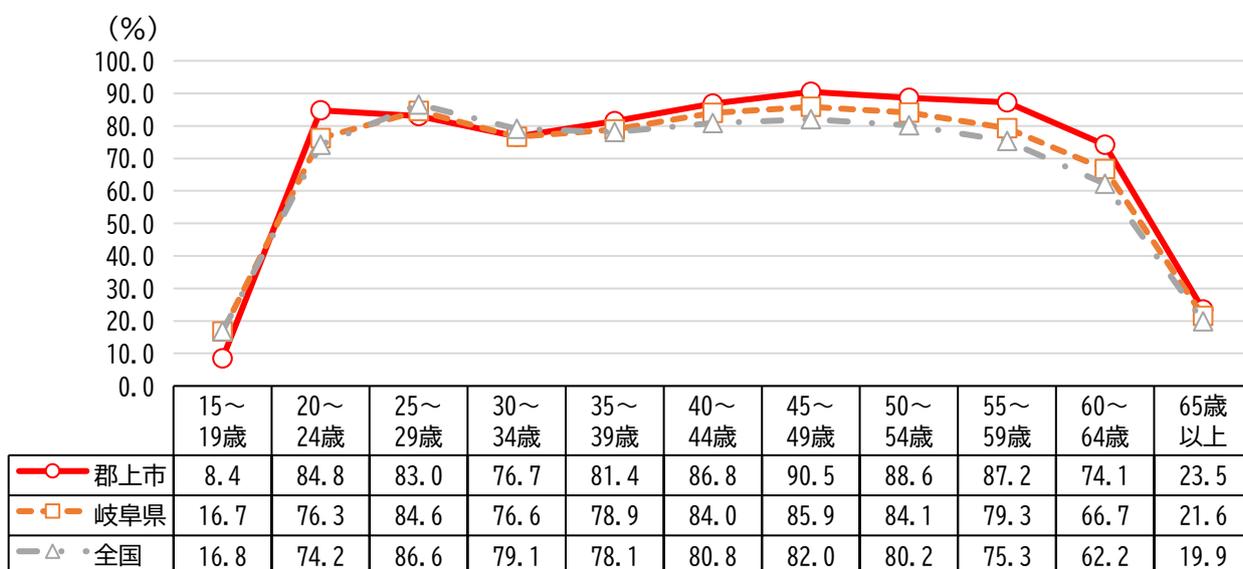


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

本市の令和2年の女性の年齢別労働力率を全国、岐阜県と比較すると、本市の20～24歳及び35歳以上の女性の労働力率は、全国、岐阜県よりも高くなっています（図表2-7-2）。

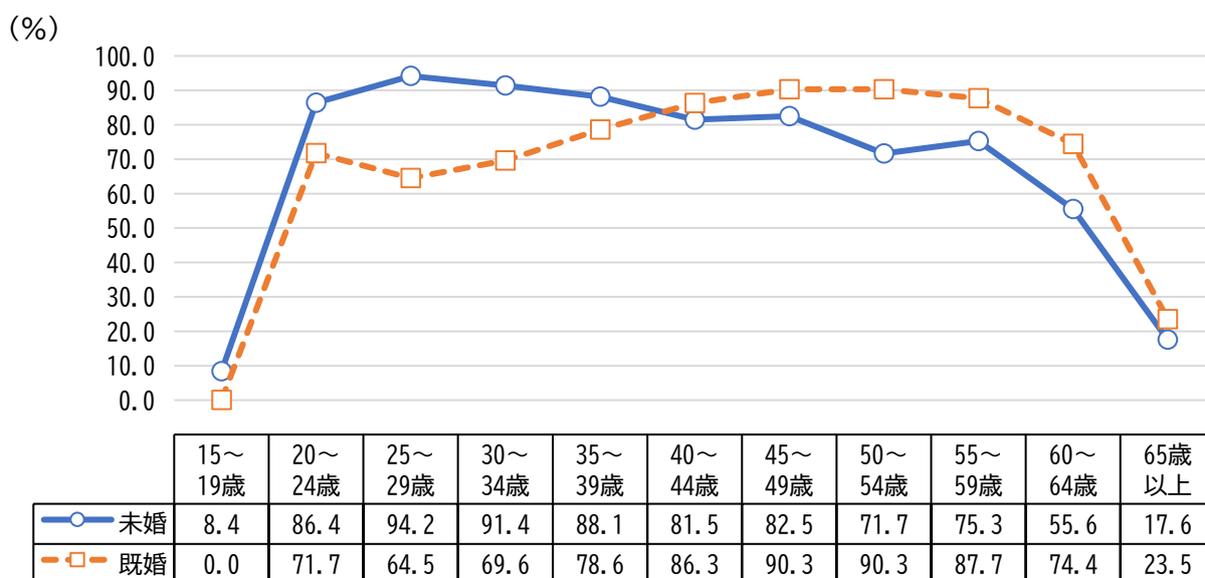
また、令和2年の女性の年齢別労働力率を未婚・既婚別にみると、20代・30代において既婚が未婚を大きく下回っており、特に20～24歳では29.7ポイントの差がみられます（図表2-7-3）。

【図表2-7-2 女性の労働力率の比較（全国・岐阜県との比較）】



資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

【図表2-7-3 未婚・既婚別女性の労働力率】



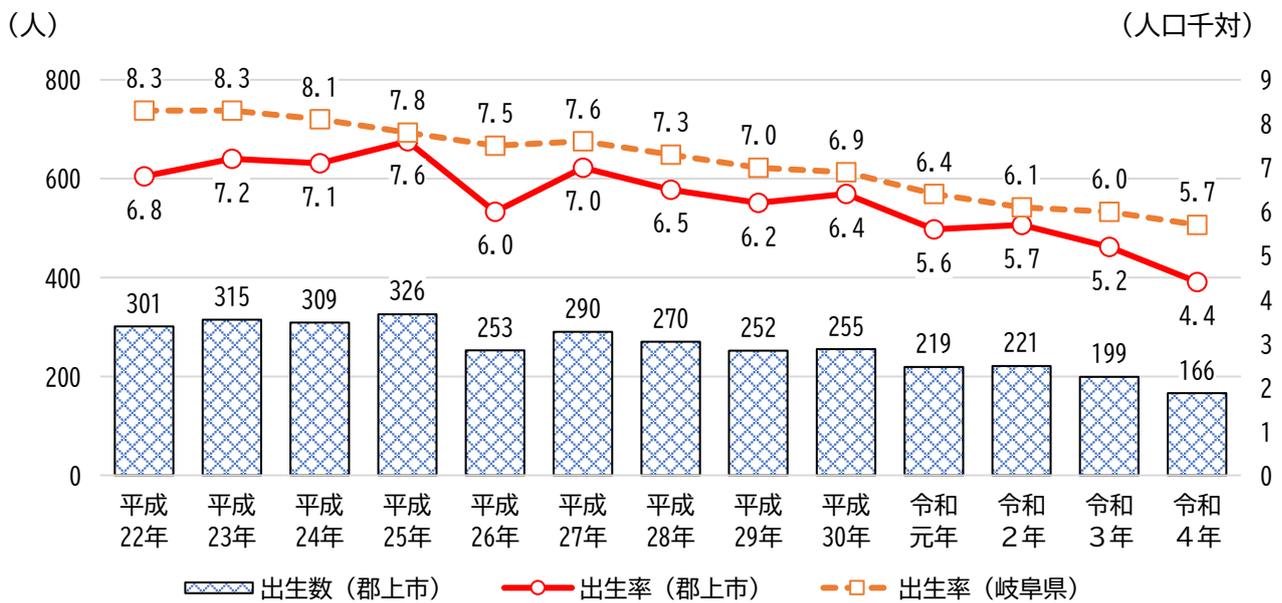
資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

(8) 出生の状況

本市の出生数の推移をみると、平成 25 年の 326 人をピークに、増減を繰り返しながらも全体としては減少傾向にあり、令和 4 年では 166 人となっています。また、出生率の推移をみると、減少が続いており、令和 4 年では 4.4 となっています。また、一貫して岐阜県を下回っています（図表 2-8-1）。

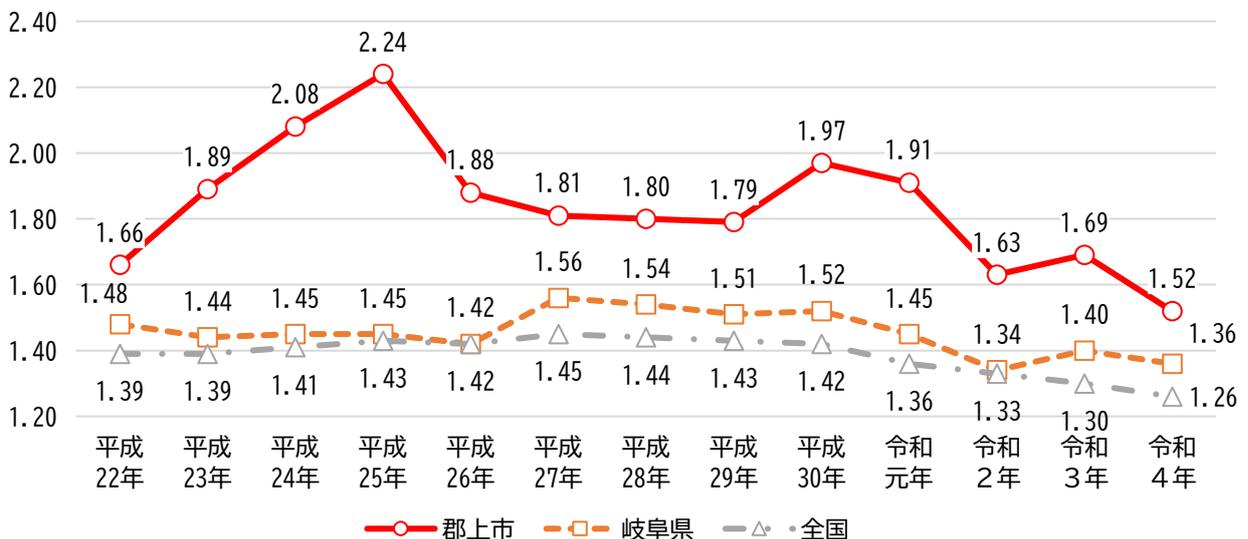
合計特殊出生率の推移をみると、平成 22 年の 1.66 から平成 25 年には 2.24 まで増加しましたが、その後、平成 29 年に 1.79 まで減少しました。平成 30 年では 1.97 と再び増加しましたが、その後は概ね減少傾向にあり、令和 4 年では 1.52 と平成 22 年以降で最も低くなっています。また、全国、岐阜県と比較すると、一貫して本市が上回っています（図表 2-8-2）。

【図表 2-8-1 出生率の推移】



資料：関保健所「中濃地域の公衆衛生」

【図表 2-8-2 合計特殊出生率の推移】



資料：関保健所「中濃地域の公衆衛生」

2. 教育・保育の状況

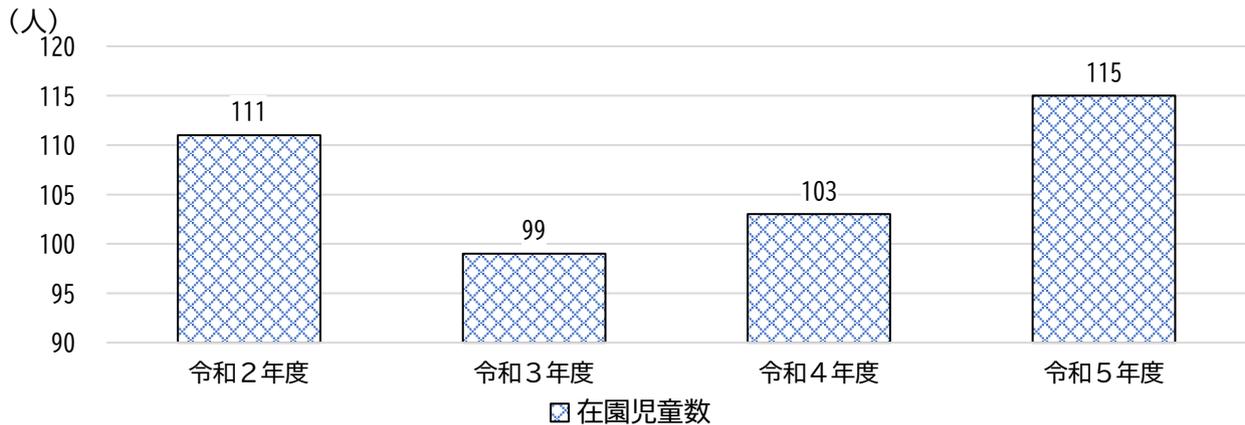
(1) 教育・保育施設の入園状況

① 幼稚園

令和6年4月1日現在、本市には、公立幼稚園が3園あります。

令和3年度以降、在園児童数は増加しており、令和5年度では115人となっています（図表2-9）。

【図表2-9 幼稚園の状況】



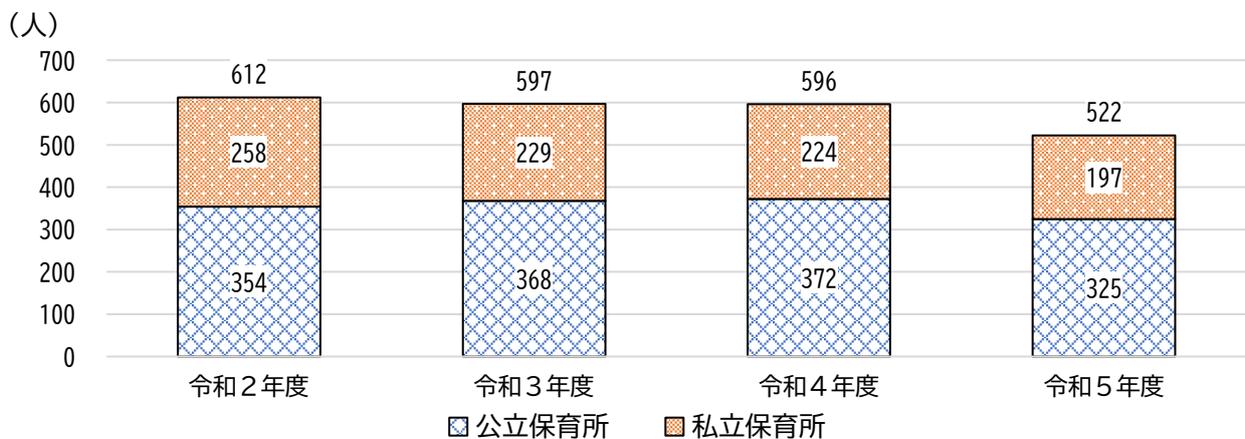
資料：学校教育課

② 保育園

令和6年4月1日現在、本市には公立保育園が8園、私立保育園が3園あります。

令和2年度以降、在園児童数は減少傾向にあり、令和5年度では、公立保育園が325人、私立保育園が197人となっています（図表2-10）。

【図表2-10 保育園の状況】



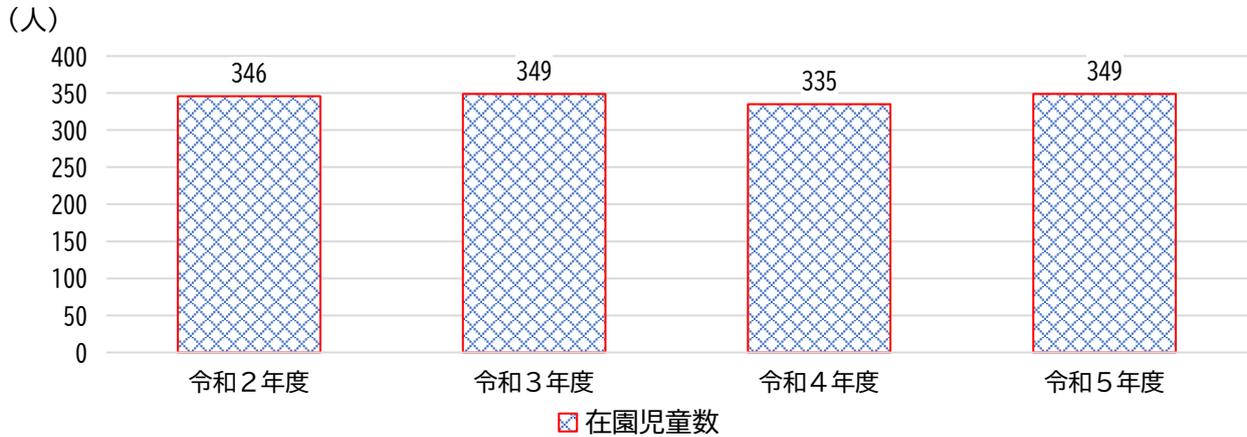
資料：児童家庭課

③ 認定こども園

令和6年4月1日現在、本市には、私立認定こども園が5園あります。

令和2年度以降、在園児童数は横ばいで推移しており、令和5年度では349人となっています（図表2-11）。

【図表2-11 認定こども園の状況】



資料：児童家庭課

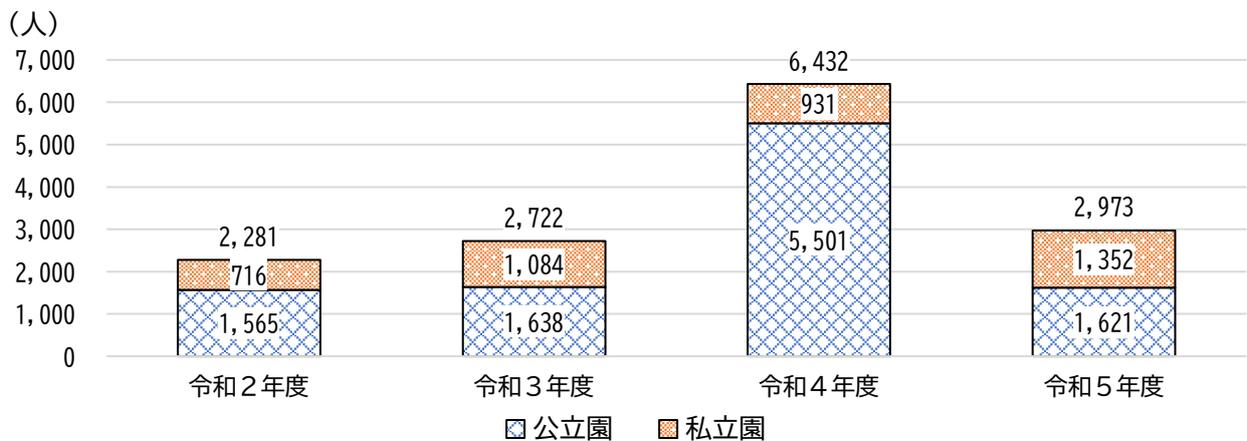
(2) 特別保育の実施状況

① 延長保育事業

令和6年4月1日現在、本市では、公立保育園8園、私立保育園3園、私立認定こども園5園で延長保育事業を実施しています。

令和5年度の利用者数は、2,973人となっています（図表2-12）。

【図表2-12 延長保育事業の状況】



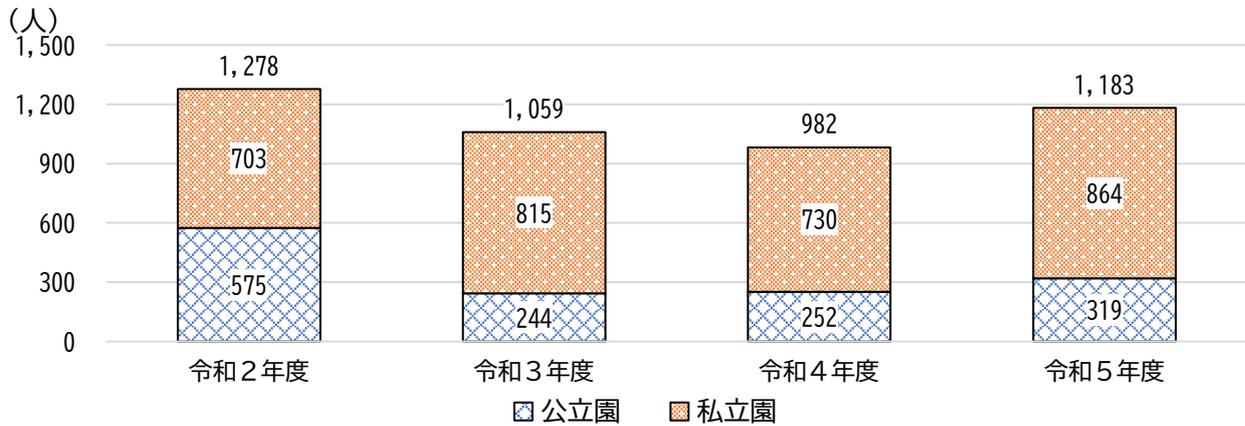
資料：児童家庭課

② 一時預かり保育

令和6年4月1日現在、本市では、公立保育園8園、私立保育園3園、私立認定こども園5園で一時預かり保育を実施しています。

令和5年度の利用者数は、1,183人となっています（図表2-13）。

【図表2-13 一時預かり保育の状況】



資料：児童家庭課

③ 病児・病後児保育

本市では、郡上市民病院、国保白鳥病院の2病院に病児・病後児保育を委託しています。

令和2年度以降、いずれも登録者数が増加傾向にあり、令和5年度では郡上市民病院の登録者が96人、国保白鳥病院の登録者が56人となっています。

また、令和5年度の延べ利用人数については、郡上市民病院では211人、国保白鳥病院では244人となっています（図表2-14）。

【図表2-14 病児・病後児保育事業の状況】

◆郡上市民病院

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	45人	81人	44人	96人
利用者数	70人	142人	106人	211人

◆国保白鳥病院

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	13人	28人	43人	56人
利用者数	26人	121人	129人	244人

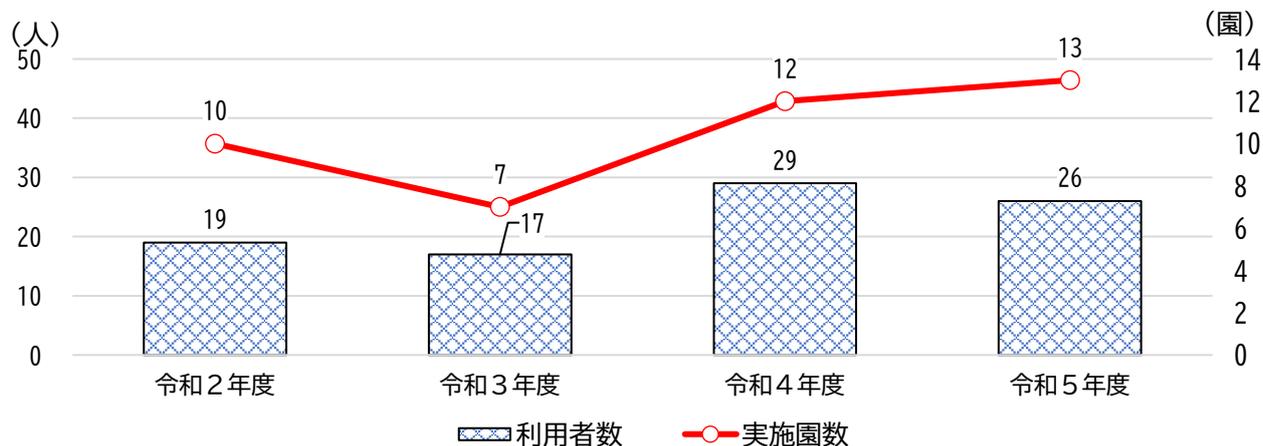
資料：児童家庭課

④ 障がい児保育

障がい児保育について、市内すべての公立・私立保育園および認定こども園で受け入れ可能となっていますが、実際に受け入れがあった園について、令和2年度では10園、令和3年度では7園、令和4年度では12園、令和5年度では13園となっています。

利用者数は、年によりばらつきがあり、令和5年度では26人となっています（図表2-15）。

【図表2-15 障がい児保育の状況】



資料：児童家庭課

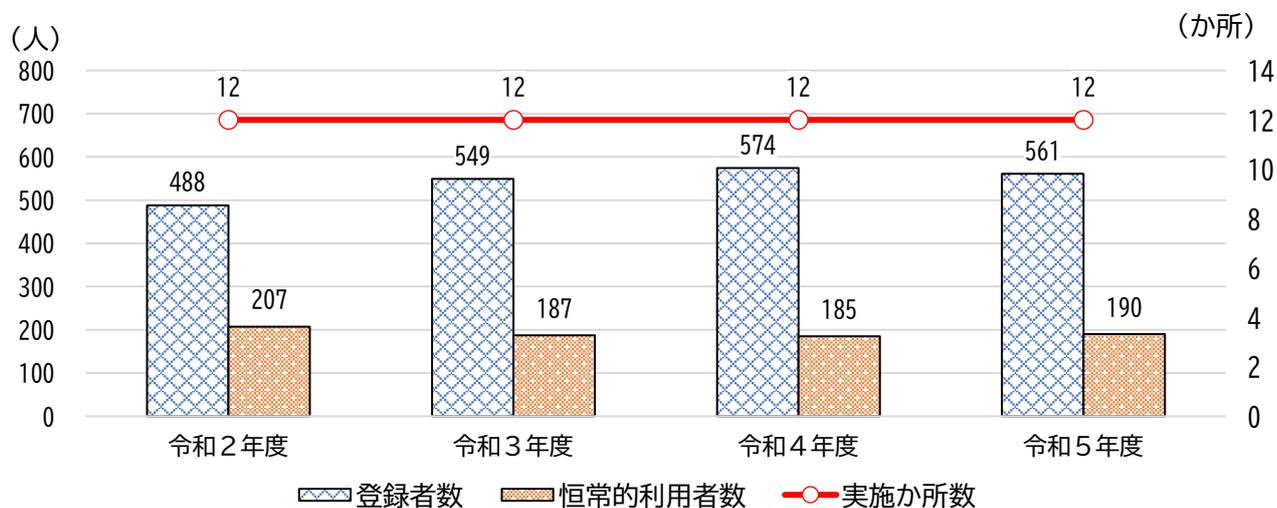
(3) 放課後児童クラブ・子ども講座・児童館の状況

① 放課後児童クラブ

令和6年4月1日現在、本市では、市内11か所で放課後児童クラブを開設しています。登録者数は、令和2年度以降増加傾向にあり、令和5年度では561人となっています。

登録者のうち、恒常的な利用者数については、令和2年度以降減少傾向にあり、令和5年度では190人となっています（図表2-16）。

【図表2-16 放課後児童クラブの状況】



資料：児童家庭課

② 子ども講座

子ども講座の実施状況については、令和2年度以降講座数、延べ参加人数ともに増加傾向にあり、令和5年度では子ども講座が12講座、図書館講座が17講座開催され、延べ参加者数は425人となっています（図表2-17）。

【図表2-17 子ども講座の状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども講座数	4講座	10講座	12講座	12講座
放課後児童クラブ合同講座	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし
図書館講座	11講座	10講座	15講座	17講座
延べ参加人数	288人	326人	364人	425人

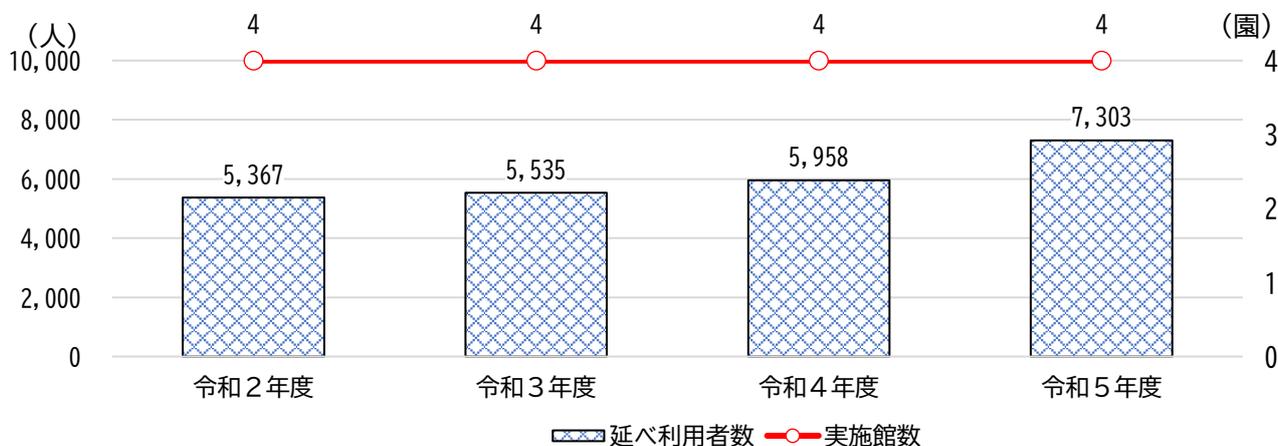
資料：児童家庭課

③ 児童館

令和6年4月1日現在、本市では、はちまん児童館と、各保育園に併設する、たかす児童館、たかす北児童館、わら児童館の4つの児童館があります。

令和2年度以降、4館の合計利用者は増加傾向にあり、令和5年度では7,303人となっています（図表2-18）。

【図表2-18 児童館の状況】



資料：児童家庭課

(4) 子育て支援事業の状況

① 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターでは、ほっとサロンやまめっこクラブなどの親子の交流の場の提供、子育てサークルへの支援や情報誌の発行を行っています。

ほっとサロンについて、児童館のない地域（白鳥、美並、明宝）において、未就園児の親子を対象として、白鳥地域は週3回、美並地域は週2回、明宝地域は月2回実施し、親子の交流や子育て相談を行っています。令和3年度以降、利用者数は減少傾向にあり、令和5年度の延べ利用者数は3,154人となっています。

育児相談について、子育て相談員による育児不安等に対する相談を行っています。利用者数は、年によりばらつきがありますが、令和5年度の延べ利用者数は289人となっています。

まめっこクラブでは、生後2か月～6か月の乳児の親を対象として、子育てについて学んだり、親同士が交流を行っています。郡上市の南部と北部の2か所で、それぞれ1か月に1回実施しています。令和3年度以降、利用者数は減少傾向にあり、令和5年度の延べ利用者数は158人となっています。

私立保育園・認定こども園では、地域子育て支援拠点事業として、育児、保育に関する専任の保育士を週5日以上配置し、育児不安等に対する相談・指導、子育てサークルの育成支援、情報誌の発行などを実施しています。また、大和地域では子どもセンター「バンビ」が同様の事業を行っています。令和2年度以降利用者数は増加傾向にあり、令和5年度の延べ利用者数は3,841人となっています（図表2-19）。

【図表2-19 地域子育て支援拠点事業の状況】

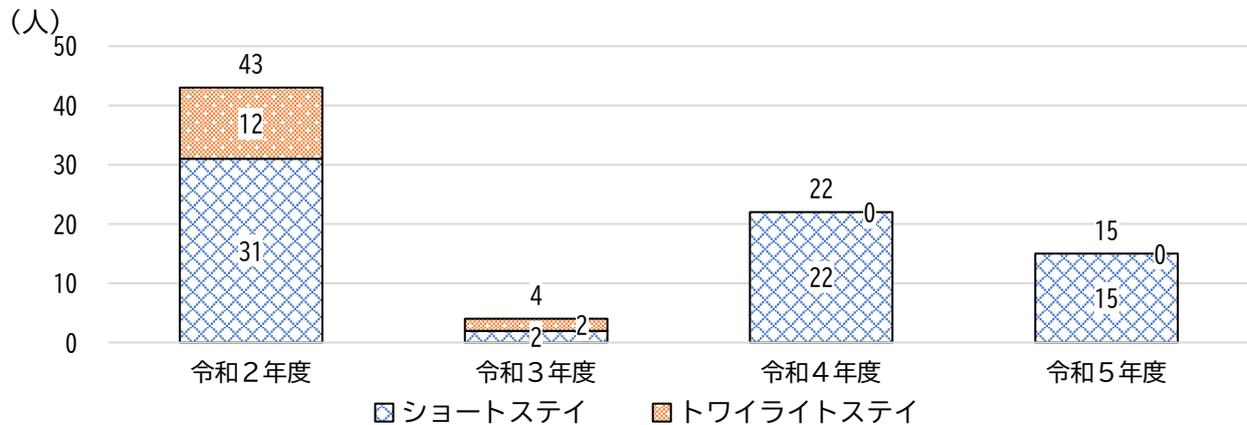
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ほっとサロン	3,079人	4,206人	3,608人	3,154人
育児相談	294人	116人	398人	289人
まめっこクラブ	194人	194人	178人	158人
私立保育園・認定こども園での地域子育て支援拠点事業	2,909人	3,029人	3,274人	3,841人

資料：児童家庭課

③ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業の利用状況について、令和5年度では、ショートステイが15人、トワイライトステイが0人となっています（図表2-20）。

【図表2-20 子育て短期支援事業の状況】



資料：児童家庭課

(5) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業の会員数の状況について、令和5年度では、依頼会員が681人、援助会員が268人、両方会員が44人となっています（図表2-21）。

【図表2-21 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の状況】

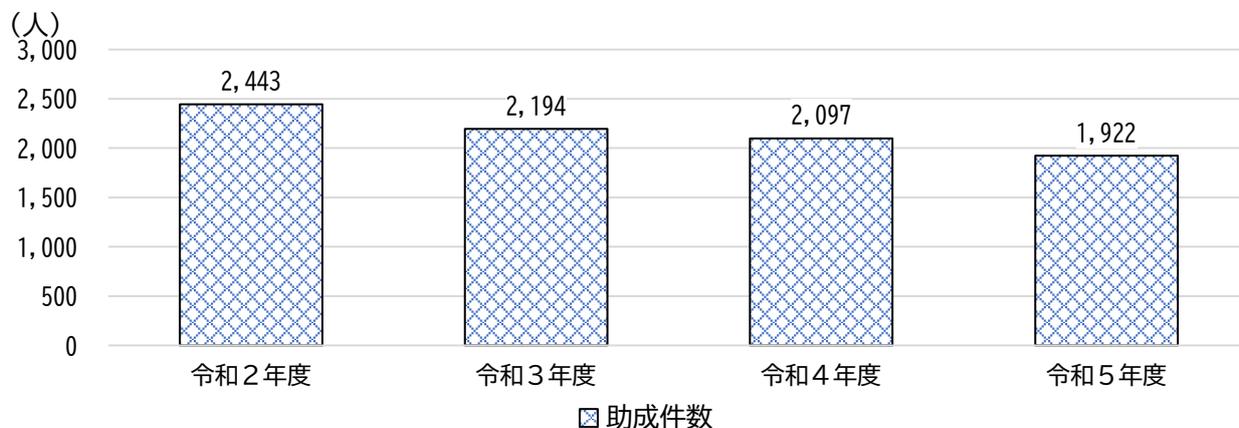
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
依頼会員数	768人	815人	635人	681人
援助会員数	255人	244人	256人	268人
両方会員数	66人	71人	44人	44人

資料：児童家庭課

(6) 妊婦健康診査事業

令和2年度以降、助成件数は減少傾向にあり、令和5年度では1,922件となっています(図表2-22)。

【図表2-22 妊婦に対する健康診査の状況】

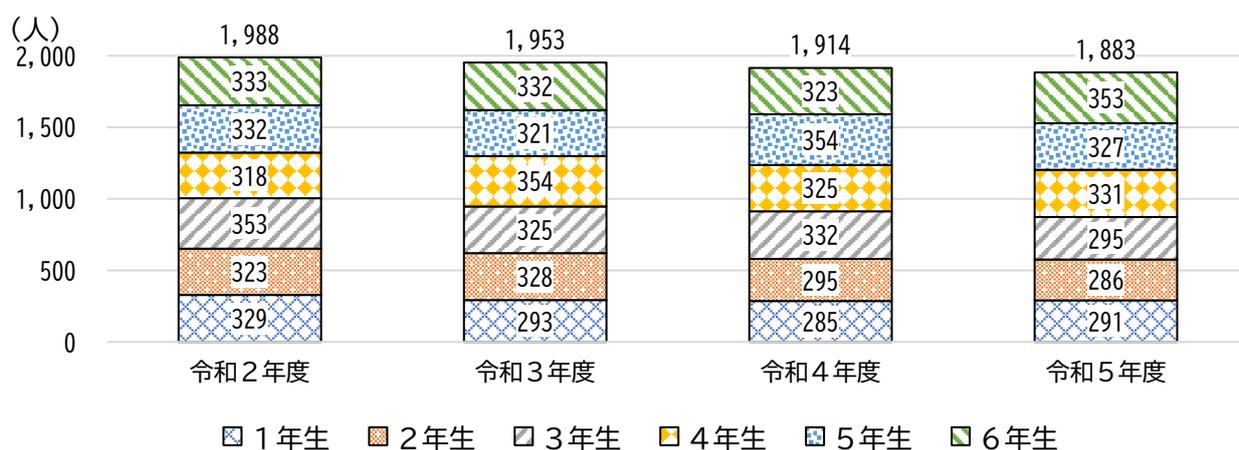


資料：健康課

(7) 小学校の状況

小学校児童数については、令和2年度以降減少傾向にあり、令和5年度では1,883人となっています(図表2-23)。

【図表2-23 小学校児童数の推移】



資料：学校基本調査

3. アンケート調査結果

(1) 保護者向けアンケート調査の概要

子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ、子育てや少子化に関する意識等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に活かすとともに、「子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするためにアンケート調査を行いました（図表2-24）。

【図表2-24 保護者向けアンケート調査の概要・回収結果】

	就学前児童保護者	小学生保護者
調査対象者	郡上市在住の就学前のお子さんをお持ちの保護者の方	郡上市在住の市内小学校に通う小学1年生～5年生までの保護者の方
調査方法	郵送配布、インターネットによるオンライン回答	
調査期間	令和5年12月25日～令和6年1月31日	
対象人数	888件	1,813件
回収数	365件	735件
回収率	41.1%	40.5%

※調査の詳細な結果については、「第3期郡上市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査 調査結果報告書」をご確認ください。

(2) 保護者向けアンケート調査結果の概要

① こどもをみてもらえる親族・知人（報告書 P11）

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいるかについて尋ねると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」と回答した方（就学前児童 56.7%／小学生 51.0%）が最も多く、次いで「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」（就学前児童 46.0%／小学生 48.7%）となることから、多くの保護者が祖父母などの親族にみてもらっている状況です。

② 母親と父親の就労状況（報告書 P13）

母親の就労状況について尋ねると、「パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに最も多く（就学前児童 39.2%／小学生 52.0%）になりました。次いで、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（就学前児童 26.3%／小学生 38.0%）が続いています。就学前は就労を控えるものの、こどもの年齢が高くなるにつれ就労する母親が多くなる傾向がうかがえます。

父親の就労状況について尋ねると、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と回答した方の割合が最も高くなりました（就学前児童 92.6%／小学生 91.0%）。その他の選択肢を選んだ方の割合はごくわずかで、大半の父親がフルタイムで就労しています。

③ 母親が希望する就労形態（報告書 P15）

パート・アルバイトなどで就労している母親に、フルタイムへの転換希望を尋ねると、「パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外）で就労を続けることを希望している」と回答した方の割合が最も高くなっています（就学前児童 57.2%/小学生 55.2%）。次いで、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」（就学前児童 28.3%/小学生 29.9%）、「フルタイム（同上）への転換希望があり、実現できる見込みがある」（就学前児童 11.9%/11.9%）と続きます。見込みのある・なしはあるものの、概ね4割の母親にフルタイムへの転換希望があることが分かります。

④ 平日利用している教育・保育事業（報告書 P20、P21）

幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用しているかを尋ねると、「利用している」と回答した方の割合は71.2%でした。一方、「利用していない」と回答した方の割合は28.8%でした。

また、利用している事業は、幼稚園（17.3%）・認定こども園（44.6%）・認可保育所（園）（31.9%）が大半を占めています。他の保育施設などの利用は数パーセントにとどまっています。

⑤ 平日利用している教育・保育事業の終了時刻（報告書 P22）

現在利用している教育・保育事業の利用終了時刻を尋ねると、「16時～17時」が36.2%と最も高く、次いで「15時～16時」が29.6%、「17時～18時」が19.2%となっています。

また、希望する教育・保育事業の利用終了時刻は、「16時～17時」が26.9%、「17時～18時」が26.5%、「18時～19時」が12.7%となっており、長時間の利用意向がうかがえます。

⑥ 土曜、日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望（報告書 P28、P29）

■土曜日

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望を尋ねると、「利用する必要はない」と回答した方が69.6%でしたが、「ほぼ毎週利用したい」（4.7%）、「月に1～2回は利用したい」（25.8%）をあわせると、概ね3人に1人の割合で利用を希望する方が存在する状況です。

■日曜日・祝日

日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望を尋ねると、「利用する必要はない」と回答した方が86.6%と多数を占めますが、「ほぼ毎週利用したい」（1.4%）、「月に1～2回は利用したい」（12.1%）と回答した方が1割強存在し、一定のニーズがあることが分かります。利用希望時間帯は昼間終日の利用を希望される方が多く、土曜日と同様の傾向となっています。

⑦ 地域子育て支援拠点事業の利用状況（報告書 P26）

地域子育て支援拠点事業の現在の利用状況を尋ねると、33.4%が利用しており、65.5%が利用していないと回答しています。

⑧ 地域子育て支援拠点事業の利用希望（報告書 P27）

地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望を尋ねると、「利用していないが、今後利用したい」が21.1%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が16.2%となっています。

⑨ 病気やけがで「幼稚園・保育園」などを利用できなかったことや対処法（報告書 P31）

病気やけがで「幼稚園・保育園」「学校」などを利用できなかったことがあったかを尋ねると、多くの保護者が「あった」（就学前児童 83.5%/小学生 83.9%）と回答しています。

病気やけがで「幼稚園・保育園」「学校」などを利用できなかった時の対処方法を尋ねると、「母親が休んだ」（就学前児童 84.8%/小学生 84.0%）が最も多く、「父親が休んだ」（就学前児童 34.1%/小学生 26.7%）、「親族・知人に子どもを看てもらった」（就学前児童 32.7%/小学生 30.6%）が多数でした。病児・病後児の保育の利用は進んでいません（就学前児童 6.5%/小学生 2.3%）。

⑩ 定期的な保育や病気のため以外に、不定期に利用している事業（報告書 P36）

定期的な保育や病気のため以外に、不定期に利用している事業を尋ねると、「利用していない」と回答した方が88.8%で最も多く、「一時預かり」（5.8%）、「ファミリー・サポート・センター」（3.6%）と続きます。大多数の方が、不定期の教育・保育事業を利用していない状況です。

⑪ 放課後の過ごし方について（報告書 P48、P54）

■就学前児童保護者の希望

こどもが小学校就学後に放課後（平日の小学校終了後）に過ごさせたい場所を尋ねると、低学年の間は「自宅」が最も多く（42.9%）、続いて「放課後児童クラブ（学童保育）」（23.1%）、「習い事」（22.0%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（15.4%）と続きます。

■小学生保護者の希望

放課後（平日の小学校終了後）に過ごさせたい場所について、現状では「自宅」が最も多く（82.4%）、続いて「習い事」（37.3%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（18.1%）と続きます。放課後児童クラブ（学童保育）も16.1%の方が選択しており、こどもの居場所としての期待の一端がうかがえます。

⑫ 放課後児童クラブの利用希望（小学生保護者）（報告書 P51）

小学生保護者に放課後児童クラブの利用希望を尋ねると、平日の放課後では、「低学年の間は利用したい」（43.2%）と「高学年まで利用したい」（53.0%）をあわせると 96.2%の方が利用したいと回答しています。また、土曜日は 41.7%、日曜日・祝日は 19.0%、長期休暇中は 85.6%と平日以外の利用意向も一定数あることがうかがえます。

⑬ 育児休業の取得状況（就学前児童）（報告書 P60）

育児休業の取得状況を尋ねると、母親は「取得した（取得中である）」が 47.7%、「取得していない」が 19.2%となっています。父親は「取得した（取得中である）」が 14.2%、「取得していない」が 78.1%となっています。

⑭ 育児休業を取得していない理由（就学前児童）（報告書 P62）

育児休業を取得していない理由を尋ねると、母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」が 30.0%で最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が 18.6%となっています。父親では、「仕事が忙しかった」が 46.3%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 31.6%などとなっています。

⑮ 子育てで不安や心配と感ずること（就学前児童）（報告書 P72）

子育てで不安や心配と感ずることを尋ねると、「子どもの病気や発育について」が 25.8%で最も多く、次いで「子どもの知能・言語の発達について」が 9.6%、「子どもの養育費について」が 7.7%などとなっています。

⑯ 郡上市の子育て環境について（就学前児童）（報告書 P74）

子育て環境について尋ねると、「満足」と「ほぼ満足」の合計が最も多いものは「風俗の看板が少ないなどの風紀」（97.8%）で、次いで「自然環境」（92.4%）、「子育てに関する情報」（72.6%）、「店舗の子連れでの利用に対する配慮」（71.8%）などとなっています。

一方、「やや不満」と「大変不満」の合計が最も多いものは「交通の便」（68.2%）で、次いで「子どもの遊び場」（70.7%）、「子どもの施設の整備状況」（53.7%）、「公共施設や道路の子育てに対する配慮」（50.1%）などとなっています。

⑰ 各種制度の利用状況について（報告書 P76）

各種制度の利用状況について尋ねると、就学前児童調査、小学生調査ともに「児童館・放課後児童クラブ等」が「役に立った」の回答が最も多くなっています（就学前児童 34.2% / 小学生 51.7%）。

また、「制度を知らない」については、就学前児童調査では「専門の相談員やスクールソーシャルワーカー等への相談」、「民生委員児童委員への相談」、「生活に必要な資金の貸付（母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金貸付金等）」が最も多くなっています（いずれも 26.3%）。小学生調査では、「小中学校の就学援助、高等学校の授業料援助等」が 22.3%と最も多くなっています。

⑱ 郡上市は子育てしやすいか（報告書 P74）

郡上市は子育てしやすいと思うかについて尋ねると、就学前児童調査では、「子育てしやすい」が 21.4%、「やや子育てしやすい」が 39.5%となっており、全体の 60.9%が本市を子育てしやすいまちであると感じています。

また、小学生調査では、「子育てしやすい」が 19.0%、「やや子育てしやすい」が 33.5%となっており、全体の 52.5%が本市を子育てしやすいまちであると感じています。

(3) こども向けアンケート調査の概要

計画策定にあたり、こどもの現状やこどもたちの意見を把握し、こども施策などの検討に利用することを目的として、高校生向けにアンケート調査を行いました。また、小学生、中学生向けに実施されている「全国学力・学習状況調査」の回答を分析しました（図表 2-25）。

【図表 2-25 こども向けアンケート調査の概要・回収結果】

	高校生向け アンケート調査	全国学力・学習状況調査	
調査対象者	郡上市内の高校生 (郡上高校、郡上北高校 在学学生)	郡上市内の小学生	郡上市内の中学生
調査方法	インターネットによる オンライン回答	学校で実施	
調査期間	令和6年10月30日 ～令和6年11月17日		
対象人数	1年生：228人 2年生：244人 3年生：273人 合計：745人	312人	299人
回答数	512人		
回答率	68.7%		

(4) こども向けアンケート調査結果の概要

① 今の自分が好きか（高校生）

今の自分が好きかどうかについて尋ねると、“好き（「好き」＋「どちらかといえば好き」）”が 63.5%となっています。

② 将来の夢や目標があるか（高校生）

将来の夢や目標があるかについて尋ねると、“そう思う（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）”が 74.4%となっています。

③ 将来に明るい希望を持っているか（高校生）

将来に明るい希望を持っているかについて尋ねると、“希望がある（「希望がある」＋「どちらかといえば希望がある」）”が 70.9%となっています。

④ 郡上市に住みたいか（高校生）

高校や大学を卒業して働き始めたり、結婚したりしても郡上市に住みたいと思うかについて尋ねると、“住みたい（「住みたい」＋「どちらかといえば住みたい」）”が21.5%、「進学や就職のためにいったんは離れるが、将来的には住みたい」が27.0%、“住みたくない（「どちらかといえば住みたくない」＋「住みたくない」）”が25.2%、「今はわからない」が26.4%となっています。

⑤ 郡上市が好きか（高校生）

郡上市が好きかについて尋ねると、“好き（「好き」＋「まあまあ好き」）”が90.2%となっています。

⑥ 大人に自分の意見を伝えて、自分の意見を取り入れてほしいと思うか（高校生）

大人に自分の意見を伝えて、自分の意見を取り入れてほしいと思うかについて尋ねると、“伝えたい（「伝えたいと思う」＋「どちらかといえば伝えたい」）”が58.0%となっています。

⑦ 家や学校以外で居場所になるような場所が欲しいと思うか（高校生）

家や学校以外で居場所になるような場所が欲しいと思うかについて尋ねると、「思う」が49.6%となっています。

⑧ どのような居場所が良いと思うか（高校生）

どのような居場所が良いと思うかについて尋ねると、「自分ひとりで行けて、落ち着いてくつろげる」と回答した方が66.4%で最も多く、「好きなものがあり、好きなことができる」（60.0%）、「周りに気をつかわなくてもいい」（53.7%）、「好きなこと、やりたいことができる」（46.1%）と続いています。

⑨ ヤングケアラーの認知度（高校生）

ヤングケアラーの認知度について尋ねると、「言葉も内容も知っている」が42.4%、「言葉は聞いたことがある」が15.0%、「知らない」が41.4%となっています。

⑩ 自分には良いところがあると思うか（小中学生）

自分には良いところがあると思うかについて尋ねると、小学生では“当てはまる（「当てはまる」＋「どちらかといえば、当てはまる」）”が90.4%となっており、全国（84.1%）、岐阜県（85.2%）と比べて高くなっています。

中学生では“当てはまる”が84.9%となっており、全国（83.3%）、岐阜県（84.5%）と比べて高くなっています。

⑪ 先生は、自分の良いところを認めてくれていると思うか（小中学生）

先生は、自分の良いところを認めてくれていると思うかについて尋ねると、小学生では“当てはまる（「当てはまる」＋「どちらかといえば、当てはまる」）”が92.6%となっており、全国（89.9%）、岐阜県（90.5%）と比べて高くなっています。

中学生では“当てはまる”が90.7%となっており、全国（90.4%）と比べて高く、岐阜県（92.6%）と比べて低くなっています。

⑫ 将来の夢や目標を持っているか（小中学生）

将来の夢や目標を持っているかについて尋ねると、小学生では“当てはまる（「当てはまる」＋「どちらかといえば、当てはまる」）”が85.6%となっており、全国（82.4%）、岐阜県（81.2%）と比べて高くなっています。

中学生では“当てはまる”が61.2%となっており、全国（66.3%）、岐阜県（66.8%）と比べて低くなっています。

⑬ 困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できるか（小中学生）

困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できるかについて尋ねると、小学生では“当てはまる（「当てはまる」＋「どちらかといえば、当てはまる」）”が68.9%となっており、全国（67.1%）と比べて高く、岐阜県（70.5%）と比べて低くなっています。

中学生では“当てはまる”が58.9%となっており、全国（67.5%）、岐阜県（72.1%）と比べて低くなっています。

⑭ 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うか（小中学生）

地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うかについて、小学生では“当てはまる（「当てはまる」＋「どちらかといえば、当てはまる」）”が85.3%となっており、全国（83.5%）、岐阜県（84.6%）と比べて高くなっています。

中学生では“当てはまる”が79.6%となっており、全国（76.1%）、岐阜県（78.8%）と比べて高くなっています。

4. 第2期計画の評価

第2期郡上市子ども・子育て支援事業計画における、各施策の成果指標について、計画期間内である令和2年度～令和5年度の実績をもとに評価を行いました。

基本目標1 結婚から出産・子育てへの切れ目のない支援を充実します

(1) 施策の方向 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない健康の確保の支援を進めます

乳児家庭全戸訪問の訪問実施率は、100%を維持できています。

乳幼児健康診査の受診率について、いずれも100%を達成できておらず、3～4か月健診と1歳6か月健診の受診率がわずかに下がっています。

事業名	指標の内容	第2期計画策定時	方向	実績(最新値)
乳児家庭全戸訪問	訪問実施率	100%	100%を維持	100%
乳幼児健康診査				
3～4か月	受診率	99.6%	100%	99.0%
6～9か月		98.1%		98.6%
1歳6か月		99.6%		98.3%
3歳児		98.2%		99.3%

(2) 施策の方向 仕事と生活の調和の実現を目指します

アンケート調査結果より、就学前児童保護者の育児休業取得率は、父親、母親ともに増加しており、目標を達成できました。

事業名	指標の内容	第2期計画策定時	方向	実績(最新値)
育児休業取得促進	育児休業取得率	父親：1.5% 母親：32.2%	増加	父親：14.2% 母親：47.7%

※アンケート調査結果より（就学前児童保護者）

(3) 施策の方向 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備を進めます

未満児を受入れ可能な園の数について、第2期計画策定時の17園体制の継続を目標としていましたが、令和6年度現在は16園となっており、目標を達成できていません。

事業名	指標の内容	第2期計画策定時	方向	実績(最新値)
未満児保育の充実	受入れ可能な園の数	17園	17園体制の継続	16園

(4) 施策の方向 幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の連携を充実します

幼保小連携推進については目標を達成できていますが、幼保小連携推進会議、その他各協議会の開催回数について、いずれも目標を達成できていません。

事業名	指標の内容	第2期計画策定時	方向	実績(最新値)
幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携				
幼保小連携推進会議	幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との交流事業数	年2回	年2回	年1回
幼保小連携推進研修会		年2回	年2回	年2回
各協議会		年2回	年4回	年2回

基本目標2 心身ともに健やかな暮らしの実現を目指します

(1) 施策の方向 次世代の子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備を進めます

子ども子育てに関わる環境づくりの事業数について、令和6年度現在では15事業を実施しています。

事業名	指標の内容	第2期計画策定時	方向	実績(最新値)
豊かに生きる子どもたちを育てる環境構成事業	子ども子育てに関わる環境づくりの事業数	10事業	10事業以上	15事業

(2) 施策の方向 次世代の親の育成を進めます

結婚相談を介した婚姻数について、令和2年度から令和5年度までで合計5組となり、目標を達成できていません。

事業名	指標の内容	第2期計画策定時	方向	実績(最新値)
結婚相談事業	結婚相談を介した婚姻数	5組	10組	5組

(3) 施策の方向 放課後の子どもの居場所づくりを充実します

放課後児童クラブ設置か所数について、令和6年度現在で11か所と第2期計画策定時と同数となっており、目標を達成できていません。

事業名	指標の内容	第2期計画策定時	方向	実績(最新値)
放課後児童クラブ設置か所数	設置か所数の拡充	11か所	小学校区に1クラブ増設	11か所

基本目標3 生きがいをもち安心できる暮らしの実現を目指します

(1) 施策の方向 地域全体で子育てを支援する体制を充実します

ファミリー・サポート・センター会員について、3%増員は達成できていませんが、いずれの会員も第2期計画策定時から増加しています。

病児・病後児保育については、令和6年度現在も2か所体制を継続しており、目標を達成できました。

事業名	指標の内容	第2期計画策定時	方向	実績(最新値)
ファミリー・サポート・センター会員				
依頼会員	依頼会員・援助会員 ・両方会員の増	619人	3%増員	623人
援助会員		351人		358人
両方会員		68人		69人
病児・病後児保育	2か所体制の維持・継続	2か所	2か所	2か所

(2) 施策の方向 幼児期の教育・保育を提供する体制を充実します

市内の認定こども園数について、令和6年度現在では市内に5園となっており、目標の10園には達していません。

事業名	指標の内容	第2期計画策定時	方向	実績(最新値)
認定こども園化の推進	市内の認定こども園(幼保連携型、幼稚園型、保育園型)の数	4園	10園	5園

(3) 施策の方向 子育て世帯への経済的支援を進めます

アンケート調査結果より、就学前児童保護者が出生から現在までの間で、不安や心配が強かった内容で「こどもの養育費」と回答した割合は7.7%となっており、第2期計画策定時よりも減少していますが、目標の4.0%には達していません。

事業名	指標の内容	第2期計画策定時	方向	実績(最新値)
こどもの養育費について	未就学児童保護者の養育費に対する不安の割合	8.4%	4.0%	7.7%

※アンケート調査結果より(就学前児童保護者)

基本目標4 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します

(1) 施策の方向 ひとり親家庭の自立支援を進めます

養育支援訪問の利用者数について、実績としては15件となっており、目標を達成しています。

事業名	指標の内容	第2期計画策定時	方向	実績(最新値)
養育支援訪問の利用者数	支援を必要とする家庭に対する相談業務の充実	6件	10件	15件

(2) 施策の方向 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援を進めます

アンケート調査結果より、自身のこどもに対して手をあげたり、心理的にいじめたり、世話をしないで放置していることがある／あった虐待予備者の割合について、就学前児童保護者では60.6%、小学生保護者では63.6%と、第2期計画策定時よりも改善しているものの、目標の30%には達していません。

事業名	指標の内容	第2期計画策定時	方向	実績(最新値)
乳児家庭全戸訪問(再掲)	訪問実施率	100%	100%を維持	100%
虐待予備者				
就学前児童	こどもに対して手をあげたり、心理的にいじめたり、世話をしないで放置したりする親の割合	67.6%	30%	60.6%
小学生		66.6%		63.6%

※虐待予備者はアンケート調査結果より(「ひんぱんにある(あった)」+「時々ある(あった)」+「そういう気持ちになったときがある(あった)」の合計)

(3) 施策の方向 子どもの安全の確保を進めます

交通安全教室の開催について、幼稚園、保育園のみ第2期計画策定時よりも開催回数が増えました。

事業名	指標の内容	第2期計画策定時	方向	実績(最新値)
交通安全教室の開催				
乳幼児学級	乳幼児学級や幼稚園、保育園などで交通安全教室実施し交通安全についての意識を高める	0回	0回	0回
幼稚園、保育園		33回	33回	41回
小学校		40回	40回	39回
母親学級		30回	30回	15回

5. 統計データやアンケート調査結果からみる本市の課題

(1) 少子化の進行、こどものいる世帯の減少

本市のこどもの数（0～14歳人口）は、減少が続いています。地区別に見ても、いずれの地区もこどもの数の減少が続いています。

出生率は、岐阜県よりも低く、出生数も減少傾向にあり、今後も少子化が進んでいくことが予想されます。

また、少子化に伴い、こどものいる世帯数も減少が続いており、令和2年の18歳未満親族のいる世帯及び6歳未満親族のいる世帯は、ともに平成12年以降で最も少なくなっています。

今後もこどもの数が減少を続けていくことが見込まれる中で、こどもへの支援や子育て支援の在り方を検討していくことが必要です。

(2) 女性の就業率の上昇、就労している母親の増加、男性の育児休業利用

本市の女性の就業率について、出産、育児の時期に当たる30代では、労働力率が低下し、育児が一段落してきた40代頃から再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」となっていますが、平成22年から令和2年にかけて全体的に女性の労働力率は増加しており、特に20代の女性の就業率が高く、さらに30代の就業率も上昇していることから「M字カーブ」の底も浅くなっており、働く女性が増えていることがうかがえます。

また、就学前児童保護者及び小学生保護者へのアンケート調査結果では、就労している母親の割合が就学前では約8割、小学生では約9割と非常に高く、多くの母親が子育てをしながら就労していることがうかがえます。

一方、就学前児童保護者へのアンケート調査結果では、育児休業の取得状況について、母親では半数程度ですが、父親では1割程度と大きな差がみられます。

今後も働く女性が増えることが予想される中で、仕事と子育ての両立に向けた取組や、男性の育児休業の取得促進のための働きかけを一層推進していくことが必要です。

(3) 保育ニーズへの対応

就学前児童保護者へのアンケート調査結果では、現在利用している定期的な教育・保育事業として「認定こども園」や「認可保育所（園）」が多く回答されています。0～5歳人口が減少している一方で、特に認定こども園の在園児童数は令和2年度以降横ばいで推移しています。

共働き世帯の状況を見ると、令和2年のこどものいる世帯に占める共働き世帯の割合は68.3%となっており、平成12年以降増加傾向にあります。こどものいる世帯が減っている中で、共働き世帯の割合が増加傾向にあることから、認定こども園や保育園にこどもを預けるニーズは高いことがうかがえます。

保育サービスの一層の充実を図り、保護者のニーズに応えられるように取り組んでいくことが必要です。

(4) 放課後児童対策

放課後児童クラブの登録者は増加傾向にあり、令和5年では561人で、そのうち恒常的利用者数は190人となっています。また、就学前児童保護者へのアンケート調査結果では、希望する小学校就学後の放課後の過ごし方について、低学年時は「放課後児童クラブ（学童保育）」が多く回答されています。

共働き世帯の割合が増加傾向であることに伴い、小学校就学後も放課後にこどもを預けるニーズが高まっていることが考えられます。

放課後児童クラブと放課後子供教室の連携推進等、放課後のこどもを受け入れる体制の充実を図っていくことが必要です。

(5) 経済的支援施策の充実と情報提供

就学前児童保護者へのアンケート調査結果では、子育てしやすい条件として、特に重要だと思うこととして、「子育てに伴う経済的負担の軽減があること」が多く回答されており、経済的な支援に対するニーズが高いことがうかがえます。

一方、各種制度の利用状況を見ると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに2割程度が「保育所や幼稚園の利用料の減額や免除」、「小中学校の就学援助、高等学校の授業料援助等」、「生活に必要な資金の貸付（母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金貸付金等）」等に対して「制度を知らない」と回答しており、経済的な援助が必要な家庭に十分な情報が行き届いていない可能性が考えられます。

全国的にこどもの貧困が問題視されている中で、情報格差によって必要な支援を受けることができず、貧困の拡大につながってしまわないよう、積極的な情報提供を図るとともに、経済的な支援が必要な家庭に対して適切な支援を行えるようにしていくことが必要です。

(6) こども・若者のための居場所の確保

高校生向けのアンケート調査結果では、家や学校以外で居場所になるような場所が欲しいと思うかの問いに対し、半数程度が「思う」と回答しています。また、どのような居場所が良いと思うかについては、「自分ひとりで行けて、落ち着いてくつろげる」、「好きなものがあり、好きなことができる」、「周りに気をつかわなくてもいい」が上位の回答となっています。

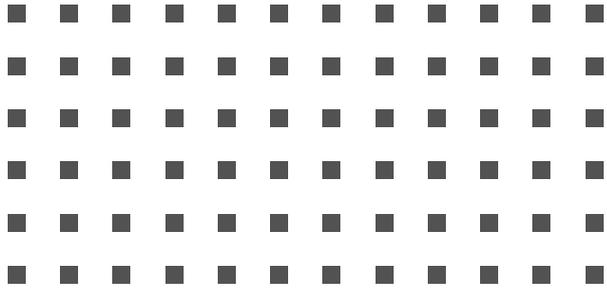
こども・若者が気軽に過ごすことができ、様々な活動ができる居場所づくりを地域の中で進めていくことが必要です。

(7) 若者世代へのアプローチ

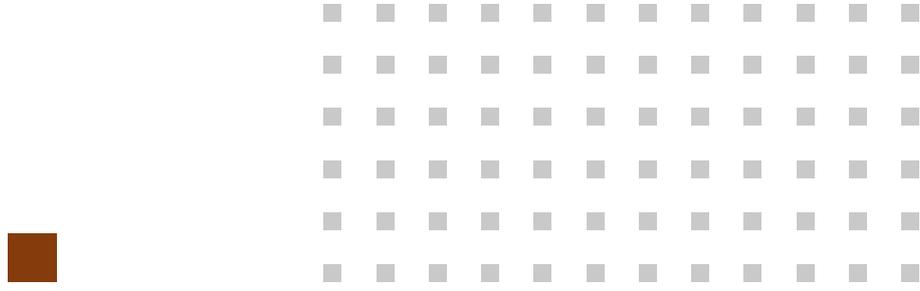
全国学力・学習状況調査結果では、困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できるかについて、小学生では7割程度、中学生では6割程度が“当てはまる”と回答しており、中学生については全国、岐阜県と比べて回答割合が低くなっています。学齢期の子どもたちへの相談支援の在り方を検討する必要があります。

また、高校生向けのアンケート調査結果では、郡上市に住み続けたいかについて、“住み続けたい”が2割程度、「進学や就職のためにいったんは離れるが、将来的には住み続けたい」が3割程度、“住み続けたくない”が2割程度となっており、半数程度は郡上市に住み続けたいと回答しています。子どもや若者が本市で住み続けたいと思えるよう、魅力的なまちづくりを進める必要があります。

本市で生まれた子どもがおとなへと成長するまでの切れ目のない支援の充実を図ることに加え、特に若者世代に対する様々なアプローチの拡充を検討する等、「子どもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めていくことが必要です。



第3章 計画の基本理念等



第3章 計画の基本理念等

1. 基本理念

本市のまちづくりの基本理念である『みんなで考え、みんなで作る郡上 ～ずっと郡上 もっと郡上～』（第2次郡上市総合計画）は、市民がそれぞれの役割を担って協働によるまちづくりを進めることにより、「郡上」に対する思い入れや誇りを大切にし、これまで先人が培ってきた郡上の価値を今後もずっと守り続け、そして、その価値をもっと伸ばしていくことを目指すものです。

第2期計画においては、『誰もが安心して子どもを産み育てられるまち 郡上 ～ずっと郡上 もっと郡上～』を基本理念とし、地域全体で子育て家庭を見守り、寄り添い、応援しながら、こども・子育て支援を推進してきました。

こうした中、本計画の策定において勘案すべき「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

そこで、第3期子ども・子育て支援事業計画を包含し、市町村こども計画と位置付ける本計画では、第2期計画までの基本理念を継承しつつ、これまで取り組んできた施策をより充実したものとすることにより、本市に住むこども、若者、子育て当事者が、将来にわたって自分らしく幸せに過ごすことができ、すべての人がそれぞれの立場において、こどもとともに元気に輝けるまちの実現に向け、基本理念を次のとおり定めます。

◆基本理念

未来が輝く しあわせ育む
こどもまんなかのまち 郡上
～ずっと郡上 もっと郡上～

～ 郡上市が目指す「こどもまんなかのまち」とは ～

本市が目指す「こどもまんなかのまち」は、こどもが市民の一人として尊重され、自分の意見や思いを安心して身近な人や地域で伝えられることにより、主体的に地域で関わりをもち、家庭や地域の支えを受けながら、それぞれの夢や希望に向けて成長していくことができる社会です。

こうして、成長したこどもたちが、様々な経験や自身が受けた支援を糧に、次世代のこどもたちを支える役割を担うようになり、保護者や地域の一員として活躍します。

安心して子どもを産み育てられる環境の整備や地域全体でこども・若者の成長と一人一人が思う幸福を応援する取組を行うことにより、活力にあふれる未来が輝くまちを目指します。

2. 基本的視点

基本理念の実現のためには、市民・家庭・地域社会、地域を支える市民団体・学校、保育園、認定こども園等の関係機関・企業、行政が互いに連携・協働して取り組んでいくことが必要です。

それぞれの視点で、可能なことへの関わりをもっていただくことが期待されています。

主体	役割
こども	市民が主人公のまちづくりを担う一人であり、本計画の主人公です。家庭や地域の多くの人に支えられながら、安心して自身の意見や思いを身近な人や地域に伝え、地域社会と主体的な関わりを持つことにより成長し、魅力ある郡上市をともに築いていくことが期待されています。
家庭	家庭は、こどもの発達・成長に最も重要な責任と役割をもっています。こどもが家族と安心してふれあうことで、自身が大切な存在として自信を持ち、他者への思いやり、基本的な生活習慣、自立心、自制心、社会のルールやマナー等を身につけるとともに、心身の調和がとれた発達を育むことを期待されています。
市民	それぞれの立場で、こどもの育ちや子育てに関心を持ち、できることから関わりをもっていただくことが求められています。また、すべての世代が協力し、特色ある地域資源を活用した自然体験、文化体験、社会体験をすることができるよう支援をしていくことが期待されています。
地域社会、地域を支える市民団体	地域社会は、こどもの成長や子育て当事者を支えていくために大切な場所です。子育ては家庭だけであるものではなく、こどもの成長や子育て当事者を地域全体で支え、応援していくことが求められています。NPO法人やボランティアなど地域を支える市民団体には、こうした取組のリーダー的な活躍を期待されています。
学校・保育園等	普段の生活の中でこどもが多く時間を過ごす場であり、心身ともに健やかに育つことができる環境づくりを進め、地域への愛着を育むとともに、こどもの発達段階に応じて、豊かな人間性や社会性、家族観、職業観を育む教育や、社会の変化に対応した教育を推進することが期待されています。
企業	仕事と家庭のバランスがとれた働き方を進めていくためには、企業における取組が極めて重要です。就業機会の創出、育児休業制度、働き方の見直しなど、男女がともに子育てをしながら働き続けることができる職場環境の整備や女性の活躍の推進等の取組を進めていくことが期待されています。
市	市民に身近な存在として保育、地域の子育て支援、母子保健、こどもの権利擁護、学校教育などの分野において主体的な役割を担っており、関係機関、団体等との連携のもと、住民ニーズを把握しながら、地域の実情に応じた施策を展開することが求められます。

3. 基本目標

本計画の基本理念である「未来が輝く しあわせ育む こどもまんなかのまち 郡上～ずっと郡上 もっと郡上～」の実現に向け、計画の方向性として4つの基本目標を掲げ、こども・若者施策を進めていきます。



基本目標1 妊娠から出産・子育てへの切れ目のない支援を充実します

親の育児不安を解消し、安心してこどもを産み育てられることができるよう、妊娠期から産後まで切れ目のない継続的な母子の健康管理や保健事業を実施します。

また、保護者の多様なニーズに対応しつつ、乳幼児期のこどもの健やかな発育・発達を支えられるよう、幼児教育・保育の充実に努めます。



基本目標2 こどもや若者の心身の健やかな成長を支援します

こどもたちの心身の成長や、若者の将来の生活を支援するため、こどもや若者の視点に立ち、学童期や思春期、青年期など、それぞれのライフステージに応じた施策を展開します。



基本目標3 子育て世代を応援し安心して子育てができるまちを目指します

地域全体での子育て、家庭教育の充実に向けた支援を通して、地域や家庭での子育て力の向上を目指すとともに、仕事と家庭の両立に向けて、ワーク・ライフ・バランスを充実させ、職場や地域、社会全体での理解を促進します。



基本目標4 こどもや若者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します

本市に住むこどもや若者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、基本的人権が尊重される環境づくりの整備を進めるとともに、こどもや若者自身の声を活かしたまちづくりを進めます。

また、特別な配慮が必要な家庭への支援などの充実を図るとともに、こどもや若者が安心・安全に暮らせる生活環境の整備を推進します。

4. 施策体系

【図表3-1：施策体系】



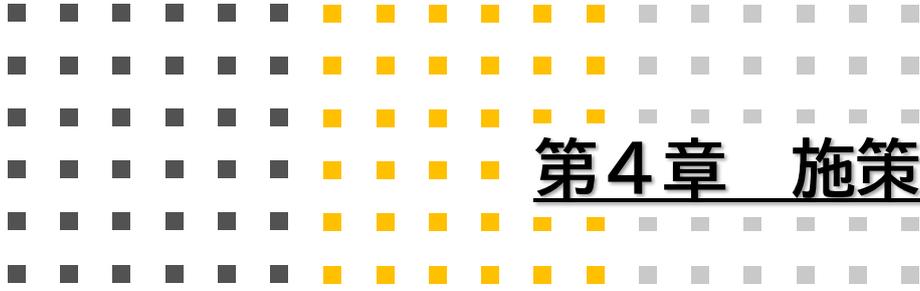
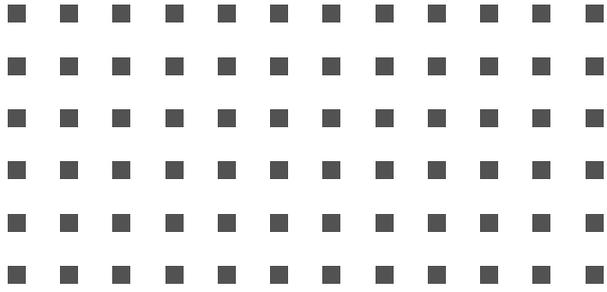
5. 数値目標（指標）の設定と進捗管理

基本理念及び本市における「こどもまんなか社会」の実現に向けた達成状況をはかるため、基本目標ごとに以下の項目を評価指標として設定します。

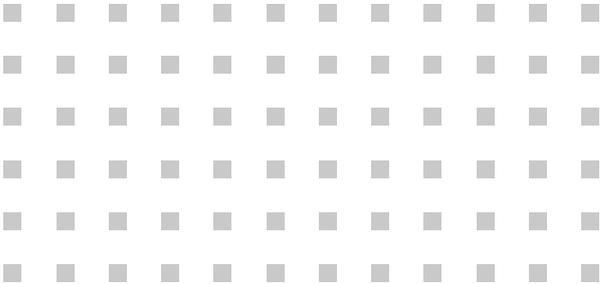
【図表3-2：数値目標（指標）】

評価指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
計画全体の指標		
郡上市が「こどもまんなか社会の実現に向かって いる」と思う人の割合 (アンケート調査を通じて把握)	15.7% (令和5年国調査結果)	就学前児童保護者：70% 小学生保護者：70% 小学生：70% 中学生：70% 高校生：70%
基本目標1 妊娠から出産・子育てへの切れ目のない支援を充実します		
子育てに関して不安や負担などを感じる人の割合の減少 【アンケート調査（「非常に不安や負担を感じる」 +「何となく不安や負担を感じる」）】	就学前児童保護者：50.4% 小学生保護者：51.6%	就学前児童保護者：40% 小学生保護者：40%
郡上市のこども施設の整備状況への満足度の向上 【アンケート調査（「大変満足」+「ほぼ満足」）】	就学前児童保護者：46.3%	就学前児童保護者：55%
基本目標2 こどもや若者の心身の健やかな成長を支援します		
郡上市の学校などの教育施設の整備状況への満足度の向上 【アンケート調査（「大変満足」+「ほぼ満足」）】	就学前児童保護者：68.5%	就学前児童保護者：75%
自分には良いところがあると思う小中学生の割合の増加 【全国学力・学習状況調査（「当てはまる」+「どちらかといえば、当てはまる」）】	小学生：90.4% 中学生：84.9%	小学生：現状維持 中学生：90%
今の自分が好きな高校生の割合の増加 【アンケート調査（「好き」+「どちらかといえば好き」）】	高校生：63.5%	高校生：70%
将来に明るい希望を持っている高校生の割合の増加 【アンケート調査（「希望がある」+「どちらかといえば希望がある」）】	高校生：70.9%	高校生：80%

評価指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
基本目標3 子育て世帯を応援し安心して子育てができるまちを目指します		
郡上市が子育てしやすいと思う人の割合の増加 【アンケート調査(「子育てしやすい」+「やや子育てしやすい」)】	就学前児童保護者：60.9% 小学生保護者：52.5%	就学前児童保護者：80% 小学生保護者：70%
育児休業を取得した(取得中である)父母の割合の増加【アンケート調査】	【就学前児童保護者】 父親：14.2% 母親：47.7% 【小学生保護者】 父親：5.7% 母親：32.4%	【就学前児童保護者】 父親：20% 母親：55% 【小学生保護者】 父親：15% 母親：45%
こどもに手をあげたり、心理的にいじめたり、世話をしないで放置していることがある(またはあった)人の割合の減少 【アンケート調査(「ひんぱんにある(あった)」+「時々ある(あった)」)】	就学前児童保護者：11.0% 小学生保護者：12.2%	就学前児童保護者：10%以下 小学生保護者：10%以下
就労していても子育てできる保育環境への満足度の向上 【アンケート調査(「大変満足」+「ほぼ満足」)】	就学前児童保護者：60.0%	就学前児童保護者：70%
基本目標4 こどもや若者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します		
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる人がいる小中学生の割合の増加 【全国学力・学習状況調査(「当てはまる」+「どちらかといえば、当てはまる」)】	小学生：68.9% 中学生：58.9%	小学生：80% 中学生：80%
郡上市に住み続けたいと思う高校生の割合の増加 【アンケート調査(「住み続けたい」+「どちらかといえば住み続けたい」+「進学や就職のためにいったんは離れるが、将来的には住み続けたい」)】	高校生：48.5%	高校生：60%
ヤングケアラーについて「言葉も内容も知っている」高校生の増加【アンケート調査】	高校生：42.4%	高校生：60%
ヤングケアラーを含む困りごとや不安、心配なことがある時に、相談できる場所を知っている高校生の割合【アンケート調査】	—	高校生：70%



第4章 施策の展開



第4章 施策の展開

【ライフステージに応じた支援 I】

基本目標1 妊娠から出産・子育てへの切れ目のない支援を充実します

(1) 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない健康の確保の支援を進めます

こどもが健やかに生まれ成長していくためには、こどもの健康のみならず親が健康であることも大切です。妊娠・出産・産じょく期は、生まれてくるこどもの健やかな成長や、母親、家族等の健康な生活のために大切な時期です。この時期を安全に過ごすためには、妊娠前から母体の健康管理の重要性を理解し、健康な生活習慣を身につけるとともに、妊娠早期から医学的管理と保健指導を受けることが大切です。

結婚・妊娠から子育てまでの切れ目のない母子保健事業の実施を通じ、こどもや保護者の心身の健康の確保・増進を図ります。

【基本施策】

施策名	取組内容	担当課
妊婦やこどもに関する医療体制の確保	小児科医と産婦人科医の派遣について、岐阜大学等へ継続して派遣依頼を行いながら医師が安心して従事できる体制改善に努めるとともに、一般的な小児医療に対応できる総合診療医の確保に努めます。 休日夜間を含む救急患者等のために、市内公立・民間病院、岐阜大学、中濃厚生病院、郡上市消防等、関係機関と連携し、救急医療体制の確保に努めます。	健康課 消防本部
適正な医療機関の受診についての啓発	こどもの保護者に対して、適正な医療機関の受診について啓発するとともに、「こどもの医療電話相談（#8000）」や、小児が受診可能な医療機関情報を周知します。	健康課
妊婦健診	妊婦の経済的負担を軽減するため、出産までに受ける妊婦健診に対し、出産までの14回分を助成します。	健康課
母子1か月児健診	母子の1か月健診費用を助成します。	健康課
こども家庭センター	母子保健と子育て支援の両面から、妊娠初期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。 また、市役所児童家庭課、子育て支援センター、大和保健福祉センターやまつつじに相談窓口を設置し、妊娠・出産・子育てに関する相談に対応します。	健康課 児童家庭課
乳幼児健診	3～4か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査において、身体測定、問診、発育発達相談、育児相談、栄養相談、歯科相談、医師の診察などを実施します。	健康課
妊婦歯科検診	妊娠期からの口腔の健康づくりを支援するため、妊婦の歯科検診が市内委託医療機関において無料で受けられます。	健康課
産後ケア事業	産後1年未満の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。	健康課

施策名	取組内容	担当課
2歳児歯科検診	幼児期の口腔の健康づくりを支援するため、2歳児の歯科検診が市内委託医療機関において無料で受けられます。	健康課
乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児すべての家庭を訪問し、母子保健事業や予防接種、子育て支援事業の紹介と、発育発達の確認、育児相談を行います。	健康課
定期予防接種 ・任意予防接種	市内委託医療機関で乳幼児・学童の定期予防接種を実施します。	健康課
養育医療給付	入院治療が必要な未熟児（生まれた時の体重が2000グラム以下または医師が身体機能未熟と判断した赤ちゃん）に治療費を給付します。	健康課
新生児聴覚検査費用助成	聴覚障がいを早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な療育を受けていただけるよう、新生児期に行う「耳のきこえ」の検査費用の一部を助成します。	健康課
乳幼児健康相談	月1回、保健センター等で定期相談を開催し、栄養、育児、発育発達などの相談に応じます。また、育児や健康に関する相談を随時行います。	健康課
特定不妊治療費用助成	高額な医療費が必要となる特定不妊治療を受けている夫婦で県の助成を受けた方に対し、治療1回につき10万円を限度に助成します。（所得制限あり、治療開始日の妻の年齢により助成回数が異なります。）	健康課
子育て短期支援	保護者の疾病等により家庭で児童を一時的に養育することが困難になった場合、児童養護施設等において一定の期間お預かりします。	児童家庭課
いのちの教育	自主活動グループと協働し、幼保園児とその保護者を対象とした、いのちの大切さを考える教室を実施します。	健康課
	小中学校と協働したいのちの大切さを考える授業を実施します。	学校教育課

(2) 幼児期の教育・保育を提供する体制を充実します

人間形成の基礎をつくる重要な時期である乳幼児期には、一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねていくことが大切です。

保護者のニーズに対応できるよう、保育者の確保と育成を図り、幼児教育・保育機能の体制整備を行うとともに、幼児教育・保育から小学校への円滑な接続ができるよう取り組みます。

【基本施策】

施策名	取組内容	担当課
低年齢児保育	保育園・認定こども園において3歳未満の児童の保育を提供します。	児童家庭課
幼稚園での預かり保育	幼稚園における在園児を対象とした預かり保育を推進します。	学校教育課
幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携	幼稚園・保育園・認定こども園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、連携を図る体制を継続して実施します。	児童家庭課 学校教育課
保育園	保護者の就労等の理由により、保育の必要性がある場合、保護者に代わって児童を保育します。	児童家庭課
幼稚園	幼児教育を提供し、幼児期にふさわしい環境を与えて、その心身の発達を助長します。	学校教育課
認定こども園	幼稚園と保育園の両方の機能を有し、こどもたちに一体的に教育・保育を提供します。	児童家庭課 学校教育課
延長保育	保護者の就労形態の多様化に対応するため延長保育を実施します。	児童家庭課
一時預かり	保護者の病気やリフレッシュ等により児童を家庭で監護できない場合一時的に児童を預かります。	児童家庭課
病児・病後児保育	こどもが病気や回復期に家庭で看護できない場合、郡上市民病院・国保白鳥病院内の専用保育室で一時的に保育します。	児童家庭課 郡上市民病院 国保白鳥病院
保育園保育料の軽減	保護者の経済的負担を軽減するため、未満児保育料を国基準から6割軽減します。	児童家庭課
教育・保育施設と地域型保育事業の連携	教育・保育の質の向上を図るために、地域型保育事業・認可外保育施設等についても、連携と情報共有ができる体制づくりをしていきます。	児童家庭課
紙おむつのサブスクリプション	保護者や保育士の負担を軽減するために、市内の保育園・認定こども園に紙おむつのサブスクリプションを導入し、利用料を全額補助します。	児童家庭課
こども施設の整備	こども施設や設備の安全かつ健全な環境を維持するために必要な点検や修繕を行います。また、利用者のニーズを把握しながら、雨の日も利用できる遊び場や施設の複合利用化等、時代に則したこども施設の整備を検討します。	児童家庭課 教育総務課

【ライフステージに応じた支援 Ⅱ】

基本目標2 こどもや若者の心身の健やかな成長を支援します

(1) 次世代のこどもたちの生きる力を育む教育環境等の整備を進めます

学童期は、こどもにとって、こころと身体が大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。また、思春期は、心身の成長、変化に伴い、他者とのかかわりや社会とのかかわりの中で、アイデンティティを形成していく時期です。

学童期や思春期の多くの時間を過ごす学校は、単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つです。

学校内外の様々な関係機関との連携を図りながら、こどもたちが安心してのびのびと学校生活を過ごしていけるように取り組み、こどもたちが健やかに成長できるよう支援します。

【基本施策】

施策名	取組内容	担当課
こどもの居場所づくり、学習支援	多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちが、地域にある様々な場所の活用ができるように、安全安心で気軽に立ち寄ることができる居場所を設ける地域の団体等を支援します。	児童家庭課
命と人権を尊重する教育の実践	命の教育カリキュラム構想に基づく生命尊重の教育を推進します。こどもと教師が共に人権について考え、より大切に作る学校づくりの取組を推進します。	学校教育課
教育相談体制、適応指導体制の充実	いじめや不登校等に対応するための相談員の配置やスクールカウンセラーとの連携を推進します。 マイサポーター制度(担任に限らず、こどもが自ら選んだ先生に相談できる体制)による組織的な教育相談を実施します。 適正な就学先とつながる相談支援(特別支援教育)を行います。	学校教育課
F組(フリーカリキュラムクラス)の設置	不登校対応指導員を配置し、不登校生徒支援の充実を図ります。	学校教育課
シン・郡上学の推進	地域で活躍する企業、NPOや地域住民等様々な活動団体との協働による体験活動を通じて、郡上を探求することにより、ふるさと郡上に誇りと愛着をもち、未来の郡上を創造する郡上人を育成する「シン・郡上学」を推進します。	社会教育課
コミュニティー・スクールの推進	学校運営協議会が中心となり、学校と地域住民、保護者が連携し、共にこどもを育む教育活動を行い、豊かな心とふるさと郡上を大切に思う心を育てます。また、学校、家庭、地域が、育てたいこどもの姿、目指す教育ビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する持続可能なコミュニティー・スクールの体制づくりを推進します。	学校教育課 学校
小中学校における一貫したキャリア教育の推進	将来の自己実現に係る考え方の積み重ねと振り返りを通して、こどもたちの選択肢拡大のサポートや理解深化を促し、自己の能力や適性等を考える指導の充実を図ります。	学校教育課

施策名	取組内容	担当課
こどもたちのスポーツ活動の推進	こどもたちが好きなスポーツを楽しむよう関係団体と連携しながら、市民や事業者等の参画を促進し、新たな組織体制づくりを図ります。また、学校部活動の地域クラブへの移行にともなう、在り方を検討し、地域一体となった環境づくりに努めます。	スポーツ振興課
学校などの教育施設の整備	安全かつ健全な学習環境を維持するために、校舎や設備の効率的な点検や修繕を行います。また、オンライン教育による学びの機会を拡大するため、ICT機器による教育環境を適切に管理する等、時代に則した校舎や設備等の整備を推進します。	学校教育課
学習指導要領等への対応	小中学校の学習指導要領、保育園・幼稚園の保育所保育指針・幼稚園教育要領により、指導方法の工夫・改善を進めます。	学校教育課 児童家庭課
教育委員会訪問事業	確かな学力をこどもたちが身につけることができるよう、学校を訪問し、教員の指導力向上のための指導を行います。	学校教育課
教職員の資質の向上	教職員の資質や専門性の向上を図るため、外部研修や夏季休業中における教職員の自主的研修の支援を図ります。	学校教育課
道徳教育の推進	児童・生徒の思いやりのある心豊かな人間性を育むため、日常生活に役立つ道徳的実践力を高める指導の充実を図ります。	学校教育課
相談員の配置	各中学校に相談員を配置し、スクールカウンセラーやスクール相談員と連携し、こどもの精神的健康支援の充実を図ります。	学校教育課
赤ちゃんふれあい体験	乳児をもつ保護者の方に中学校まで出向いていただき、生徒とふれあう場を持つことにより、地域の中学生に「命」の大切さを学ぶ体験授業を行います。	児童家庭課 社会教育課 健康課
学校支援ボランティア事業	地域のボランティアを学校へ派遣し、児童・生徒が地域の方から学ぶ事業を実施します。	社会教育課
子育てボランティア講座	子育て支援について理解を深め、子育て支援事業にボランティアとして携わっていただく方を養成します。	社会教育課
家庭教育学級の開設	より良い子育てを共に学び合うために、市内の乳幼児、幼稚園、保育園、小学校、中学校の保護者を対象に実施します。	社会教育課
ICTを活用した授業の推進	ICTの環境整備や学びに活用する教材・教具を充実することや情報モラル教育の充実を図る。	学校教育課
インターネット等のメディアへの対応	児童生徒に対し、インターネットや携帯電話の正しい使い方を指導します。	学校教育課 社会教育課
外国人指導助手（ALT）の活用	外国人指導助手（ALT）を市内の小中学校に派遣し、児童・生徒の外国語教育や国際交流を推進します。	学校教育課

(2) 放課後のこどもの居場所づくりを充実します

核家族化や女性の就業率の上昇により、働く保護者が安心してこどもを預けることができる放課後児童クラブへのニーズが高まっています。また、集団や年齢の異なるこども同士で遊ぶ機会が減少していることから、こどもの健全育成の場としても、放課後児童クラブの役割が期待されています。

利用ニーズや計画的に進められる学校の統廃合にあわせて、放課後児童クラブを小学校区に1クラブの設置を目標とした、環境整備や体制強化に取り組む等、放課後児童対策の推進を図ります。

【基本施策】

施策名	取組内容	担当課
こどもの居場所づくり、学習支援（再掲）	多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちが、地域にある様々な場所の活用ができるように、安心安全で気軽に立ち寄ることができる居場所を設ける地域の団体等を支援します。	児童家庭課
放課後児童クラブ	小学生を対象に放課後や夏休みなどに、家で一人きりになるお子さんを学校の余裕教室などで預かります。利用ニーズに応じて、土曜日等の休日開設の充実について検討していきます。	児童家庭課
子ども講座	土・日や夏休みなどを利用し、「学校や学年を超えた友達と交流する」、「ふるさとの自然や歴史などを知る」、「安全に気をつけて遊ぶ力を身につける」ための事業を行います。	社会教育課
特別な配慮を必要とする児童の受け入れ	障がい児や外国につながる児童等、特別な配慮を必要とする児童の、放課後児童クラブでの受け入れを実施します。	児童家庭課

(3) 次世代の親の育成および青年期支援の取組を進めます

学童期・思春期を経た青年期は、大学等への進学や就職に伴う新たな環境に適応し、専門性や職業性を身につけ、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を進展させる時期です。若い世代が自らの主体的な選択により、修学、就労、結婚ができるように支援します。

また、出産や子育てを望む若者に対し、次代の親となることへの自覚を促し、家庭や子どもの大切さを理解するための機会の充実を図ります。

【基本施策】

施策名	取組内容	担当課
青少年育英奨学資金貸付	経済的理由により修学が困難となっている学生を対象に、入学時に一時金50万円と、在学中に月額5万円以内（高校生は2万円以内）の奨学金貸付けを行います。	教育総務課
母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付けを行います。	岐阜県子ども家庭課 児童家庭課
結婚新生活への経済的支援	若い世代の結婚を後押しするため、新居となる住宅の購入費やリフォーム、賃料、引越しにかかった費用の一部について補助をします。	企画課
パパのための共育て講座	育児や家事と仕事の両立支援のための出前講座を実施し、参加者が希望する場所や時間帯に講師が出向き、男性が参加しやすい講座を開催します。	児童家庭課 社会教育課
赤ちゃんふれあい体験（再掲）	乳児をもつ保護者の方に中学校まで出向いていただき、生徒とふれあう場を持つことにより、地域の中学生に「命」の大切さを学ぶ体験授業を行います。	児童家庭課 社会教育課 健康課
出産一時金	出産した国民健康保険加入者を対象に、出産に係る費用に対し、出産育児一時金を充てることができるよう、医療機関へ直接一時金を支給します。	保険年金課
市営住宅等への子育て世帯の優先的入居制度	市営住宅等へ子育て世帯が優先的に入居できる入居要件と、収入基準の緩和措置を継続します。	都市住宅課

【子育て当事者への支援】

基本目標3 子育て世代を応援し安心して子育てができるまちを目指します

(1) 子育て世帯への経済的支援を進めるとともに、こどもの貧困対策を推進します

就学前児童保護者へのアンケート調査結果では、子育てしやすい条件として、特に重要だと思ふこととして、「子育てに伴う経済的負担の軽減があること」が多く回答されており、経済的な支援に対するニーズが高いことがうかがえ、子育てや保育にかかわる様々な経済的負担を軽減するための支援が求められています。

また、国民生活基礎調査によると、令和3年のこどもの貧困率は11.5%となっています。

貧困はこどもたちの学習・進学を狭めるだけでなく、心身の健やかな成長にも大きな影響を及ぼすため、地域や社会全体で課題を解決するという認識のもとで、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

子育て当事者が経済的な不安を抱かずに、安心して子育てできるよう、各種手当や助成の支給を通じ、出生、子育て、幼児教育・保育、教育に係る側面的な支援を重層的に実施していきます。

【基本施策】

施策名	取組内容	担当課
出産・子育て応援交付金	妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実を図るとともに、経済的な負担を軽減するために「出産・子育て応援給付金」を支給します。	健康課
高校生通学費用等の負担軽減	市内外の高校への通学に対して助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
青少年育英奨学資金貸付（再掲）	経済的理由により修学が困難となっている学生を対象に、入学時の一時金50万円と在学中月額5万円以内（高校生は2万円以内）の奨学金貸付けを行います。	教育総務課
生活困窮者の自立支援	就職や住まいなど、日常生活や経済的な困りごと、不安について、関係機関と連携しながら課題の解決に向けた支援を行います。	社会福祉課
郡上市一時預かり利用者負担軽減	必要に応じて経済的支援を受けることを促進するため、低所得世帯等の利用者費用に対して、一時預かり利用者負担軽減補助金を支給します。	児童家庭課
保育園保育料の軽減（再掲）	保護者の経済的負担を軽減するため、未満児保育料を国基準から6割軽減します。	児童家庭課
児童手当	3歳未満は月額15,000円、3歳以上高校生年代までは月額10,000円（第3子以降は30,000円）を支給します。	児童家庭課
養育医療給付（再掲）	入院治療が必要な未熟児（生まれた時の体重が2,000グラム以下または医師が身体機能未熟と判断した赤ちゃん）に治療費を給付します。	健康課
乳幼児医療費助成	乳幼児保健の向上と福祉の増進を図る子育て支援として、入院及び通院にかかる医療費の一部（自己負担）を助成します。	社会福祉課

施策名	取組内容	担当課
小中学生医療費助成 高校生等医療費助成	小中学生及び高校生等の保健の向上と福祉の増進を図る子育て支援として、入院及び通院にかかる医療費の一部（自己負担）を助成します。	社会福祉課
要保護・準要保護児童 就学支援	小中学生がいる家庭で、経済的理由で学習に必要な支払いが困難な場合、その費用（学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費など）の一部を補助します。	学校教育課
出産一時金（再掲）	出産した国民健康保険加入者を対象に、出産に係る費用に対し、出産育児一時金を充てることができるよう、医療機関へ直接一時金を支給します。	保険年金課
市営住宅等への 子育て世帯の 優先的入居制度 （再掲）	市営住宅等へ子育て世帯が優先的に入居できる入居要件と、収入基準の緩和措置を継続します。	都市住宅課

（２）地域全体で子育てを支援する体制を充実します

少子化の進行や核家族化、地域のつながりの希薄化による身近な相談相手の減少など、子育てを取り巻く環境は社会的な変動とともに大きく変化しています。

地域における日々の生活や、地域のイベントや行事、祭り等の参加を通じ、こどもたちは地域の文化や地域の人々とのつながりを肌で感じる事ができ、社会性を伸ばすことができます。そのため、こどもたちの健やかな成長においては、地域全体で子育てに取り組んでいくことが重要です。

郡上市にある様々な地域資源を活用しながら、地域全体で子育てを応援する体制づくりを推進します。

【基本施策】

施策名	取組内容	担当課
家庭教育 コーディネーター、 家庭教育支援員 による子育て支援	家庭教育支援チーム等の家庭教育支援体制を整え、子育てに関する悩みや不安を共有し、適切なサポートをします。	社会教育課
中高生が参画する 公民館活動の推進	中高生等の若者や高齢者等の地域住民世代間の理解を深める公民館活動を推進します。	社会教育課
こどもの居場所づくり、 学習支援（再掲）	多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちが、地域にある様々な場所の活用ができるように、安心安全で気軽に立ち寄ることができる居場所を設ける地域の団体等を支援します。	児童家庭課
地域子育て支援拠点 事業	子育て支援センターでは、ほっとサロン、赤ちゃんサロン、まめっこクラブ、子育て相談を実施し、子育て中の親子をサポートします。また、子育て支援サイトや情報紙を発行し、子育て情報の周知を図ります。私立保育園や私立認定こども園では、専任の保育士を配置し、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルや子育てボランティアの育成を図ります。	児童家庭課

施策名	取組内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	地域で子育てのサポートを受けたい人（依頼会員）とサポートできる人（援助会員）がネットワークをつくり、短時間の預かりや緊急時の預かりなどに対応します。	児童家庭課
子育て短期支援	保護者の疾病等により家庭で児童を一時的に養育することが困難になった場合、児童養護施設等において一定の期間お預かりします。	児童家庭課
病児・病後児保育（再掲）	こどもが病気や回復期に家庭で看護できない場合、郡上市民病院・国保白鳥病院内の専用保育室で一時的に保育します。	児童家庭課 郡上市民病院 国保白鳥病院
児童館の開設	こどもたちの創造性や自主性や社会性を育む「遊びの場」として、厚生員による子育て家庭に対する支援や身近な地域の仲間づくりなど、親子が地域ぐるみで交流できる場を開設します。（八幡、高鷲、高鷲北、和良）	児童家庭課
赤ちゃんの駅	乳幼児を連れた家族の外出を支援するため、授乳とおむつ交換ができる「赤ちゃんの駅」を設置します。	児童家庭課
教育・保育部署の連携	こども・子育てに関する総合的・横断的な施策の立案を行い、妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援を充実させ、教育・保育事業を一体的に行うことができるよう、保育部門・教育部門の連携を図ります。	児童家庭課 学校教育課 社会教育課 健康課
こども家庭センター（再掲）	母子保健と子育て支援の両面から、妊娠初期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。 また、市役所児童家庭課、子育て支援センター、大和保健福祉センターやまつつじに相談窓口を設置し、妊娠・出産・子育てに関する相談に対応します。	健康課 児童家庭課
こども施設の整備（再掲）	こども施設や設備の安全かつ健全な環境を維持するために必要な点検や修繕を行います。また、利用者のニーズを把握しながら、雨の日も利用できる遊び場や施設の複合利用可等、時代に則したこども施設の整備を検討します。	児童家庭課 教育総務課
子育てに関する情報提供体制の充実	子育てに関わる制度やイベント情報等を、子育て支援サイトや郡上市アプリを活用し、子育て世代へわかりやすく発信していきます。また、SNSを活用した情報発信についての取組を検討していきます。	児童家庭課
市内社会福祉法人やNPO法人等との連携	健康福祉部各課が所管する社会福祉法人やNPO法人等と、既存事業の枠組みを超えた事業実施の実現性について協議する等、人口減少局面でも必要な支援事業が維持継続できるような連携体制の構築を検討します。	社会福祉課 高齢福祉課 児童家庭課

(3) 仕事と生活の調和の実現を目指します

結婚・出産後も子どもを育てながら働くことを希望する女性が増加する中で、仕事と家庭の両立支援や多様な働き方を推進するワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。

本市では、子育て世代(20代~30代)の女性の労働力率が上昇を続けていることに加え、こどものいる世帯のうち共働き世帯の占める割合は、平成12年以降で最も高くなっています。また、就学前児童保護者及び小学生保護者へのアンケート調査結果では、就労している母親の割合が就学前では約8割、小学生では約9割と非常に高く、多くの母親が子育てをしながら就労していることがうかがえます。一方、就学前児童保護者へのアンケート調査結果では、育児休業の取得状況について、母親では半数程度ですが、父親では1割程度と大きな差がみられます。

ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、子育てしやすい就労環境の促進や、仕事と子育ての両立の推進を図り、夫婦が相互に協力しながら子育てができる「共育て」の推進に向け、周知・啓発等の働きかけを推進します。また、多様な働き方に対応した子育て支援の充実を図ります。

【基本施策】

施策名	取組内容	担当課
ワーク・ライフ・バランス についての情報提供	企業に向けて、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の作成について啓発し、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度」等についての情報を提供します。 また、市民に向けてワーク・ライフ・バランスの内容等について、広報やホームページを活用して周知します。	企画課 商工課
男女が働きやすい 職場環境に向けた啓発	誰もが仕事と私生活、仕事と家庭等を両立できる職場環境をつくるために、ハラスメント防止、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、働き方改革等に関するセミナーの開催や、広報・ホームページを活用した啓発活動を行います。	企画課 商工課
労働相談と職業相談 の開発協力	労働問題及び職業相談の開催協力と広報などによる周知を図ります。	商工課
ハローワーク等の 関係機関との連携	関係機関と連携して、雇用及び労働に関する情報提供を充実します。	商工課
保育体制の充実	市内各認定こども園・保育園において、延長保育、一時預かり、低年齢児保育サービスを提供します。	児童家庭課
子育て支援体制の充実	放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業、病児病後児保育等を開設します。	児童家庭課

(4) ひとり親家庭の自立支援を進めます

令和5年度に岐阜県が実施した「岐阜県こども調査」によると、岐阜県のこどもの貧困率は6.7%となっており、学年別にみると小学1年生では5.9%、小学5年生では6.5%、中学2年生では8.0%と、学年が上がるほど高くなっています。また、「ひとり親世帯」は全体で9.4%となっており、学年別にみると小学1年生では8.3%、小学5年生では8.8%、中学2年生では11.3%と、学年が上がるほど高くなっています。

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、生活全般に様々な困難を抱えています。そのため、親子で心穏やかに過ごす時間を持つことが難しくなっています。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、それぞれの家庭の状況の把握に努め、適切な支援につなげていくことを通じ、ひとり親家庭の自立を支援します。

【基本施策】

施策名	取組内容	担当課
ひとり親家庭等の就業自立支援	母子家庭、父子家庭及び寡婦などのひとり親家庭等が収入やこどもの養育に関する様々な課題を抱える中、正規雇用や所得向上などにつながる講習会を実施するなど、関係機関等と連携し、ひとり親家庭等の経済的な自立による生活の安定を図ります。	岐阜県ひとり親家庭等自立支援センター 児童家庭課
母子父子寡婦福祉資金貸付金（再掲）	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付けを行います。	岐阜県子ども家庭課 児童家庭課
児童扶養手当	離婚等によるひとり親家庭や父・母のいずれかが重度の障がいの状態ある家庭等の生活安定・自立の促進と児童・生徒の健全育成を図るため手当を支給します。	児童家庭課
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母及び父が、看護師、介護福祉士などの専門的な資格を取得するために、要件を満たす養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進費を支給します。	児童家庭課
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母及び父が能力開発のために、資格取得の取組を支援し、自立のための支援をします。	児童家庭課
母子家庭等医療費助成	母子家庭等の母及びこどもに対し医療費を助成します。	社会福祉課
父子家庭医療費助成	父子家庭の父及びこどもに対し医療費を助成します。	社会福祉課

【ライフステージを通じた支援】

基本目標4 こどもや若者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します

(1) こども・若者の権利を尊重します

近年、こどもや若者を取り巻く環境は、核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化、情報化社会の進展などにより、大きく変化しています。

こうした環境の変化の中で、不登校、ひきこもり、貧困など、困難を抱えるこどもや若者の自立に向けた支援が課題となっており、こどもたちの権利の擁護が図られ、また、こどもの意見が尊重される社会の実現を目指していくことが求められています。

こどもは権利の主体であり、「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」においても、こどもの人としての権利や自由を尊重し、こどもに対する保護と援助を促進することを目指していることから、こどもや若者の権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

【基本施策】

施策名	取組内容	担当課
命と人権を尊重する教育の実践(再掲)	命の教育カリキュラム構想に基づく生命尊重の教育を推進します。 こどもと教師が共に人権について考え、より大切にする学校づくりの取組を推進します。	学校教育課
人権教育・啓発活動の推進	学校において人権、性の多様性、SNSの適正利用に関する学習機会を提供します。	学校教育課
いじめ未然防止 ・不登校の早期発見 ・対応の充実	いじめの未然防止や不登校の早期発見対応のため、心の相談員、スマイルの配置やいじめ・不登校電話相談、相談窓口の開設を行い、小さな兆候にも遅滞なく対応できる相談体制を確立します。	学校教育課
こどもの権利擁護	(こどもが健やかに育つことを妨げる)体罰によらない子育て等について、周知・啓発を行っていきます。また、郡上市いのち支え合い虐待防止推進協議会において、関係機関との連携を図り、こどもに対する虐待防止対策を進めます。	児童家庭課 社会福祉課 健康課
家庭児童相談室の設置	家庭における子育てに関する不安や悩み、また児童虐待に関する連絡・相談に対し、家庭児童相談員が相談を行います。	児童家庭課

(2) こどもや若者への切れ目のない健康の確保の支援を進めます

地域社会のつながりの希薄化により、地域社会において妊産婦やその家族を支える力が弱くなっており、妊婦や子育て家庭が安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備が求められています。本市では、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的かつ切れ目なく相談支援を行う「こども家庭センター」を令和6年度に設置しています。

不安を抱える妊婦や子育て家庭の身近な相談先となるよう、こども家庭センターの相談支援体制の充実と、こども家庭センターを中心とした関係機関との連携強化を図ります。

また、こども・若者が健やかに成長し、児童福祉の増進が図られるよう、充実した医療費助成制度などの継続した支援を行います。

【基本施策】

施策名	取組内容	担当課
こども家庭センター (再掲)	母子保健と子育て支援の両面から、妊娠初期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。 また、市役所児童家庭課、子育て支援センター、大和保健福祉センターやまつつじに相談窓口を設置し、妊娠・出産・子育てに関する相談に対応します。	健康課 児童家庭課
妊婦やこどもに関する医療体制の確保 (再掲)	小児科医と産婦人科医の派遣について、岐阜大学等へ継続して派遣依頼を行いながら医師が安心して従事できる体制改善に努めるとともに、一般的な小児医療に対応できる総合診療医の確保に努めます。 休日夜間を含む救急患者等のために、市内公立・民間病院、岐阜大学、中濃厚生病院、郡上市消防等、関係機関と連携し、救急医療体制の確保に努めます。	健康課 消防本部
適正な医療機関の受診についての啓発 (再掲)	こどもの保護者に対して、適正な医療機関の受診について啓発するとともに、「こどもの医療電話相談（#8000）」や、小児が受診可能な医療機関情報を周知します。	健康課
こどもの病気予防	定期予防接種及び任意予防接種の費用助成を行い、ワクチンで防ぐことができる病気の予防を支援します。	健康課
養育医療給付（再掲）	入院治療が必要な未熟児（生まれた時の体重が2,000グラム以下または医師が身体機能未熟と判断した赤ちゃん）に治療費を給付します。	健康課
乳幼児医療費助成 (再掲)	乳幼児保健の向上と福祉の増進を図る子育て支援として、入院及び通院にかかる医療費の一部（自己負担）を助成します。	社会福祉課
小中学生医療費助成 高校生等医療費助成 (再掲)	小中学生及び高校生等の保健の向上と福祉の増進を図る子育て支援として、入院及び通院にかかる医療費の一部（自己負担）を助成します。	社会福祉課

(3) こどもや若者、子育て当事者の社会参画や意見表明機会が充実した社会を目指します

「こども基本法」においては、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められています。また、こども施策を策定、実施、評価するにあたっては、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や自治体に義務付けられています。

本市においても、こどもや若者に対するアンケート調査や子ども・子育て会議への若者世代の登用など、こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるような機会の創出に取り組みます。また、多様な意見を施策に反映できるような仕組みづくりについて検討します。

【基本施策】

施策名	取組内容	担当課
中学生ふれあい懇談会 高校生ふれあい懇談会	中学生、高校生の市や市政への思いや意見を把握するとともに、市政への関心を高めるよう市長との意見交換を実施。中学生、高校生の視点から、より良い郡上市づくりに向けた提案や意見をうかがい、市政への反映に努めます。	秘書広報課
Good 郡上プロジェクト	中学生・高校生の地域づくり活動に対する興味・関心を高め、誰もが暮らしやすい地域をつくる活動に参加しようとする意識を育てるために、Good 郡上プロジェクトを実施し、中高生からまちづくりのアイデアを募るとともに、郡上の未来をつくるアイデアコンテストを開催します。コンテストの入賞アイデア（提案）は、学生、協力団体の協働による具体的なアイデアの実現に繋がるよう実現アドバイザーがそのサポートを行います。	政策推進課 学校教育課
小学生、中学生、高校生や若者からの意見聴取と施策への反映	市内の小学生、中学生、高校生や若者を対象として意見聴取を実施します。また、できる限り施策への反映ができる仕組みを構築します。	児童家庭課
中高生が参画する公民館活動の推進（再掲）	中高生等の若者や高齢者等の地域住民世代間の理解を深める公民館活動を推進します。	社会教育課

(4) 特別な配慮が必要な子どもや家庭への支援を進めます

近年、発達に課題を抱えた子ども・若者や不登校児童生徒、いじめ認知件数、児童虐待数などは増加傾向にあり、子ども・若者が抱える問題は複雑化しています。また、外国につながりを持つ子育て家庭や、潜在化しやすいヤングケアラーへの対応も含め、総合的な支援が求められています。

様々な問題を抱える子ども・若者の早期発見や支援のため、児童福祉、教育、保健等の関係機関が相互に連携し、それぞれの専門的知識を持った職員による個々の状況に応じた適切な支援の充実を図ります。

【基本施策】

施策名	取組内容	担当課
こどもの居場所づくり、学習支援（再掲）	多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちが、地域にある様々な場所の活用ができるように、安心安全で気軽に立ち寄ることができる居場所を設ける地域の団体等を支援します。	児童家庭課
特別支援教育の推進	特別な支援を必要とする子ども一人一人の状況やニーズに対応した教育を推進します。	学校教育課
インクルーシブ教育の推進	異なる背景や能力にかかわらず、適切な支援を受けながら、あらゆる児童生徒が共に学ぶことで多様性を尊重し、自己の能力を最大限に発揮できる教育環境を整えます。	学校教育課
重層的支援体制の整備	若者のひきこもり等、住民が抱える複雑な生活課題に対応するためのケース検討の場として「重層的支援会議」を開催し、多様な支援者による複眼的な視点で支援方針の検討を行います。また、子ども家庭センターにおいて、地域の関係機関等と協力しながら、発達に特性傾向のあるお子さんやその家族が、適切な支援につながるような支援体制を構築します。	社会福祉課 (子ども発達支援センター) 健康課 児童家庭課 学校教育課
医療的ケア児を中心としたネットワーク形成と療育支援	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、関係機関による協議の場を設けながら、地域での生活を支援します。また、重度の障がいや疾病のある児童に対し、居宅訪問による療育支援を実施します。	社会福祉課 (子ども発達支援センター)
児童発達支援	就学前のお子さんに対し、個々の発達状況や特性等、発達上のニーズに合わせた本人への発達支援や家族支援を行う他、移行支援、地域支援を行います。	社会福祉課 (子ども発達支援センター)
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、サービスを受けるため外出することが難しいお子さんの居宅を訪問し、様々な遊びを通して発達を促す支援を行います。	社会福祉課 (子ども発達支援センター)
放課後等デイサービス	学齢期のお子さんに対し、個々の発達状況や特性等、発達上のニーズに合わせた本人への発達支援や家族支援を行う他、移行支援、地域支援を行います。	社会福祉課 (子ども発達支援センター)
保育所等訪問支援	保育園等のこどもが集団生活を営む施設を訪問し、発達上の支援が必要なお子さんに対して集団生活への適応のために専門的な支援を行います。	社会福祉課 (子ども発達支援センター)
発達相談	子ども発達支援センター職員による発達相談の他、必要に応じて、臨床心理士、理学療法士、言語聴覚士等専門スタッフによる発達相談を実施します。	社会福祉課 (子ども発達支援センター)
発達支援に関する啓発	市民に広く発達支援の理解や意識付けを広めるため、広報による啓発を図ります。	社会福祉課 (子ども発達支援センター)

施策名	取組内容	担当課
障がいに関わるネットワークの推進	自立支援協議会（児童部会）において、保護者や関係機関のニーズ等に即した協議を行い、情報の共有や療育体制の検討などを行います。	社会福祉課 (子ども発達支援センター)
特別児童扶養手当	心身に障がいがあり、常時介護が必要な20歳未満の児童の監護者に手当を支給します。(県事業)	社会福祉課
障害児福祉手当	心身に障がいがあり、常時介護が必要な20歳未満の方に手当を支給します。	社会福祉課
養育支援訪問	子育てに不安や孤立感を抱える家庭、育児放棄や子育てが不慣れな母親に対し、養育支援訪問員を派遣し、育児支援を行います。	児童家庭課 健康課
子育て世帯訪問支援	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	児童家庭課
乳児家庭全戸訪問 (再掲)	乳児のいるすべて家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。	健康課
外国語通訳の提供	支援が必要な外国人家庭のこどもや保護者に対して、相談時の通訳サポートを提供し、円滑な支援を実施します。	児童家庭課
要保護・準要保護児童 就学支援 (再掲)	生活が困窮している家庭に対して、学用品費や給食費などの一部を援助します。	学校教育課
外国人児童への支援員 配置	外国人の児童生徒を支援するため、小中学校に外国人支援員の配置を検討します。	学校教育課
ヤングケアラーへの 支援に向けた 関係機関との連携強化	こども家庭センター及びいのち支え合い虐待防止推進協議会において、ヤングケアラーに関する普及啓発を行うとともに、教育、福祉、介護等の関係機関と連携を強化し、早期発見・把握や適切な支援につなげます。	児童家庭課 健康課

(5) こどもの安全の確保を進めます

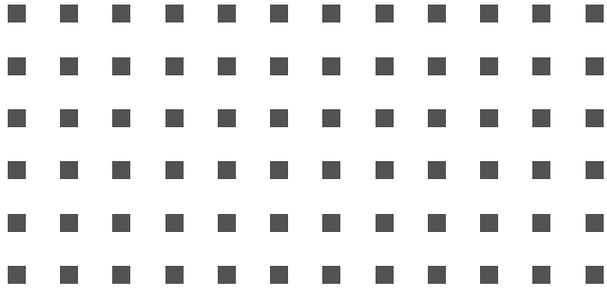
こどもが巻き込まれる事件や事故が増加しており、こどもの安全・安心が守られる環境づくりに行政と関係機関が連携し、交通安全対策や防犯対策を総合的に進めていくことが必要です。

また、全国的な傾向として小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺予防対策を強力に推進することが必要です。

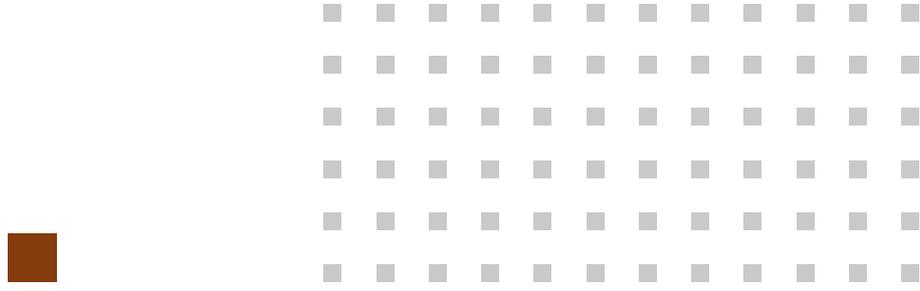
地域と行政が協力し、関係機関との連携のもとで、こども・若者の安心と安全の確保に努めます。

【基本施策】

施策名	取組内容	担当課
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置	児童生徒の悩みに寄り添い、家庭や社会の中で安心して学べる環境づくりを整えるためのサポートをします。	学校教育課
いじめ未然防止 ・不登校の早期発見 ・対応の充実（再掲）	いじめの未然防止や不登校の早期発見対応のため、心の相談員、スマイルの配置やいじめ・不登校電話相談、相談窓口の開設を行い、小さな兆候にも遅滞なく対応できる相談体制を確立します。	学校教育課
交通安全指導の充実	園や学校において交通安全思想の普及と交通安全教育を推進します。	総務課
見守り隊の実施	登下校時において地域ボランティアによる見守りを実施します。	社会教育課
不審者情報等の提供	防災行政無線放送や学校配信メールなどを通じて、こどもに関係する各公共施設に不審者情報を提供し、地域ぐるみで注意を促します。	総務課 学校教育課



第5章 量の見込みと確保方策



第5章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

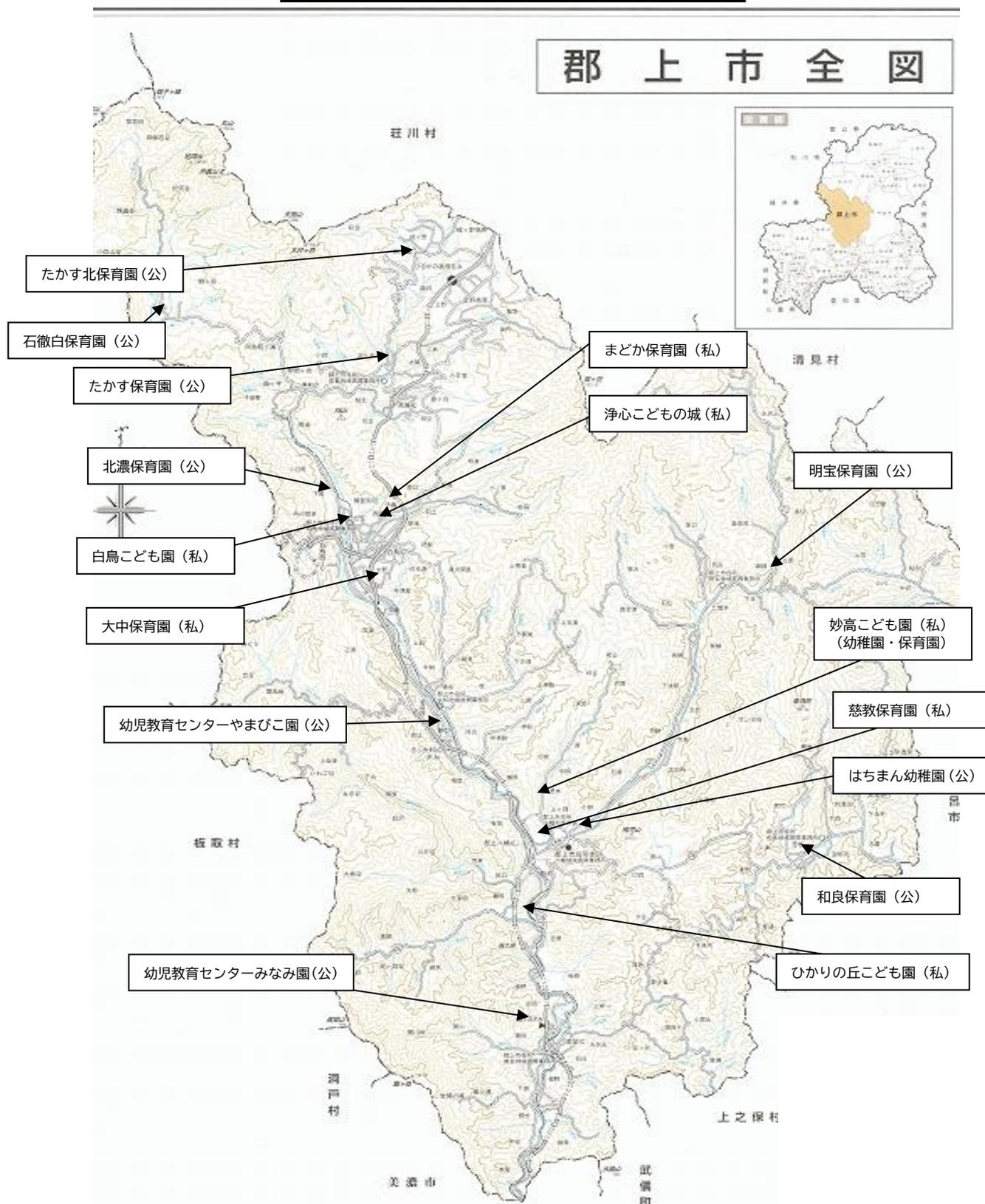
子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。

本市の教育・保育提供区域は、市域が広大であることの地理的条件、人口、現在の教育・保育の利用状況、交通事情等を総合的に判断する必要があることから、現在の7地域の教育・保育施設への需要ニーズに対する供給量を調整・確保した上で、市内1区域を基本とします。

地域子ども・子育て支援事業は、教育・保育提供区域と共通の区域としますが、各事業の利用状況、実態によっては事業ごとに設定します。

【図表5-1 市内の教育・保育施設】

郡上市の幼稚園・保育園・認定こども園



2. 「量の見込み」算出の内容

子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本市では、国が示す基本指針や「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、令和5年度に実施したアンケート調査の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、認定区分で量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

（1）教育・保育

確保方策に関する施設は以下のとおりです（図表5-2）。

国が示している給付支給要件（年齢と内閣府令で定める「保育の必要性」の認定）によって、3つの認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）に分かれます（図表5-3）。

認定区分によって、給付を受給できる施設・事業が異なります（図表5-4）。

【図表5-2 教育・保育に関する施設】

施設	内容
幼稚園	3歳から小学校入学までの幼児に対して、園生活全体を通して総合的に教育を行う教育施設です。
保育園	0歳から小学校入学前までの乳幼児に対して、就労等のため家庭保育のできない保護者に代わり養護と教育を一体的に行う保育を提供する児童福祉施設です。
認定こども園	0歳から小学校入学までの乳幼児に対して、保護者の就労状況等により在園時間の異なる乳幼児を受け入れ、教育と保育を一体的に提供する施設です。地域の子育て支援の役割も担います。
地域型保育事業	原則として保育が必要な3歳未満の子どもを保育園より少人数の単位で、保育する事業です。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があります。
認可外保育施設	児童福祉法に基づく県知事等の認可を受けていない保育施設ですが、児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、原則として県が年1回以上の立入調査を実施しています。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する企業主導型保育事業もこれにあたります。

【図表5-3 認定区分】

認定区分	支給要件
1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定のこども以外のもの
2号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
3号認定	満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

【図表5-4 利用可能施設】

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となるこども		保育の必要性なし (幼児期の教育のみ)	保育の必要性あり		保育の必要性 あり
			(教育ニーズあり)	(教育ニーズなし)	
利用 可能 施設	幼稚園	○	○		
	保育園			○	○
	認定こども園	○	○	○	○
	地域型保育事業				○

(2) 地域子ども・子育て支援事業

確保方策に関する事業は以下のとおりです（図表5-5）。

【図表5-5 地域子ども・子育て支援事業】

事業名		主な対象
(1)	延長保育事業	0～5歳
(2)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学1～6年生
(3)	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)	0～5歳 小学1～6年生
(4)	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
(5)	一時預かり事業	幼稚園型
		幼稚園型以外
(6)	病児・病後児保育事業	0～5歳 小学1～3年生
(7)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳 小学1～6年生
(8)	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが 特に必要と判断される家庭
(9)	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て 家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭
(10)	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、 家庭や学校に居場所のない児童等
(11)	親子関係形成支援事業	親子の関係性や児童の関わり方等に 不安を抱えている児童を養育する家庭
(12)	妊婦健康診査事業	妊娠中の女性
(13)	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭
(14)	利用者支援事業	0～5歳 小学1～6年生
(15)	実費徴収に係る補足給付を行う 事業	市が定める基準に基づき 支援が必要と判断される家庭
(16)	多様な主体が本制度に参入する ことを促進するための事業	教育保育事業や地域子ども・子育て支援事業などに 新規に参入する事業者であって、市において 支援が必要と認めた事業者
(17)	妊婦等包括相談支援事業	妊婦及びその配偶者並びにこども及びその保護者
(18)	産後ケア事業	郡上市に住所を有する出産後1年未満の母子

3. こどもの推計人口

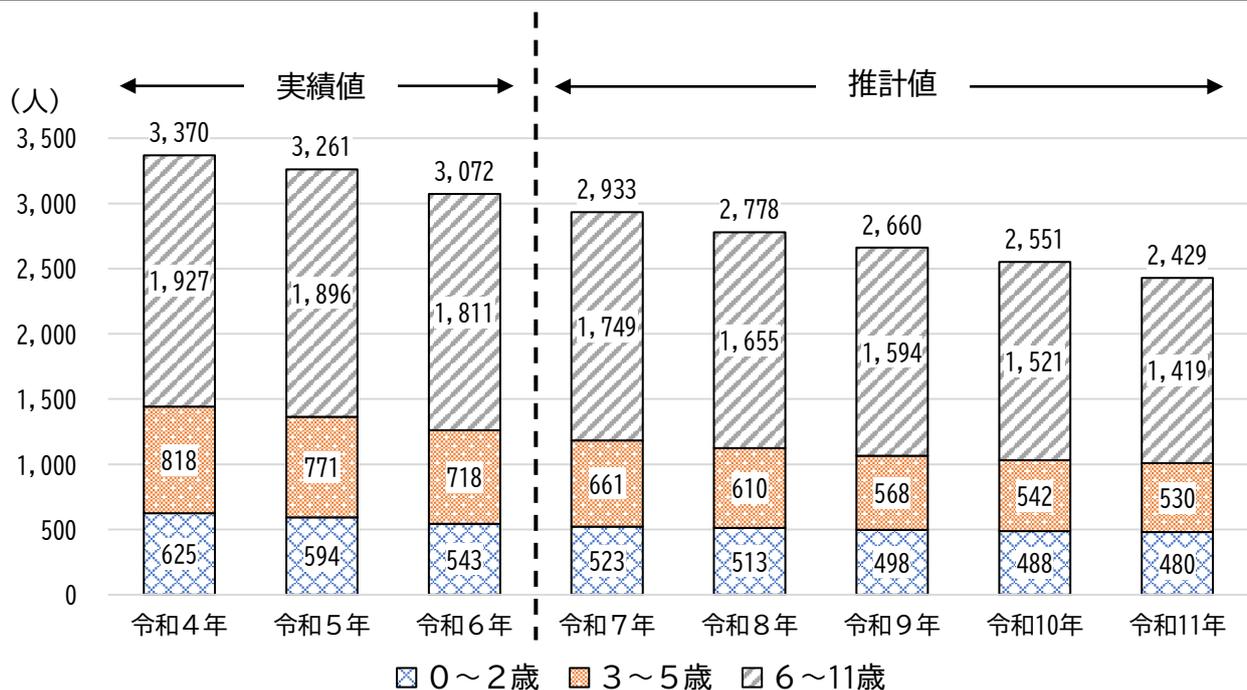
(1) こどもの推計人口（全市）

本市のこどもの推計人口について、令和7年以降も減少を続けると予想され、計画最終年である令和11年では2,429人になると見込まれます（図表5-6）。

【図表5-6 こどもの推計人口（全市）】

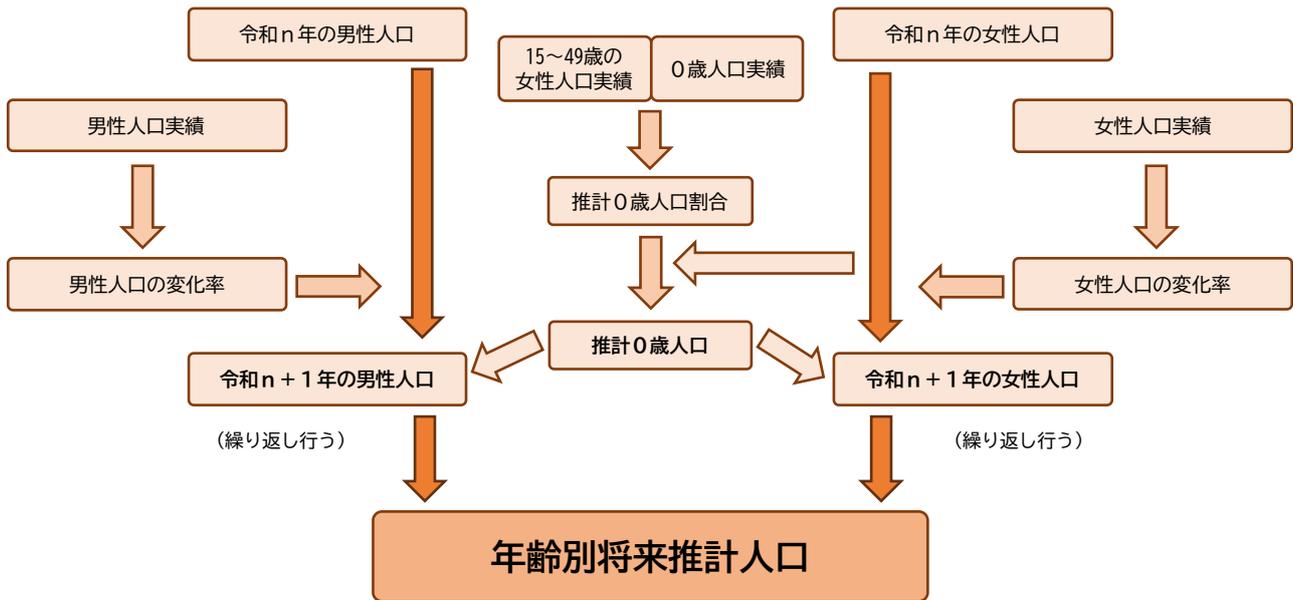
単位：人

	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	3,370	3,261	3,072	2,933	2,778	2,660	2,551	2,429
0歳	184	174	169	164	158	155	151	147
1歳	220	198	178	180	174	168	168	164
2歳	221	222	196	179	181	175	169	169
3歳	257	227	222	199	179	181	175	169
4歳	274	264	231	227	200	182	182	176
5歳	287	280	265	235	231	205	185	185
0～5歳	1,443	1,365	1,261	1,184	1,123	1,066	1,030	1,010
6歳	284	290	276	265	236	232	206	186
7歳	300	286	293	277	269	240	236	210
8歳	335	300	282	292	274	267	238	236
9歳	325	335	297	284	294	276	270	240
10歳	358	326	333	297	284	294	276	270
11歳	325	359	330	334	298	285	295	277
6～11歳	1,927	1,896	1,811	1,749	1,655	1,594	1,521	1,419



実績値：住民基本台帳（各年4月1日現在）
推計値：コーホート変化率法による推計

(参考：コーホート変化率法による推計人口計算過程)



(2) こどもの推計人口 (地区別)

地区別のこどもの推計人口は以下のようになります (図表5-7)。

【図表5-7 こどもの推計人口 (地区別)】

単位：人

区域	年齢	推計値				
		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
八幡町	0~11歳	889	835	789	761	729
	0歳	53	51	50	49	47
	1歳	59	57	55	55	53
	2歳	52	60	58	56	56
	3歳	58	51	59	57	55
	4歳	71	59	52	60	58
	5歳	70	70	58	51	59
	0~5歳	363	348	332	328	328
	6歳	73	68	68	56	49
	7歳	83	73	69	69	57
	8歳	82	83	73	69	69
	9歳	81	82	83	73	69
	10歳	99	81	82	83	73
	11歳	108	100	82	83	84
	6~11歳	526	487	457	433	401

コーホート変化率法による推計

単位：人

区域	年齢	推計値				
		令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
大和町	0～11歳	574	564	552	544	535
	0歳	34	33	32	32	30
	1歳	38	36	34	34	34
	2歳	30	38	36	34	34
	3歳	48	32	40	38	36
	4歳	55	50	34	42	40
	5歳	49	58	53	36	44
	0～5歳	254	247	229	216	218
	6歳	59	50	59	54	37
	7歳	54	60	51	60	55
	8歳	49	54	60	51	60
	9歳	50	49	54	60	51
	10歳	54	50	49	54	60
	11歳	54	54	50	49	54
	6～11歳	320	317	323	328	317
白鳥町	0～11歳	837	798	775	745	700
	0歳	48	46	46	45	44
	1歳	50	48	46	46	44
	2歳	68	49	47	45	45
	3歳	61	69	50	48	46
	4歳	68	61	69	50	48
	5歳	68	69	62	70	51
	0～5歳	363	342	320	304	278
	6歳	65	69	70	63	71
	7歳	77	66	70	71	64
	8歳	91	77	66	70	71
	9歳	79	92	78	67	71
	10歳	73	79	92	78	67
	11歳	89	73	79	92	78
	6～11歳	474	456	455	441	422

コーホート変化率法による推計

単位：人

区域	年齢	推計値				
		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
高鷲町	0～11歳	229	213	205	186	172
	0歳	12	11	11	11	11
	1歳	12	12	12	12	12
	2歳	10	12	12	12	12
	3歳	11	9	11	11	11
	4歳	12	11	9	11	11
	5歳	19	12	11	9	11
	0～5歳	76	67	66	66	68
	6歳	27	19	12	11	9
	7歳	21	27	19	12	11
	8歳	26	22	29	20	13
	9歳	31	26	22	29	20
	10歳	21	31	26	22	29
	11歳	27	21	31	26	22
	6～11歳	153	146	139	120	104
美並町	0～11歳	269	250	229	215	199
	0歳	11	10	10	10	9
	1歳	12	12	12	12	12
	2歳	11	13	13	13	13
	3歳	13	12	14	14	14
	4歳	11	14	13	15	15
	5歳	18	11	14	13	15
	0～5歳	76	72	76	77	78
	6歳	31	19	12	15	14
	7歳	29	33	20	13	16
	8歳	31	27	30	18	12
	9歳	31	32	28	32	19
	10歳	36	31	32	28	32
	11歳	35	36	31	32	28
	6～11歳	193	178	153	138	121

コーホート変化率法による推計

単位：人

区域	年齢	推計値				
		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
明宝町	0～11歳	83	72	68	59	52
	0歳	4	4	4	3	3
	1歳	5	5	5	5	5
	2歳	6	5	5	5	5
	3歳	1	4	3	3	3
	4歳	8	1	4	3	3
	5歳	6	8	1	4	3
	0～5歳	30	27	22	23	22
	6歳	4	6	8	1	4
	7歳	7	4	6	8	1
	8歳	10	7	4	6	8
	9歳	11	10	7	4	6
	10歳	7	11	10	7	4
	11歳	14	7	11	10	7
	6～11歳	53	45	46	36	30
和良町	0～11歳	53	46	43	43	42
	0歳	3	3	3	3	3
	1歳	4	4	4	4	4
	2歳	2	4	4	4	4
	3歳	7	2	4	4	4
	4歳	2	4	1	1	1
	5歳	5	3	6	2	2
	0～5歳	23	20	22	18	18
	6歳	6	5	3	6	2
	7歳	6	6	5	3	6
	8歳	3	4	5	4	3
	9歳	1	3	4	5	4
	10歳	7	1	3	4	5
	11歳	7	7	1	3	4
	6～11歳	30	26	21	25	24

コーホート変化率法による推計

4. 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保

(1) 1号認定（教育ニーズ）

1号認定は満3歳から5歳までの未就学のこどもが該当します。「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり、幼稚園・認定こども園を利用することができます。

①現状

第2期計画期間においては、概ね計画値通りの実績となりましたが、令和5年度及び令和6年度では計画値を上回る実績となりました（図表5-8-1）。

【図表5-8-1 1号認定の実績】

単位：人

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値（量の見込み）	223	213	216	208	197
②実績値	221	198	199	209	198
差（①-②）	2	15	17	-1	-1

②量の見込みと確保方策

令和6年3月末時点における入園児童数は、認可定員数を下回っており、ニーズ量を充足しています。

将来推計人口による将来推計児童数は、減少傾向にあることから、今後も現在の認可定員を利用定員とすることで、提供量を確保できるものと判断します（図表5-8-2、図表5-8-3）。

【図表5-8-2 1号認定の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	170	158	148	143	142
②確保方策	170	158	148	143	142
特定教育・保育施設 （幼稚園、認定こども園）	170	158	148	143	142
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
差（②-①）	0	0	0	0	0

【図表5-8-3（地区別）1号認定の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分		第3期計画					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
八幡	①量の見込み	71	64	60	60	61	
	確保方策	特定教育・保育施設	71	64	60	60	61
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		②合計	0	0	0	0	0
	差(②-①)	0	0	0	0	0	
大和	①量の見込み	48	45	40	37	38	
	確保方策	特定教育・保育施設	48	45	40	37	38
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		②合計	0	0	0	0	0
	差(②-①)	0	0	0	0	0	
白鳥	①量の見込み	35	35	32	30	26	
	確保方策	特定教育・保育施設	35	35	32	30	26
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		②合計	0	0	0	0	0
	差(②-①)	0	0	0	0	0	
高鷲	①量の見込み	0	0	0	0	0	
	確保方策	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		②合計	0	0	0	0	0
	差(②-①)	0	0	0	0	0	
美並	①量の見込み	16	14	16	16	17	
	確保方策	特定教育・保育施設	16	14	16	16	17
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		②合計	0	0	0	0	0
	差(②-①)	0	0	0	0	0	
明宝	①量の見込み	0	0	0	0	0	
	確保方策	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		②合計	0	0	0	0	0
	差(②-①)	0	0	0	0	0	
和良	①量の見込み	0	0	0	0	0	
	確保方策	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		②合計	0	0	0	0	0
	差(②-①)	0	0	0	0	0	

(2)-1 2号認定Ⅰ（教育ニーズ）

2号認定は、満3歳から5歳までの未就学のこどもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育の必要な事由に該当する場合、保育園・認定こども園を利用しますが、保護者の教育的ニーズが強いなどの理由から幼稚園を希望する場合は「2号認定Ⅰ（幼稚園の希望が強いとされるもの）」に該当します。

○量の見込みと確保方策

第3期計画期間においては、2号認定の教育ニーズは見込みません（図表5-9-1、図表5-9-2）。

【図表5-9-1 2号認定Ⅰ（教育ニーズ）の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設 （幼稚園、認定こども園）	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
差（②-①）	0	0	0	0	0

【図表5-9-2（地区別）2号認定Iの量の見込みと確保方策】

単位：人

区分		第3期計画					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
八幡	①量の見込み	0	0	0	0	0	
	確保方策	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		②合計	0	0	0	0	0
	差(②-①)	0	0	0	0	0	
大和	①量の見込み	0	0	0	0	0	
	確保方策	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		②合計	0	0	0	0	0
	差(②-①)	0	0	0	0	0	
白鳥	①量の見込み	0	0	0	0	0	
	確保方策	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		②合計	0	0	0	0	0
	差(②-①)	0	0	0	0	0	
高鷲	①量の見込み	0	0	0	0	0	
	確保方策	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		②合計	0	0	0	0	0
	差(②-①)	0	0	0	0	0	
美並	①量の見込み	0	0	0	0	0	
	確保方策	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		②合計	0	0	0	0	0
	差(②-①)	0	0	0	0	0	
明宝	①量の見込み	0	0	0	0	0	
	確保方策	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		②合計	0	0	0	0	0
	差(②-①)	0	0	0	0	0	
和良	①量の見込み	0	0	0	0	0	
	確保方策	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		②合計	0	0	0	0	0
	差(②-①)	0	0	0	0	0	

(2)-2 2号認定Ⅱ（認定こども園・保育園）

2号認定Ⅱは、満3歳から5歳までの未就学のこどもで、「保育の必要な事由」に該当する児童から、2号認定Ⅰ（幼稚園の希望が強いとされるもの）の児童数を除いた数が該当します。

①現状

第2期計画期間においては、令和2年度から令和6年度にかけて計画値を上回る実績となり、2号認定の保育ニーズが高いことがうかがえます（図表5-10-1）。

【図表5-10-1 2号認定Ⅱ（認定こども園・保育園）の実績】

単位：人

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値（量の見込み）	545	538	527	506	475
②実績値	639	647	637	577	518
差（①-②）	-94	-109	-110	-71	-43

②量の見込みと確保方策

令和6年3月末時点における入園児童数は、認可定員数を下回っており、ニーズ量を充足しています。

将来推計人口による将来推計児童数は、減少傾向にあることから、今後も現在の認可定員を利用定員とすることで、提供量を確保できるものと判断します（図表5-10-2、図表5-10-3）。

【図表5-10-2 2号認定Ⅱ（認定こども園・保育園）の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	499	461	425	406	395
②確保方策	499	461	425	406	395
特定教育・保育施設 （保育園、認定こども園）	499	461	425	406	395
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
差（②-①）	0	0	0	0	0

【図表5-10-3（地区別）2号認定Ⅱの量の見込みと確保方策】

単位：人

区分		第3期計画					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
八幡	①量の見込み	130	117	110	109	112	
	確保方策	特定教育・保育施設	130	117	110	109	112
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		②合計	130	117	110	109	112
	差(②-①)		0	0	0	0	0
大和	①量の見込み	107	99	89	82	85	
	確保方策	特定教育・保育施設	107	99	89	82	85
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		②合計	107	99	89	82	85
	差(②-①)		0	0	0	0	0
白鳥	①量の見込み	168	170	154	143	124	
	確保方策	特定教育・保育施設	168	170	154	143	124
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		②合計	168	170	154	143	124
	差(②-①)		0	0	0	0	0
高鷲	①量の見込み	41	31	30	30	32	
	確保方策	特定教育・保育施設	41	31	30	30	32
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		②合計	41	31	30	30	32
	差(②-①)		0	0	0	0	0
美並	①量の見込み	25	22	24	25	26	
	確保方策	特定教育・保育施設	25	22	24	25	26
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		②合計	25	22	24	25	26
	差(②-①)		0	0	0	0	0
明宝	①量の見込み	15	13	8	10	9	
	確保方策	特定教育・保育施設	15	13	8	10	9
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		②合計	15	13	8	10	9
	差(②-①)		0	0	0	0	0
和良	①量の見込み	13	9	10	7	7	
	確保方策	特定教育・保育施設	13	9	10	7	7
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		②合計	13	9	10	7	7
	差(②-①)		0	0	0	0	0

(3) 3号認定（0歳児）

3号認定は、0歳から満3歳未満までのこどもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育園・認定こども園が利用できます。3号認定は、0歳児、1歳児、2歳児と1歳別に分けて量を見込みます。

①現状

第2期計画期間においては、令和2年度から令和6年度にかけて計画値を下回る実績となりましたが、0歳児保育については、一定のニーズがあることがうかがえます（図表5-11-1）。

【図表5-11-1 3号認定（0歳児）の実績】

単位：人

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値（量の見込み）	89	84	78	75	71
②実績値	33	40	27	28	18
差（①-②）	56	44	51	47	53

②量の見込みと確保方策

令和6年3月末時点における入園児童数は、認可定員数を下回っており、ニーズ量を充足しています。

将来推計人口による将来推計児童数は、減少傾向にあることから、今後も現在の認可定員を利用定員とすることで、提供量を確保できるものと判断します（図表5-11-2、図表5-11-3）。

【図表5-11-2 3号認定（0歳児）の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	43	41	41	39	38
②確保方策	43	41	41	39	38
特定教育・保育施設 （保育園、認定こども園）	43	41	41	39	38
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
差（②-①）	0	0	0	0	0

【図表5-11-3（地区別）3号認定（0歳児）の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分		第3期計画					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
八幡	①量の見込み	15	14	14	13	13	
	確保方策	特定教育・保育施設	15	14	14	13	13
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		②合計	15	14	14	13	13
	差（②-①）		0	0	0	0	0
大和	①量の見込み	7	7	7	7	6	
	確保方策	特定教育・保育施設	7	7	7	7	6
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		②合計	7	7	7	7	6
	差（②-①）		0	0	0	0	0
白鳥	①量の見込み	9	9	9	8	8	
	確保方策	特定教育・保育施設	9	9	9	8	8
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		②合計	9	9	9	8	8
	差（②-①）		0	0	0	0	0
高鷲	①量の見込み	6	6	6	6	6	
	確保方策	特定教育・保育施設	6	6	6	6	6
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		②合計	6	6	6	6	6
	差（②-①）		0	0	0	0	0
美並	①量の見込み	4	3	3	3	3	
	確保方策	特定教育・保育施設	4	3	3	3	3
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		②合計	4	3	3	3	3
	差（②-①）		0	0	0	0	0
明宝	①量の見込み	1	1	1	1	1	
	確保方策	特定教育・保育施設	1	1	1	1	1
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		②合計	1	1	1	1	1
	差（②-①）		0	0	0	0	0
和良	①量の見込み	1	1	1	1	1	
	確保方策	特定教育・保育施設	1	1	1	1	1
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		②合計	1	1	1	1	1
	差（②-①）		0	0	0	0	0

(4) 3号認定（1・2歳児）

3号認定は、0歳から満3歳未満までのこどもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育園・認定こども園が利用できます。3号認定は、0歳児、1歳児、2歳児と1歳別に分けて量を見込みます。

①現状

第2期計画期間においては、令和3年度から令和6年度にかけて計画値を上回る実績となり、1・2歳児保育のニーズが高いことがうかがえます（図表5-12-1）。

【図表5-12-1 3号認定（1・2歳児）の実績】

単位：人

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値（量の見込み）	275	258	242	227	215
②実績値	271	264	267	250	230
差（①-②）	4	-6	-25	-23	-15

②量の見込みと確保方策

令和6年3月末時点における入園児童数は、認可定員数を下回っており、ニーズ量を充足しています。

将来推計人口による将来推計児童数は、減少傾向にあることから、今後も現在の認可定員を利用定員とすることで、提供量を確保できるものと判断します（図表5-12-2、図表5-12-3）。

【図表5-12-2 3号認定（1・2歳児）の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	211	206	199	195	193
1歳児	105	101	98	98	96
2歳児	106	105	101	97	97
②確保方策	211	206	199	195	193
特定教育・保育施設 （保育園、認定こども園）	211	206	199	195	193
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
差（②-①）	0	0	0	0	0

【図表5-12-3（地区別）3号認定（1・2歳児）の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分		第3期計画					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
八幡	量の見込み	1歳児	34	33	32	32	31
		2歳児	30	35	33	32	32
		①合計	64	68	65	64	63
	確保方策	特定教育・保育施設	64	68	65	64	63
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		②合計	64	68	65	64	63
	差（②-①）		0	0	0	0	0
大和	量の見込み	1歳児	21	20	19	19	19
		2歳児	17	21	20	19	19
		①合計	38	41	39	38	38
	確保方策	特定教育・保育施設	38	41	39	38	38
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		②合計	38	41	39	38	38
	差（②-①）		0	0	0	0	0
白鳥	量の見込み	1歳児	33	31	30	30	29
		2歳児	44	32	31	29	29
		①合計	77	63	61	59	58
	確保方策	特定教育・保育施設	77	63	61	59	58
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		②合計	77	63	61	59	58
	差（②-①）		0	0	0	0	0
高鷲	量の見込み	1歳児	6	6	6	6	6
		2歳児	5	6	6	6	6
		①合計	11	12	12	12	12
	確保方策	特定教育・保育施設	11	12	12	12	12
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		②合計	11	12	12	12	12
	差（②-①）		0	0	0	0	0
美並	量の見込み	1歳児	6	6	6	6	6
		2歳児	5	6	6	6	6
		①合計	11	12	12	12	12
	確保方策	特定教育・保育施設	11	12	12	12	12
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		②合計	11	12	12	12	12
	差（②-①）		0	0	0	0	0

単位：人

区分		第3期計画					
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
明 宝	量 の 見 込 み	1歳児	3	3	3	3	3
		2歳児	4	3	3	3	3
		①合計	7	6	6	6	6
	確 保 方 策	特定教育・保育施設	7	6	6	6	6
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		②合計	7	6	6	6	6
		差(②-①)	0	0	0	0	0
和 良	量 の 見 込 み	1歳児	2	2	2	2	2
		2歳児	1	2	2	2	2
		①合計	3	4	4	4	4
	確 保 方 策	特定教育・保育施設	3	4	4	4	4
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		②合計	3	4	4	4	4
		差(②-①)	0	0	0	0	0

(5) 3号認定保育利用率

①幼保施設定員数

本市の各幼保施設の令和6年度現在の利用定員数は、以下のとおりです（図表5-13）。

【図表5-13 市内幼保施設利用定員数】

単位：人

施設名	1号認定	2号認定	3号認定		合計
			0歳児	1歳児・2歳児	
ひかりの丘こども園	15	28	2	10	55
慈教保育園		52	1	17	70
妙高保育園	5	60	5	40	110
妙高幼稚園	50	10	0	0	60
はちまん幼稚園	70				70
幼児教育センター やまびこ園（保育）		114	14	22	150
幼児教育センター やまびこ園（幼稚）	60				60
大中保育園	0	65	0	15	80
白鳥こども園	15	21	1	8	45
浄心こどもの城	15	60	6	29	110
まどか保育園		29	2	9	40
北濃保育園		22	4	9	35
石徹白保育園		11	0	4	15
たかす保育園		55	5	10	70
たかす北保育園		30	5	10	45
幼児教育センター みなみ園（保育）		50	10	10	70
幼児教育センター みなみ園（幼稚）	50				50
明宝保育園		30	3	12	45
和良保育園		32	8	10	50
合計	280	669	66	215	1,230

②保育利用率

国が示す基本指針において、小学校就学前こどもに該当する満3歳未満のこどもの利用定員数の割合である「保育利用率」について、計画期間内における目標値を設定することとされています。

3号認定利用定員数を0～2歳推計人口で割った「保育利用率」は、令和7年度以降、以下のようになります（図表5-14-1、図表5-14-2）。

【図表5-14-1 保育利用率】

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①3号認定利用定員	281人	281人	281人	281人	281人
②0～2歳児推計	523人	513人	498人	488人	480人
保育利用率（①／②）	53.7%	54.8%	56.4%	57.6%	58.5%

【図表5-14-2（地区別）保育利用率】

区分	第3期計画					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
八幡	①3号認定利用定員	75人	75人	75人	75人	75人
	②0～2歳児推計	164人	168人	163人	160人	156人
	保育利用率（①／②）	45.7%	44.6%	46.0%	46.9%	48.1%
大和	①3号認定利用定員	36人	36人	36人	36人	36人
	②0～2歳児推計	102人	107人	102人	100人	98人
	保育利用率（①／②）	35.3%	33.6%	35.3%	36.0%	36.7%
白鳥	①3号認定利用定員	83人	83人	83人	83人	83人
	②0～2歳児推計	166人	143人	139人	136人	133人
	保育利用率（①／②）	52.4%	60.8%	62.6%	64.0%	65.4%
高鷲	①3号認定利用定員	30人	30人	30人	30人	30人
	②0～2歳児推計	34人	35人	35人	35人	35人
	保育利用率（①／②）	88.2%	85.7%	85.7%	85.7%	85.7%
美並	①3号認定利用定員	20人	20人	20人	20人	20人
	②0～2歳児推計	34人	35人	35人	35人	34人
	保育利用率（①／②）	58.8%	57.1%	57.1%	57.1%	58.8%
明宝	①3号認定利用定員	15人	15人	15人	15人	15人
	②0～2歳児推計	15人	14人	14人	13人	13人
	保育利用率（①／②）	100.0%	107.1%	107.1%	115.4%	115.4%
和良	①3号認定利用定員	18人	18人	18人	18人	18人
	②0～2歳児推計	9人	11人	11人	11人	11人
	保育利用率（①／②）	200.0%	163.6%	163.6%	163.6%	163.6%

5. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

(1) 延長保育事業

保護者の就労形態等に応じて、保育園や認定こども園で通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

①現状

第2期計画期間においては、令和2年度から令和5年度にかけて計画値を上回る実績となりました（図表5-15-1）。

【図表5-15-1 延長保育事業の実績】

単位：人

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
①計画値(量の見込み)	121	116	113	107	101
②実績値	107	157	310	216	394
差(①-②)	14	-41	-197	-109	-293

②量の見込みと確保方策

利用者は、減少すると見込まれますが、引き続き保護者の多様な就労形態に対応していきます（図表5-15-2）。

図表5-15-2 延長保育事業の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	370	351	333	322	315
②確保方策	370	351	333	322	315
差(②-①)	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。本市では、「放課後児童クラブ」という名称で、平日の放課後のほか、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

①現状

第2期計画では、放課後児童クラブの登録者数について量の見込み及び確保方策を設定しました。

第2期計画期間においては、計画期間中に新たな放課後児童クラブを開設したことに伴い、令和2年度から令和6年度にかけて放課後児童クラブの登録者数は、計画値を上回る実績となりました（図表5-16-1）。

【図表5-16-1 放課後児童健全育成事業の実績（登録者数）】

単位：人

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値（量の見込み）	442	430	417	406	391
小学1年生	86	77	71	73	73
小学2年生	85	87	79	71	75
小学3年生	94	85	87	79	71
小学4年生	57	64	59	60	53
小学5年生	60	57	64	59	60
小学6年生	60	60	57	64	59
②実績値	488	549	574	561	512
小学1年生	152	156	149	158	142
小学2年生	129	148	138	132	139
小学3年生	108	118	133	113	98
小学4年生	65	70	91	86	63
小学5年生	22	38	44	51	47
小学6年生	12	19	19	21	23
差（①-②）	-46	-119	-157	-155	-121

②量の見込みと確保方策

本計画においては、放課後児童クラブの登録者数のうち、恒常的利用者数について量の見込みを設定します。

恒常的利用者は、減少傾向が見込まれるものの、現状の放課後児童クラブ数を維持しつつ土曜日や長期休暇中の対応について、環境改善、指導者の確保対策等の充実を図ります（図表5-16-2）。

【図表5-16-2 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	280	262	251	233	216
小学1年生	76	67	66	59	53
小学2年生	79	76	69	67	60
小学3年生	83	78	76	68	67
小学4年生	13	14	13	12	11
小学5年生	14	13	14	13	12
小学6年生	15	14	13	14	13
②確保方策	280	262	251	233	216
小学1年生	76	67	66	59	53
小学2年生	79	76	69	67	60
小学3年生	83	78	76	68	67
小学4年生	13	14	13	12	11
小学5年生	14	13	14	13	12
小学6年生	15	14	13	14	13
差(②-①)	0	0	0	0	0

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

※短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）：原則7日以内

※夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）：平日の夜間または休日

①現状

第2期計画期間においては、令和2年度では計画値を上回る実績で、令和3年度から令和5年度にかけて計画値を下回る実績となりました（図表5-17-1）。

【図表5-17-1 子育て短期支援事業の実績】

単位：延べ人数

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
①計画値（量の見込み）	30	30	30	30	30
②実績値	43	4	22	15	7
差（①-②）	-13	26	8	15	23

②量の見込みと確保方策

今後の利用状況を注視しながら、引き続きニーズに適切に対応できるよう事業を実施します（図表5-17-2）。

【図表5-17-2 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：延べ人数

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	32	30	29	28	27
②確保方策	32	30	29	28	27
差（②-①）	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。本市では、子育て支援センターが、子育て支援拠点として各種相談業務、サロン、まめっこクラブなどを行っているほか、私立保育園・認定こども園では、育児不安等についての相談指導、子育てサークルや子育てボランティアの育成、地域保育資源の情報提供などを行っています。

①現状

第2期計画期間においては、令和3年度から令和5年度にかけて計画値を上回る実績となりました（図表5-18-1）。

【図表5-18-1 地域子育て支援拠点事業の実績】

単位：延べ人数

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
①計画値(量の見込み)	3,767	3,543	3,331	3,130	2,967
②実績値	3,567	4,516	4,184	3,601	3,506
差(①-②)	200	-973	-853	-471	-539

②量の見込みと確保方策

引き続き高いニーズが見込まれることから、ニーズに適切に対応できるよう提供体制の確保に努めます（図表5-18-2）。

【図表5-18-2 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策】

単位：延べ人数

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,175	3,117	3,025	2,966	2,912
②確保方策	3,175	3,117	3,025	2,966	2,912
差(②-①)	0	0	0	0	0

(5) - 1 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園又は認定こども園で、主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児を、教育時間の前後又は長期休業期間等に当該幼稚園等において一時的に預かる事業です。

①現状

第2期計画期間においては、幼稚園における一時預かり事業を実施していないことから、実績がありませんでした（図表5-19-1）。

【図表5-19-1 一時預かり事業の実績】

単位：延べ人数

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
①計画値（量の見込み）	1,909	1,875	1,855	1,785	1,684
②実績値	0	0	0	0	0
差（①-②）	1,909	1,875	1,855	1,785	1,684

②量の見込みと確保方策

第3期計画期間においては、本事業の実施予定はありません（図表5-19-2）。子育て短期支援事業や延長保育事業などを活用し、ニーズの充足を図ります。

【図表5-19-2 一時預かり事業の量の見込みと確保方策】

単位：延べ人数

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
差（②-①）	0	0	0	0	0

(5) - 2 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

保育園等で主として保育園等に通っていない又は在籍していない乳幼児を対象に家庭での保育が困難な場合に一時的に預かる事業です。

①現状

第2期計画期間においては、令和2年度から令和5年度にかけて計画値を大きく下回る実績となりました（図表5-20-1）。

【図表5-20-1 一時預かり事業の実績】

単位：延べ人数

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
①計画値(量の見込み)	11,847	11,613	11,379	11,145	10,435
②実績値	1,278	1,059	982	1,183	1,004
差(①-②)	10,569	10,554	10,397	9,962	9,431

②量の見込みと確保方策

利用者は引き続き減少傾向が見込まれるものの、受け入れ体制を維持していきます（図表5-20-2）。

【図表5-20-2 一時預かり事業の量の見込みと確保方策】

単位：延べ人数

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,026	974	924	893	875
②確保方策	1,026	974	924	893	875
差(②-①)	0	0	0	0	0

(6) 病児・病後児保育事業

児童が、入院治療の必要はないが他の児童との集団生活が困難な時期に、保育園等にかわってその児童を一時的に預かる事業で、病気の急性期や急な容態変化へも迅速な対応が可能である郡上市民病院と国保白鳥病院で実施しています。

①現状

第2期計画期間においては、令和2年度から令和5年度にかけて計画値を大きく下回る実績となりました（図表5-21-1）。

【図表5-21-1 病児・病後児保育事業の実績】

単位：延べ人数

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
①計画値(量の見込み)	1,405	1,351	1,307	1,244	1,175
②実績値	96	263	235	455	438
差(①-②)	1,309	1,088	1,072	789	737

②量の見込みと確保方策

引き続き保護者の子育てと就労等の両立を支援できるように、各病院と連携を図っていきます（図表5-21-2）。

【図表5-21-2 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策】

単位：延べ人数

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	395	374	355	343	337
②確保方策	395	374	355	343	337
差(②-①)	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

こどもを預かってほしい人（依頼会員）と預かることのできる人（援助会員）が会員組織を構成し、会員相互による育児支援活動を有償で行う事業です。

①現状

第2期計画期間においては、令和2年度から令和5年度にかけて計画値を大きく下回る実績となりました（図表5-22-1）。

【図表5-22-1 子育て援助活動支援事業の実績】

単位：延べ人数

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
①計画値（量の見込み）	1,750	1,702	1,651	1,607	1,548
②実績値	158	323	366	394	448
差（①-②）	1,592	1,379	1,285	1,213	1,100

②量の見込みと確保方策

当該事業の利用については、保護者の都合による、一時的な預かり等の利用等が今後も引き続き見込まれます（図表5-22-2）。

現在の体制でニーズに対応できるものと見込んでいますが、当該事業の就学児以外の利用も含めた多様なニーズに対応していくため、今後も会員数の増加を図る等、提供体制の確保に努めます。

【図表5-22-2 子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：延べ人数

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	363	344	331	316	295
②確保方策	363	344	331	316	295
差（②-①）	0	0	0	0	0

(8) 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後のうつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対する不安や孤立感などを抱える母親、お子さんの発達を心配している家庭、不適切な養育状態にあり、虐待のリスクを抱えている家庭に養育支援訪問員を派遣し、家事育児の援助を行う事業です。

①現状

第2期計画期間においては、令和2年度から令和5年度にかけて計画値を上回る実績となりました（図表5-23-1）。

【図表5-23-1 養育支援訪問事業の実績】

単位：延べ訪問回数

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
①計画値(量の見込み)	50	50	50	50	50
②実績値	52	133	197	272	286
差(①-②)	-2	-83	-147	-222	-236

②量の見込みと確保方策

延べ訪問回数が増加傾向で推移していることから、今後も同程度の訪問回数を見込んでいます（図表5-23-2）。

引き続き関係機関と連携し、支援が必要な家庭への迅速な対応を行います。

【図表5-23-2 養育支援訪問事業の量の見込みと 確保方策】

単位：延べ訪問回数

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	239	235	228	224	220
②確保方策	239	235	228	224	220
差(②-①)	0	0	0	0	0

(9) 子育て世帯訪問支援事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供等を行います。

○量の見込みと確保方策

第2期計画期間中において、養育支援訪問事業の延べ訪問回数が増加傾向にあったことから、本事業についても一定の利用があると見込まれます（図表5-24）。

関係機関と連携し、支援が必要な家庭への迅速な対応を行います。

【図表5-24 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：延べ人数

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	120	118	114	112	110
②確保方策	120	118	114	112	110
差(②-①)	0	0	0	0	0

(10) 親子関係形成支援事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニング等の実施や、参加者同士によるピアサポートを通じ、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

■今後の方向性

ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。

(11) 児童育成支援拠点事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。

■今後の方向性

ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。

(12) 妊婦健康診査事業

母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に基づき、健やかなこどもを産み育てるため、妊娠期の異常の早期発見、早期治療を目的として健康診査を行う事業です。

①現状

第2期計画期間においては、令和2年度から令和5年度にかけて計画値を下回る実績となりました。また、妊娠届出数も年々減少傾向にあります（図表5-25-1）。

【図表5-25-1 妊婦健康診査事業の実績】

単位：延べ人数

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込）
妊娠届出数	199	177	173	152	
①計画値（量の見込み）	3,158	3,158	3,158	3,158	3,158
②実績値	2,443	2,194	2,097	1,922	1,499
差（①-②）	715	964	1,061	1,236	1,659

②量の見込みと確保方策

妊娠届出数の減少に伴い、利用が減少していくと見込まれます（図表5-25-2）。

引き続き対象者への周知及び利用促進を図り、妊娠初期からの継続した支援に努めます。

【図表5-25-2 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保方策】

単位：延べ人数

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,150	2,074	2,036	1,985	1,922
②確保方策	2,150	2,074	2,036	1,985	1,922
差（②-①）	0	0	0	0	0

(13) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

①現状

第2期計画期間においては、0歳児人口の減少により、令和2年度から令和5年度にかけて計画値を下回る実績となりました（図表5-26-1）。

【図表5-26-1 乳児家庭全戸訪問 事業の実績】

単位：人

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
①計画値(量の見込み)	233	215	203	192	183
②実績値	219	192	168	165	167
差(①-②)	14	23	35	27	16

②量の見込みと確保方策

0歳児人口は、減少していくことが推計されますが、今後もすべての乳児家庭の訪問に努めます（図表5-26-2）。

【図表5-26-2 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	164	158	155	151	147
②確保方策	164	158	155	151	147
差(②-①)	0	0	0	0	0

(14) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

①現状

第2期計画期間においては、2カ所で開催しています（図表5-27-1）。

【図表5-27-1 利用者支援事業の実績】

単位：か所

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
①計画値(量の見込み)	2	2	2	2	2
②実績値	2	2	2	2	2
差(①-②)	0	0	0	0	0

②量の見込みと確保方策

今後も既存の実施体制のもとで事業の実施を継続していきます（図表5-27-2）。

【図表5-27-2 利用者支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：か所

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保方策	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設などの利用者負担額については、市の条例や規則により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されており、日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について低所得者に対して、公費による補助を行う事業です。

■今後の方向性

事業の導入については、国や県の近隣の市町村の動向を踏まえるとともに、市民ニーズなどを把握しながら検討します。

(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業です。

■今後の方向性

本市では教育・保育の提供量がニーズ量を上回っていることから、現時点では民間事業者の参入は想定しておりません。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

令和6年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、妊婦に対し、面談等を通じて、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

利用希望者が、事業を利用できるよう、事業の周知を図り、支援の充実に努めます（図表5-28）。

【図表5-28 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：延べ回数

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	474	456	447	435	423
1組当たり面談回数	3回	3回	3回	3回	3回
妊娠届出数	158件	152件	149件	145件	141件
②確保方策	474	456	447	435	423
差(②-①)	0	0	0	0	0

(18) 産後ケア事業

令和6年の子ども・子育て支援法改正に伴い、産後ケア事業が、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

本事業は、出産後1年未満の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する訪問型があります。

■量の見込みと確保方策

産後ケア事業所の受け入れ体制の整備を図りながら、体調や子育てに不安を抱えている等、本事業の利用が必要な母親に適切な支援が提供できるよう事業を実施します（図表5-29）。

【図表5-29 産後ケア事業の量の見込みと確保方策】

単位：延べ回数

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12	12	12	9	9
②確保方策	12	12	12	9	9
差(②-①)	0	0	0	0	0

6. 子育てのための施設等利用給付

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園の授業料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、年4回の支給を目安とし、公正かつ適正な給付方法について適宜検討します。

子育てのための施設等利用給付の対象施設である「特定子ども・子育て支援施設等」の確認や公示、指導監督等については、認可権限や指導監督権限を持つ県に対し運営状況等の情報提供を求める等により、連携しながら保育の質の向上を図るよう努めます。

7. こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度とは、子どものための教育・保育給付を受けていない（保育園、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない）0歳6か月から満3歳未満までの小学校就学前のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う制度です。

こどもを中心に、こどもの成長の観点から、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的としているため、保護者の保育を必要とする事由（就労要件等）を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能となっています。

本制度は、令和7年度は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和8年度からは、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されます。

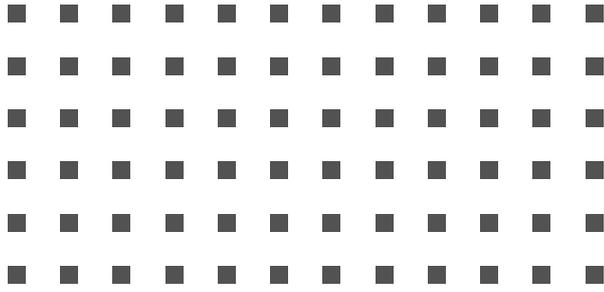
■量の見込みと確保方策

令和8年度の制度開始に向け、必要な量の確保に努めます（図表5-30）。

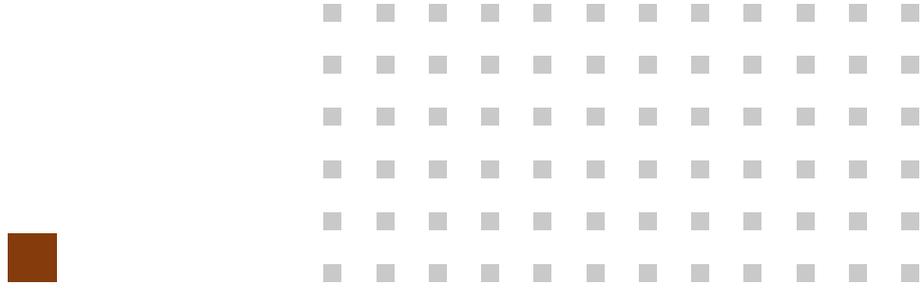
【図表5-30 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		20	18	17	15
0歳児		5	4	4	4
1歳児		7	7	6	5
2歳児		8	7	7	6
②提供量		20	18	17	15
0歳児		5	4	4	4
1歳児		7	7	6	5
2歳児		8	7	7	6
差(②-①)		0	0	0	0



第6章 計画の推進に向けて



第6章 計画の推進に向けて

1. 推進の体制

本計画の推進にあたっては、子育て家庭や関係機関など広く市民への周知に努めます。

また、計画の適切な進行管理を進めるために、関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「郡上市子ども・子育て会議」において、毎年度、施策の実施状況について点検、評価を行います。

2. 国・県等との連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、法律や制度に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

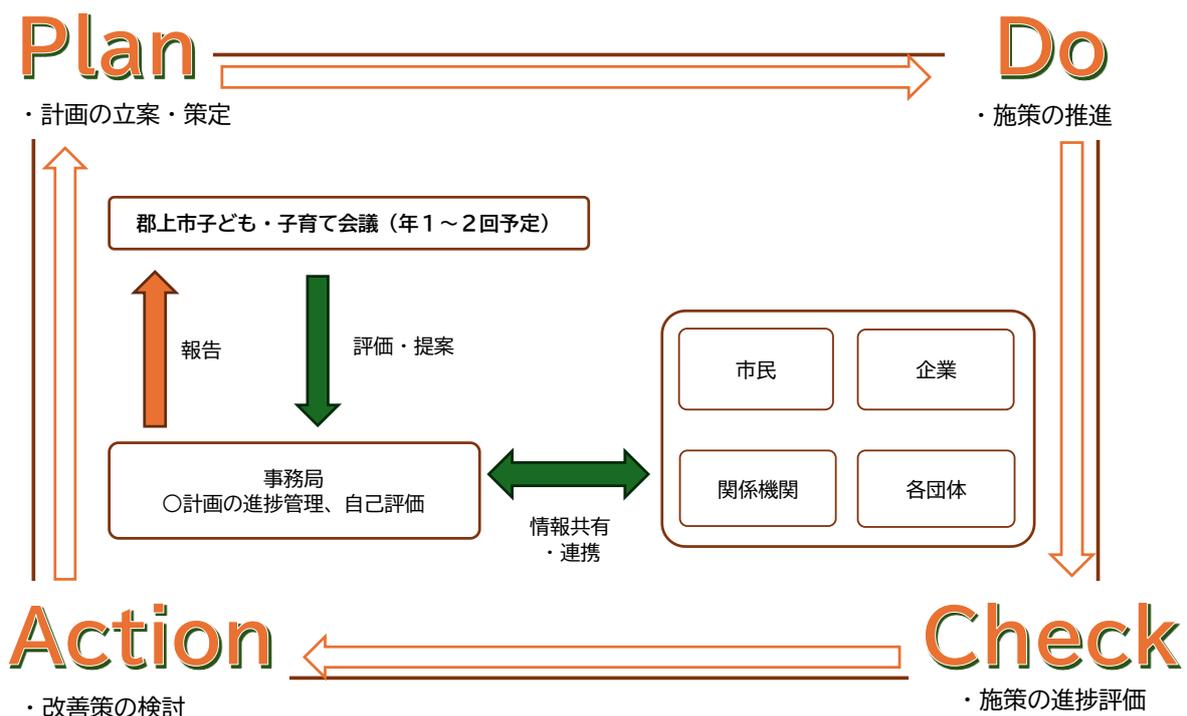
3. 計画の達成状況の点検及び評価

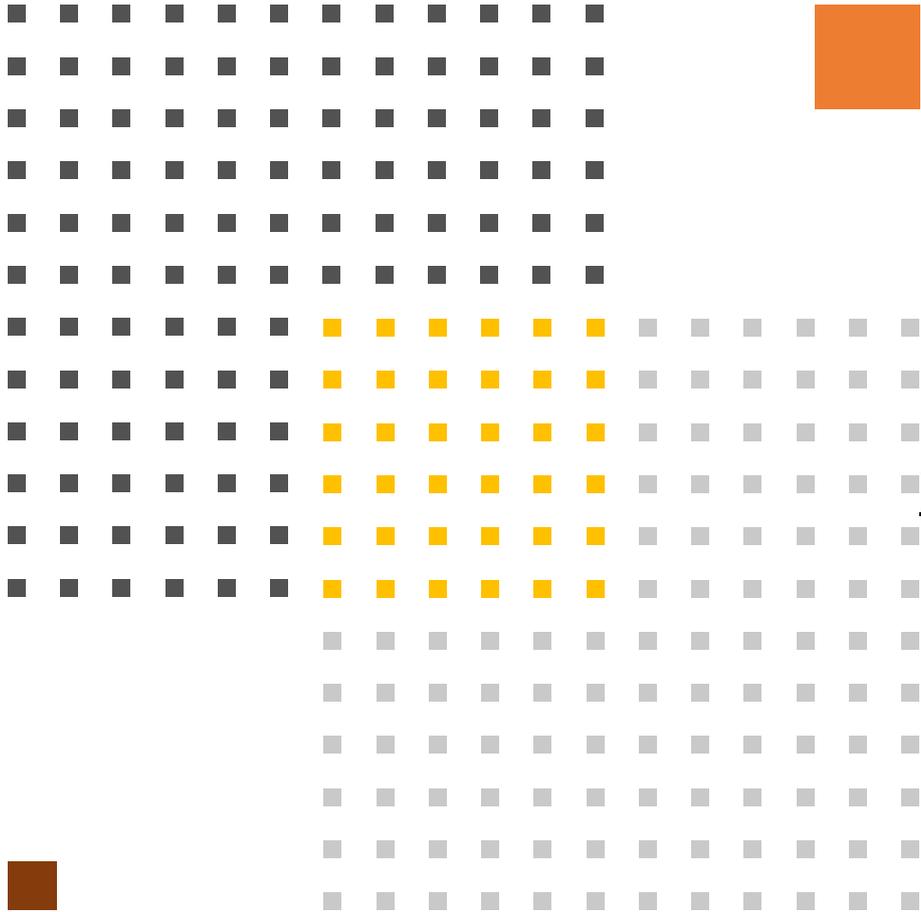
進捗状況の確認や検証は、行動指針を作成し、個別事業の進捗管理を行います。

点検・評価については、PDCAサイクルに基づき、個別事業の進捗状況（アウトプット）と計画全体の成果（アウトカム）の両面から行います（図表6）。

なお、本計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離した場合には、必要に応じて見直しを行います。

【図表6 PDCAサイクル】





資料編

資料編

1. 策定経過

区分		実施内容	
令和6年度	第1回	日時	令和6年8月5日(月)
		場所	郡上市総産業プラザ4F 交流ホール
		議題	・第三期子ども・子育て支援事業計画・自治体子ども計画策定に向けて
	第2回	日時	令和7年1月10日(金)
		場所	郡上市役所4F 大会議室
		議題	・郡上市子ども計画(第三期子ども・子育て支援事業計画)素案について ①第二期子ども・子育て支援事業計画の評価と課題 ②郡上市子ども計画の基本理念と施策体系 ③数値目標(指標)の設定と進捗管理について ④教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込みと確保方策について ⑤子どもや若者、子育て当事者等からの意見聴取等について
	令和7年2月10日～令和7年3月2日:パブリックコメント実施		
	第3回	日時	令和7年3月21日(金)
		場所	郡上市産業プラザ 4階 交流ホール
		議題	・郡上市子ども計画(第三期子ども・子育て支援事業計画)について ①パブリックコメントの結果報告 ②子ども・子育て会議委員からの意見にかかる対応状況 ③郡上市子ども計画最終(案)の内容確認

2. 郡上市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日条例第 28 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、郡上市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する団体からの代表者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第 7 条 市は、委員に対し、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年郡上市条例第 47 号）に定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和5年3月27日条例第9号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3. 郡上市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

氏名	所属機関・団体名	役職等	備考
岡野 早登美	保護者代表	保護者代表（大和町）	
可児 瞳	保護者代表	保護者代表（八幡町）	
林 美恵	郡上市PTA連合会	岐阜県PTA連合会子育て委員	
杉山 賢	浄心こどもの城	浄心こどもの城園長 郡上市保育研究協議会会長 岐阜県民間保育園・こども園連盟 副会長	
川尻 めぐみ	北濃保育園兼石徹白保育園	北濃保育園兼石徹白保育園長 郡上市保育研究協議会園長部長	
兼山 裕美	和良保育園	和良保育園長 郡上市保育研究協議会委員	
伊藤 正夫	郡上市社会教育委員会	郡上市社会教育委員長	
山田 純子	郡上市ファミリー・サポート・センター	郡上市ファミリー・サポー・センター 事務局	副会長
上村 英二	NPO法人郡上市放課後児童クラブ	NPO法人郡上市放課後児童クラブ 理事長	会長
上村 ひとみ	主任児童委員連絡会	主任児童委員連絡会会長	
原 峰子	郡上市ひまわり教室保護者会	郡上市ひまわり教室保護者代表	
成澤 武史	児童福祉施設	合掌苑施設長	
梅田 裕介	中部学院大学	教育学部子ども教育学科講師	
永谷 純	川合小学校	川合小学校校長 小学校長代表	
朝日 朱未	公募委員	一般公募	

4. 用語解説

あ行
<p>隘路（あいろ） 物事を進める上で妨げとなるものや条件、支障、難点、問題点のこと。</p>
<p>生きる力 知・徳・体のバランスのとれた力。変化の激しいこれからの社会を生きるこどもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。</p>
<p>育児休業 出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。育児・介護休業法では、原則として子が1歳に達するまで、認可保育所への入所を希望したが入所できない場合等には、子が1歳6か月または2歳になるまでの労働者の育児休業取得が認められている。</p>
<p>インクルーシブ教育 障がいや病気の有無、国籍や人種、宗教、性別といった様々な違いや課題を超えて、すべてのこどもたちが同じ環境で一緒に学び合う教育のこと。</p>
<p>ウェルビーイング well（よい）とbeing（状態）からなる言葉。 世界保健機関（WHO）では、「個人や社会のよい状態。健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、環境的な状況によって決定される。」としている。</p>

か行
<p>核家族化 夫婦とその未婚のこどもで構成される家族のことを「核家族」と呼ぶが、我が国では都市化や高度経済成長とともに、3世代同居等の「大家族世帯」が減少し、「核家族」世帯の増加が進行した。この現象を「核家族化」と呼んでいる。</p>
<p>寡婦 夫と死別または離縁した後、再婚せず、ひとりである女性のこと。</p>
<p>企業 利潤追求を目的として、継続的かつ計画的な意図のもとに、生産、販売、サービス等、各種の営利行為を実施する一個の統一された独立の経済的生活体のこと。 本計画においては、主に市内に事業部のある私企業を指す。</p>
<p>教育時間 幼稚園教育要領では、「幼稚園の1日の教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達や季節などに適切に配慮すること。」としている。 本計画においても、この規定に準じる。</p>
<p>合計特殊出生率 人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産むこどもの数を示す。 女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産むこどもの数の平均を求めたもの。</p>
<p>こども こども基本法第2条において、こどもは「心身の発達の過程にある者」と定義されている。</p>
<p>こども家庭センター こどもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援を行う機関。</p>

<p>こども基本法</p> <p>こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。 令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。</p>
<p>子ども・子育て支援事業計画</p> <p>子ども子育て支援法第61条第1項の規定に基づき策定を義務付けられている。 国の基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画。</p>
<p>こども大綱</p> <p>こども基本法第9条に基づくこども施策に関する大綱。 こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項等について定められており、既存の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」の3つの大綱が一元化されている。 令和5年12月に閣議決定された。</p>
<p>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律</p> <p>こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るために、こどもの貧困対策の基本理念・基本となる事項を定め、国等の責務を明らかにして、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、平成25年6月に「こどもの貧困対策の推進に関する法律」として成立した。 令和6年の改正により、法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められた。 法第10条第2項に基づき、こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画の策定が努力義務とされている。</p>
<p>こどもまんなか社会</p> <p>すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。（こども大綱より）</p>
<p>こども未来戦略</p> <p>「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」の3つを基本理念として、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して令和5年12月に閣議決定された。 児童手当の拡充や大学等授業料・入学金の無償化（多子世帯）等、令和6年度からの3年間に実施すべき少子化対策等の施策を示した「加速化プラン」の内容が含まれている。</p>
<p>子供・若者育成支援推進大綱</p> <p>子ども・若者育成支援推進法に基づき、こども・若者育成支援の基本的な方針や関連施策等を示した大綱。令和3年4月には第3次となる大綱が策定されている。</p>
<p>コミュニティー・スクール</p> <p>学校と地域住民や保護者などが学校運営について協議する合議制の機関である学校運営協議会を設置した学校を指す。</p>

さ行
<p>サブスクリプション</p> <p>商品やサービスを所有・購入するのではなく、一定期間利用できる権利に対して料金を支払うビジネスモデルを指す。</p>
<p>産じょく期</p> <p>出産後の約6～8週間の期間を指し、母体が妊娠前の状態に戻るまでの時期。</p>
<p>次世代育成支援対策推進法</p> <p>次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された。当初は10年間の時限立法だったが、令和6年の改正により令和17年3月31日まで延長されている。</p> <p>法第8条第1項に基づき、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、こどもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進等次世代育成支援対策の実施に関する「市町村行動計画」を策定することができる。</p>
<p>児童福祉法</p> <p>児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。</p>
<p>人口ピラミッド</p> <p>国や地域の人口分布を、男女別・年齢別にグラフにしたもの。</p> <p>人口分布により、「富士山型」、「ピラミッド型」、「つりがね型」、「つぼ型」といった形がある。</p>
<p>スクールカウンセラー</p> <p>学校に配置され、児童生徒や保護者、教職員の心のケアや問題解決を支援する心理職の専門家。</p>
<p>スクールソーシャルワーカー</p> <p>教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。</p>
<p>スマイル</p> <p>何らかの理由で学校へ行けなくなったこどもたちが、指導員とともに様々な活動を行い、社旗生活に適應できる力を身につけ、学校へ戻れるように支援するために開設した郡上市適應指導教室「スマイル」のこと。</p>

た行
<p>男女共同参画</p> <p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。</p>
<p>特定教育・保育施設</p> <p>施設型給付（施設の運営等に係る費用の補助）を受けるために市町村から「確認」が行われた認定こども園や幼稚園、保育園のことを指す。</p> <p>国が定めた「認可」を受けた施設とは異なり、あくまでも財政の支援を受けるために市町村から「確認」された施設となっている。</p>

な行
<p>認定こども園</p> <p>幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設で、就学前のこどもを対象に教育・保育や子育て支援を行う施設。</p> <p>幼稚園的機能と保育園的機能の両方の機能をあわせ持つ「幼保連携型」、認可幼稚園が保育の必要なこどものための保育時間を確保するなど保育園的な機能を備えた「幼稚園型」、認可保育所が保育の必要なこども以外のこどもも受け入れるなど幼稚園的な機能を備えた「保育所型」、幼稚園・保育園いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たす「地方裁量型」といった形態がある。</p>
<p>ネットワーク</p> <p>本計画では、「個々の人のつながり」という意味で扱う。</p>

は行
<p>パブリックコメント</p> <p>行政機関が施策や条例案、計画等を策定する際に、事前に案の公表をすることで、広く一般の住民から意見を募り、その意見を考慮して意思決定を行う手続のこと。</p>
<p>ピアサポート</p> <p>同じような立場や課題を抱える仲間同士が支え合う活動のこと。</p> <p>ピア (peer) は「仲間・対等」を意味し、サポート (support) は「支援する」を意味する。</p>
<p>ペアレント・トレーニング</p> <p>行動理論に基づいてこどもの行動を理解し、ほめ方や指示の出し方などの養育スキルを学ぶプログラムのこと。</p>
<p>保育利用率</p> <p>満3歳未満のこども全体に占める、認定こども園や保育園、地域型保育事業などの利用定員数の割合のこと。令和7年度以降の保育利用率は、“3号認定の利用定員数／0～2歳の推計人口”の計算式で算出している。</p>
<p>放課後子供教室</p> <p>放課後、こどもたちが安心して活動できる安全な居場所として、小学校の施設を活用し、地域の方々の協力を得ながら学習活動や様々な体験・交流活動を行う事業。</p>

ま行
<p>民生委員児童委員</p> <p>地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生委員児童委員の任期は3年間。</p> <p>児童委員は、児童福祉法第12条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務している。</p> <p>民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。</p>
<p>メディア</p> <p>本計画では、「インターネットのニュースサイトや新聞、雑誌といった情報媒体」という意味で使用している。</p>

や行
<p>ヤングケアラー</p> <p>本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のこと。</p>
<p>要保護・準要保護児童</p> <p>要保護児童とは、保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（児童福祉法第6条の2第8項）、保護者のない児童（現に監督保護している者がいない児童）（児童福祉法第6条の2第8項）で、虐待を受けた児童だけでなく、障がいを持った子ども、不良行為（非行、犯罪行為含む）をする、またはする恐れのある児童をいう。</p> <p>準要保護児童とは、生活保護法の要保護者に準ずる程度に困窮している児童を指す。</p>

ら行
<p>ライフステージ</p> <p>人の生涯を少年期、青年期、壮年期など、人生の節目ごとに区切ったそれぞれの段階を指す。</p>
<p>療育</p> <p>障がい児や発達に課題のあるこどもが、社会的自立生活に向けて、身体面・精神面等の機能を高めるべく、かつ社会的自立生活に向けて、医療的配慮のもとで育成されること。</p>
<p>労働力率</p> <p>15歳以上の人口に占める労働力人口の割合のこと。</p> <p>労働力人口とは、15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口を指す。</p>

わ行
<p>ワーク・ライフ・バランス</p> <p>「仕事と生活の調和」と訳され、「一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されている。</p>

アルファベット等
<p>A L T</p> <p>Assistant Language Teacher の略。</p> <p>外国語を母国語とする外国語指導助手の事を言う。小学校や中学校・高等学校に児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に各教育委員会から学校に配置され、授業を補助している。</p>
<p>I C T</p> <p>Information and Communication Technology の略。</p> <p>「情報通信技術」を意味するが、情報処理や通信技術そのものだけではなく、通信機器やソフトウェア、それを活用した多様なサービスの総称としても使われる。</p>
<p>N P O</p> <p>民間非営利組織（Non Profit Organization）。</p> <p>ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体のうち、特定非営利活動促進法（NPO法）によって法人格を取得した団体のこと。団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能。</p>
<p>P D C A サイクル</p> <p>Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字を取った言葉で、品質や生産性の向上、業務改善、目標達成などに活用されるフレームワーク。</p>

郡上市こども計画

令和7年3月策定

発行 岐阜県郡上市

編集 郡上市 健康福祉部 児童家庭課

〒501-4297

岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

電話 0575-67-1121

FAX 0575-67-0604